里親支援

創刊号 2022.6

巻 頭 言

特定非営利活動法人 里親を支援する会大阪 理事長 石井 勲

「里親を支援する会大阪」は、初代理事長の西野昭政氏が里親活動に強い関心を持たれ 創設されました。共に大阪ソーシャルワーカー協会の会員としてソーシャルワークの研究 活動を展開しております。このたび、創立7周年を迎えるにあたり記念誌を発行すること になりました。里親制度はかなり普及してきましたが、欧米諸国と比べるとまだまだ低い 存在であります。大阪において親の病気や経済的な理由などで家庭を離れて生活する子供 たちは、乳児院や児童養護施設で生活しているものが約80%で、里親などの家で生活し ている子どもが約20%です。

わが国の児童福祉制度では、児童養護施設における児童養育が長年にわたって展開されています。近年、グループホームやファミリーホームが制度化されたので、かなり家庭的な養護が展開されるようになりました。しかし、子どもに家庭生活を受ける権利は保障されていないのです。わが国における里親の不振はどこにあるのでしょうか。乳児院や児童養護施設が偏重されるのはなぜでしょうか。子どもの福祉制度は、子どもの最善の利益を保証することであります。

私は、2012年から6年間、ファミリーホームを運営しました。普通の一軒家を借用して妻と二人が住み込んで子どもと共に生活しました。子どもたちと寝食を共にすることで他人同士ではあるが親密な関係ができてくることを体験しました。幼児から高校生まで預かりました。不思議なくらい気持ちが通い、毎日の生活が楽しくなりました。子どもたちは私たち夫婦を「おじいちゃん、おばあちゃん」と呼んでくれたので自分の子どものような関係ができました。残念ながら妻が80歳となり脳梗塞で倒れたために辞めました。この体験によって、里親家庭の必要性を深く認識しました。

記念誌の発行を契機として、里親支援活動をより充実したものにしたいと思います。



「里親を支援する会 大阪」里親支援 創刊号 目 次

巻頭	頁言		石井	勲	
1	<u></u>	単親制度の歩み	清水	教惠	1
2	J	見童養護施設における里親支援について	石井	勲	8
3	<u></u>	 思親等の家庭養護の現状と課題	山本	公彦	13
4	<u></u>	 思制度の現状と課題	中村	又一	19
5	拿	貧困の連鎖を断ち子どもの未来を守るために	道中	隆	34
6	君	吉者支援と就労支援の現場から	加藤	彰俊	49
7	孚	見児について ~小規模保育園での生活~	西村	幸子	58
8	至	発達に遅れをもつ子どもへの保育的支援	黒田	治子	66
9	<u>=</u>	単親生活を振り返って	住友	脩	71
参	宇道	資料			
-	1	活動報告			99
4	2	会則「里親を支援する会大阪」			100
	3	養育(里親)などに関連する映画作品の紹介			101

編集後記

里親制度の歩み

清水教惠

他人の子を里子として預かって養育する里親の風習は、平安時代あるいはそれ以前から あったといわれている。その後も、キリスト教・仏教関係者などによる孤児の養育、農村・ 漁村での里親・里子の風習、明治以降の育児施設での子どもの里親委託が行われてきた。

1. 創設期の里親制度

それが国の社会制度(里親制度)として成立するのは、戦後の児童福祉法制定によってである。第2次世界大戦後、戦災孤児・引き揚げ孤児や浮浪児の問題は、戦後処理の大きな社会的課題のひとつであった。戦後の児童保護対策は、これら児童への緊急保護対策から出発した。そして1947(昭和22)年に児童福祉法が制定・公布されると、そこに里親制度が法律上の制度として位置づけられた。しかし、乳児院や養護施設(現・児童養護施設)が法律の各条文に規定されたのに対して、里親については、条文中に括弧書きで説明されたにすぎなかった。

その後里親制度は児童福祉法を基本にしながら、その実際の運用は1948年の厚生次官通知「里親等家庭養育の運営に関して」や、その別紙「家庭養育運営要綱」などによって行われた。1951(昭和26)年に児童憲章⁽¹⁾が制定され、児童福祉法改正によって保護受託者制度が設けられた。この制度は、義務教育を終了した要保護児童を家庭で保護し、独立自活のための職業能力を育成しようとするものだったが、制度の活用は不十分なものであった。

2. 里親制度の広がりと停滞

この間にGHQ(連合国軍最高司令官総司令部)によるホスピタリズム(施設生活児童の発達障害)の指摘、国連から派遣された児童福祉顧問アリス・K・キャロルの指導の後全国的に里親委託が進められ、1940年代末から50年代初めにかけて里親制度の存在感が急速に高まった。

一方で、里親制度はその運用が厚生省・都道府県、そして実際には児童相談所に委ねられた。ところが、児童相談所では人事移動が頻繁で専門性を備えたケースワーカーの育成が難しく、福祉職の登用・活用も必ずしも積極的に行われなかったともいわれる。戦災孤

児などの問題が収束しはじめ、昭和50年代後半には要保護児童の減少が生じた。

このようにして、里親制度は「家庭養育運営要綱」の策定や保護受託者制度の制定によって一応の完成をみた。しかし厚生省は家庭的で個別的な養育環境の必要性を主張しながら、里親制度を積極的に推進する具体的政策を打ち出さなかった。そのため、里親制度の創設期として里親委託児童数は大幅に増加したが、1959(昭和34)年以降は減少に転じ、制度の衰退が始まっている。⁽²⁾

3. 経済成長・停滞期の里親制度

高度経済成長に向かう社会の激しい変化は、家族の混乱と生活崩壊を多発させた。そのため里親登録数・里親委託児童数が増加し、里親委託児童数は1958(昭和33)年にピークに達した。

この年から厚生省は全国里親研究協議会を開催し、国際児童福祉研究会議などの国際会議が催され、全国社会福祉協議会が中心となって全国里親連合会と協同して里親制度の普及発展が図られた。1961(昭和36)年当時の厚生省児童家庭局長は里親重視の姿勢で、中央児童福祉審議会も家庭機能を再確認し、児童・家庭を一体として把握する方向性を示している(1963年)。また1960年代初めから、神戸市・大阪市では家庭養護寮の取り組みが行われた。これは、児童相談所から3~5人程度の児童を受託して、専門的指導技術をもった一般家庭で養育する制度だった。^[3]

1971 (昭和46) 年のニクソンショックや73年のオイルショックなどで大きな経済的混乱や経済停滞が生じ、社会福祉政策の見直し(社会福祉の削減)が行われた。1971・72年の『厚生白書』は里親制度の有効性の認識を示したが、国が里親制度活用に積極的に関与しない流れが80年代後半まで続いた。1973年に特別養育費の支給、高校在学児の委託延長などが行われ、東京都では養育家庭制度の創設による里親の開拓や支援がなされた。しかし、1960年以降においては、1974 (昭和49)年の短期里親制度の創設以外、全国的な里親制度の改革はなかった。この制度は、1か月から1年の短期間、里親希望の里親のもとで里子を養育するものであった。

社会福祉見直し期においては、国は1980年代当初からの行政改革の流れを受けて、里 親委託を里親同士の助け合いで行う事業として全国里親会に委託し、里親をボランティア と位置づけた。1970~80年代においては、里親制度は国の政策としてはなかば放置状態 にあった。

4. 特別養子制度の創設と里親制度の改正

1987 (昭和62) 年の民法改正によって特別養子縁組制度(特別養子制度)が立法化され、1988年から施行された。この制度は従来の養子制度は存続させたうえで、それとは別に、実親との間の法的親子関係を断絶させて養子縁組の子に新たな養育者を与えるもので、実

親と子どもの関係を終了させる欧米型の特別養子制度が、日本でも実施されるようになった。

そしてこの制度の導入に伴って、里親制度に大きな改正があった。1987年、「里親等家庭養育の運営に関して」と「家庭養育運営要綱」は改正され、新たに「里親等家庭養育の運営に関して」(厚生事務次官通知)とその別紙「里親等家庭養育運営要綱」および「里親等家庭養育運営要綱の実施について」(厚生省児童家庭局長通知)にもとづいて、里親制度が運営されることになった。改正の意図(厚生省)は、先の1948(昭和23)年通知の問題点を改善し、里親制度を広く国民に普及させることと説明されている。また改正のポイントは「特別の篤志家に里親になってもらうという従来の理念を改め、広く里親を求め、普通の人を立派な里親に育てていくという理念」(児童家庭局育成課)へと変わったことである。

5. 国連子どもの権利条約と里親制度

1989(平成元)年、子どもの最善の利益や意見表明権などの保障をうたった国連子どもの権利条約が採択され、1994年にそれが日本でも批准されると、それまでの施設措置優先の社会的養護体制は見直されなければならなくなった。1990年代前半には里親制度の改善や発展の方策が検討課題と報告され始めたものの、当面の課題としては施設養護を中心とする子どもの権利保障の考えが主流であった。

また、1997(平成9)年の児童福祉法改正は法制定以来の大改革といわれ、保育所入所の仕組み(措置制度)の変更や児童福祉施設の名称・機能の変更などが行われたが、里親制度には手がつけられなかった。

子どもの権利条約批准に伴う国連子どもの権利委員会への第1回報告に対して、1998(平成10)年同委員会からの総括所見が出された。そこでは、家庭環境を奪われた子どもの養護に関して、わが国の児童養護体制が施設養護に依存しすぎていると指摘した。そして、里親などの家庭的養護体制の促進を求めた。すでに国連子どもの権利条約批准によって、施設措置中心の社会的養護体制を見直さなければならなくなっていた。そのうえに今回の指摘であった。そのため政府(厚生省)は、いくつかの通知を発して里親制度運用の見直しを行った。たとえば、施設の援助で施設入所児童でそれが望ましい子どもを積極的に里親委託しようとしたり、乳児院に家庭支援専門相談員を配置する、里親委託児童の保育所利用を認める、などである。

6. 里親制度の改革(専門里親制度の創設、里親養育の最低基準設置など)

2000 (平成12) 年に児童虐待の防止等に関する法律が制定・公布され、2002年には 戦後初めてといわれる里親制度の大きな改正が行われた。そのひとつは、専門里親と親族 里親を創設して、養育里親・短期里親と合わせて4種類の里親が「里親の認定等に関する 省令」(平成14年厚生労働省令第115号)に規定されたことである。この専門里親は児童虐待の社会問題化を背景に創設されたもので、被虐待児など特に家庭での親密な援助を必要とする子どもに家庭的援助を提供して、その養育と自立の支援を行う里親のことである。また、「里親が行う養育に関する最低基準」(同第116号)ができ、里親は児童福祉施設長と同様の権利・義務をもつことになった。こうして、里親養育は私的なものではなく、社会的な養育であることが明確に示された。⁽⁴⁾ 制度改正後、全国里親会や全国養護施設協議会などの里親関係団体の動きも活発になった。

2003年、社会保障審議会児童部会に「社会的養護のあり方に関する専門委員会」が設置され、その報告書で施設養護から家庭的養護への移行という社会的養護の基本方針を示して、里親制度の運用を積極的に促そうとした。2004(平成16)年には、少子化対策のひとつとして「子ども・子育て応援プラン」が策定され、その施策のひとつとして里親制度の充実による里親への委託児童の増加を図ろうとした。また、国は家庭的環境のもとで要保護児童を養育することが望ましいとして、乳児院・児童養護施設の入所児童と里親委託児童のうち、里親委託児童の割合を2009(平成21)年度には15%に引き上げる目標をたてた。2002年の里親制度改正後、いくつかの児童家庭局長通知などで制度拡充を図ろうとしたが、目標は達成できなかった。^⑤

7. 社会的養護体制の拡充と里親支援体制の整備

2007(平成19)年、厚生労働省(雇用均等・児童家庭局家庭福祉課)に「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会」が設置され、その中間まとめで、里親委託が進んでおらず里親・児童福祉施設・児童相談所などの連携も十分でないと指摘された。同年、児童の社会的養護体制拡充への具体策検討のために、「社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会」が設置された。その報告書「社会的養護体制の充実を図るための方策について」では、社会的養護体制の拡充が緊急課題だとし、体制整備の具体策として里親制度の拡充、小規模グループ形態の住居での新たな養育制度の創設、施設ケアでの家庭的養護の拡充を提言した。

2008 (平成20) 年の児童福祉法改正では、一般にファミリーホームと呼ばれる小規模住居型児童養育事業が規定された。また、養育里親と養子縁組里親の区別、養育里親への研修受講の義務づけ、専門里親を養育里親に含めることなども決められた。里親への相談に応じ、必要な情報提供・助言を行うなどの都道府県の里親支援が義務化され、里親への支援体制が整えられた。

2009年、国連総会は「児童の代替的養護に関する指針」を採択し、「指針」では家庭的環境の重視と脱施設化の方向性を示した。国連子どもの権利委員会の日本政府への第3回総括所見でも、代替的養護体制のさらなる整備が求められた。

2011(平成23)年、社会保障審議会に「児童養護施設等の課題に関する検討委員会」

が設置され、「社会的養護の課題と将来像」が公表された。そこでは、今後10数年で、社会的養護の概ね3分の1を里親とファミリーホームで占めるように変えていくという方向性が示された。また、里親委託優先の原則を示した「里親委託ガイドライン」が策定された。2012年には児童養護施設・乳児院に里親支援専門員が配置されて、里親支援体制が整えられた。

8. 家庭的養護の推進と「新しい社会的養育ビジョン」

2016 (平成28) 年、国は家庭的な養育環境を積極的に増やしていく方向を打ち出した。同年の児童福祉法改正では、都道府県の業務として里親開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置づけ、家庭的養護の推進を図っている。2017年には、厚生労働省児童家庭局内設置の「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が「新しい社会的養育ビジョン」を発表し、里親の大幅増加と施設養護から家庭的養護への転換を加速させようとした。そして、児童福祉法改正の理念を具体化するため、乳幼児の家庭養育原則の徹底と実現のために以下のような目標を示した。すなわち、就学前の子どもは原則として新規措置入所を停止し、3歳未満児は概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもは概ね7年以内に里親委託率75%以上を、学童期以降は概ね10年以内に同50%以上を実現すべきだとして、里親委託の拡充目標を示した。

「新しい社会的養育ビジョン」で、家庭的養護推進の方向性や里親委託率の目標値とその達成時期が明確にされたのは画期的であった。しかし同時に、関連分野の研究者や施設関係者などからは、それらが現場の実態や感覚からかけはなれているものとして批判・反論を受けた。

2017年には国連子どもの権利委員会への第4・第5回報告を行い、2019(平成31) 年に同委員会からその総括所見を受けたが、そこでは「新しい社会的養育ビジョン」を支 持するとともに、その迅速な執行を日本政府に求めている。

このようにして、2000年代に入って里親制度はようやく抜本的な改革が行われ、国の 里親委託への積極的姿勢が示されるようになってきた。長い間減少傾向が続いた里親委託 の児童数も2000年頃から増加に転じ、2000(平成12)年度の2,157人から2019(令和元) 年度には5,832人となっている。⁽²⁾ しかし、要養護児童の社会的養護が圧倒的に児童福祉施 設措置中心であることは、基本的に変わっていない。⁽⁶⁾

里親制度の活性化を図るためには、たとえば①里親制度の重要性への合意形成、②里親へのバックアップ・システムの制度化、③里親への研修の強化、④里親制度についての広報活動、⑤専門里親の身分保障、⑥養子縁組里親への縁組後の継続的支援などが急務の課題とされる『が、まずはこれらの課題への着実な政策・施策の実施が求められる。

注:

- (1) 広く大人と社会全般が児童福祉に対する責任を宣言しようとしたもので、わが国における児童の権利宣言。憲法の基本的人権の保障を盛り込み、国民全体に対して、児童福祉の根本理念を明らかにした(仲村優一他編『現代社会福祉事典』全国社会福祉協議会、山縣・柏女編集代表『社会福祉用語辞典』ミネルヴァ書房、社会福祉辞典編集委員会編『社会福祉辞典』大月書店参照)。
- (2) 里親委託児童数は、1949(昭和24)年度の3,278人から増加を続け、1958(昭和33)年度には9,489人でピークに達している。その後は多少の増減はあっても、長い間減少傾向が続いた。ようやく2000(平成12)年度頃から増加傾向に転じた。1999年度の2,122人から2019(令和元)年度には5,832人となっている(庄司順一『フォスターケアー里親制度と里親養育―』明石書店、P30~31。厚生労働統計協会編『国民の福祉と介護の動向2021/2022』厚生労働統計協会、P104)。
- (3) 三吉明編『里親制度の研究』日本児童福祉協会、松本武子『里親制度の実証的研究』 建畠社のなかに、家庭養護寮や家庭養護促進協会の説明がある。
- (4) 「里親が行う養育に関する最低基準」では、児童福祉施設最低基準と同様の養育の一般原則、児童を平等に養育する権利、虐待等の禁止、就学義務、健康管理、衛生管理などに関する記載がされている(庄司順一『フォスターケア ―里親制度と里親養育―』明石書店、P40。里親ファミリーホーム全国連絡会編『これからの児童養護 ―里親ファミリーホームの実践―』生活書院、P45~46)。
 - 2004 (平成16) 年の児童福祉法改正で、里親についても児童福祉施設長同様に、監護、教育、懲戒に関して、児童の福祉のために必要な措置をとることができることが明確化された(厚生労働統計協会編『国民の福祉と介護の動向2018/2019』厚生労働統計協会、P102)。
- (5) 2003年度の8.1%から2009年度15%への増加を目標にしたが、実際には9.6%に留まった(貴田美齢『里親制度の史的展開と課題 —社会的養護における位置づけと養育実態—』頸草書房、P158)。
- (6) 2019 (令和元) 年度の里親に委託されている児童数5,832人、乳児院入所児童数2,931人(ただし、2019年10月1日現在)、児童養護施設入所児童数2万5,534人(同上)からすると、この3者の合計児童数に占める里親委託児童数の割合は17%である(厚生労働統計協会編『国民の福祉と介護の動向2021/2022』厚生労働統計協会、P104~105)。
- (7) 才村純『子ども虐待ソーシャルワーク論』有斐閣、P241~249。

引用・参考文献:

三吉明編『里親制度の研究』日本児童福祉協会、1963年。

松本武子『里親制度の実証的研究』建帛社、1991年。

平湯真人編『施設でくらす子どもたち』明石書店、1997年。

北川清一編著『新・児童福祉施設と実践方法 ―養護原理のパラダイム―』中央法規出版、2000年。

庄司順一『フォスターケア ―里親制度と里親養育―』明石書店、2003年。

才村純『子ども虐待ソーシャルワーク論』有斐閣、2005年。

里親ファミリーホーム全国連絡会編『これからの児童養護 ―里親ファミリーホームの実践―』生活書院、2007年。

山縣文治・林浩康編著『社会的養護の現状と近未来』明石書店、2007年。

浅井春夫・黒田邦夫編著『<施設養護か里親制度か>の対立軸を超えて』明石書店、 2019年。

貴田美鈴『里親制度の史的展開と課題 —社会的養護における位置づけと養育実態—』勁草書房、2019年。

厚生労働統計協会編『国民の福祉と介護の動向2021/2022』厚生労働統計協会、2021年。 社会福祉の動向編集委員会編『社会福祉の動向2022』中央法規出版、2022年。

(元 龍谷大学)

児童養護施設における里親支援について

石 井 勲

はじめに

筆者は、1957(昭和32)年から2001(平成13)年までの44年間、大阪の児童養護施設・高津学園と信太学園で施設入所児童の養育に携わってきました。児童養護施設の養育体制は集団生活であった。入所児童の中には、保護者(親)との交流がほとんどない者がいました。また、家庭的な処遇をすることが不可能でありました。1965年頃から里親との交流を行い、施設から里親への委託変更が行われました。里親との連携を通して、入所児童の家庭復帰を目指して援助してきました。それから50年ほど経過して、近年、里親制度は普及して社会的養護の在り方として、里親支援は欠かすことのできないものとなりました。

1. 児童養護施設の養育体制

児童養護施設における養育体制は、寮舎制という集団生活を基本としたものであり、一つの寮舎に約30人の児童を5~7人のグループに分けて部屋単位での共同生活である。 生活は起床から就寝までの日課が定められて集団で生活をするのである。起床から洗面、食事、学習、清掃、遊び、入浴、点呼、就寝という決まりによって生活する。筆者は、児童指導員という職種で児童寮に住み込んで生活指導をした。

児童指導員の職務内容は、日課の全てにわたって指導をするのである。食事、清掃、入浴、衣服、健康、学習、遊び、就寝ということを指導する。要するに、児童と共に食事をとり、勉強をみたり、風呂に入り、遊んだりするのである。学校の教師のような、家庭の兄貴のような、クラブ活動の指導者のようなものであった。職員の勤務時間は設定されていない。いわば住み込み24時間拘束勤務である。

指導体制は、一つの寮に男子指導員1名、保母2名が配置されて約30名の児童を担当した。3ヶ所の児童寮があり10名の職員が住み込んでいた。

1965(昭和40)年に木造の古い児童寮が取り壊されて、新たに鉄筋コンクリート造りの2階建ての新館での生活となった。生活の基本は集団生活であるが、一つの部屋に約5人の児童で生活する。高齢児童は二人部屋となった。1970(昭和45)年頃から保母、児童指導員の数が増加して、住み込み制の中で9時間拘束の交代勤務体制をするようになった。

2. 里親支援の始まり

園舎が新築になって、大阪市の要望もあって幼児養護に主眼を置くこととなった。当時、社会情勢の変化が目まぐるしく、離婚父子家庭が増加して幼児の入所が増加した。児童相談所の判定で里親委託が適当と認められた児童は、一時保護所から直ちに里親に措置されるが、里親と児童との人間関係を十分に形成されないと失敗する事例が出てきた。そこで大阪市内を中心に位置する高津学園を指定してその役割を果たすようになった。里親委託又は養子縁組を予定された幼児を中心に短期入所させて、児童の養育と並行して里親の開拓と指導を行うこととなった。里親と児童の間に十分な信頼関係を付けてから里親への措置後の安定を図ることを使命とする短期養護ホームの形態をとりながら新しい社会的ニーズに対応した施設となった。

3. 里子センターとしての役割

離婚などで崩壊家庭となった場合、子どもを施設に預けるしか方法がない家族が増えた。 しかし、子どもの養育方法には、集団養育体制をしている施設だけでなくて、里子として 一般家庭において養育する方法があっていいのである。大阪市立大学の岡村重夫先生の指 導により里親委託を支援する施設としてその役割を果たすこととなった。

大阪市立中央児童相談所には里親係が設置されて、専門のケースワーカーが里親の指導育成、委託まで行うようになった。里親審議会で里親として認可された里親を養護施設に紹介して、里親に委託可能な子どもとの関係形成をすることとなった。高津学園では、主任保母(今の保育士)が里親専門に対応する形態をとったのである。また高津学園長の田尻玄龍は、大阪市児童福祉審議委員会の里親委員に選任されて里親の認定と里子委託の指導をされた。

1965 (昭和40) 年から1994 (平成6) 年までの里親委託数は男子82名、女子71名、合計153名であった。その中で7名が国際養子縁組で外国へ委託された。(下表参照)

			1700		. (3.10	11.0	1/2/ 14	1/— 1 123			
年度	男 子	女子	計	年度	男子	女子	計	年度	男子	女子	計
昭和40	4	2	6 ^人	昭和50	5	3	8 ^	昭和60	0	0	0 ^
41	4	4	8	51	4	3	7	61	2(1)	1	3
42	3	1	4	52	2	2	4	62	0	1	1
43	3	5	8	53	4(1)	0	4	63	0	2	2
44	5	5	10	54	2	1	3	平成1	0	0	0
45	9	6	15	55	0	6(1)	6	2	1	0	1
46	6(1)	9	15	56	4	1	5	3	2(1)	0	2
47	9	4	13	57	4	3	7	4	0	1	1
48	1	5	6	58	2	2	4	5	1	1	2
49	3(1)	3	6	59	1	0	1	6	1	0	1
小 計	47(2)	44	91	小 計	28(1)	21(1)	49	小 計	7(2)	6	13
()内(() 内は国際養子縁組							合 計	82(5)	71(1)	153

里親委託数調べ(S.40~H.6年度)高津学園

4. 養育里親への支援

さまざまな事情のために家庭で養育されない子どもを一定期間限定して預かる里親である。例えば、親が病気で長期間入院治療をする場合、経済的理由で養育困難となった場合は、一定の期間を設定して里親の下で養育される。期間は、幼児期のみ、小学学校卒業まで等、保護者の要望によりさまざまである。中には高校卒業まで預かる場合もある。里親には養育費、施設への措置費のようなもので、生活費、教育費などと里親への手当が公的機関から支払われる。

高津学園から養育里親へ措置変更されるケースは少なかった。その理由は、子どもと里親との関係が親密となり、面会や外出、外泊などがしにくくなるためである。養育里親と実の親のとの関係を良好にするためには、児童相談所や養護施設の職員の専門的な配慮が必要である。

養育里親の場合は、実子がおられる家庭もあり実子との関係が考慮された。そのため、 実子と里子の年齢差が近くない方が良いという方法がとられた。実子が中学生以上の里親 家庭に幼児の委託をする方法も行われた。実子がいない里親家庭には、対象児童の年齢は 制限されなかった。

入所児童の中には、保護者いるが施設に面会には来ないものがかなり多かった。特に父子家庭の中には、子どもを施設に預けた後、父親が行方不明になり、交流がなくなる場合もある。例えば、小学生で面会のない者に、里親を紹介して里親に面会に来てもらい家庭生活を体験する方法もおこなわれた。

里親への委託には、先ずは里親を紹介して、週末に里親との面会をして、一時外出して、 里親と子どもの関係が良くなれば、里親の家に外泊するのである。外出、外泊を繰り返し て里親と子どもの関係が成立すれば、児童相談所のケースワーカーの里親家庭訪問を受け て、ワーカーが里親との関係が良好であると認めると里親への委託変更が成立する。

里親家庭に引き取られた後、児童相談所の担当ケースワーカーが家庭訪問をして里親と子どもの関係が円滑に進んでいくのを認める。子どもの養育方法で困ったことや問題が生じた場合には、児童相談所と在籍していた施設と相談支援を行う。児童相談と施設の支援体制、支援方法、支援内容が、子どもと里親の生活には欠かすことのできない重要なことである。

里親は、里親会に入会して、里親交流会等の会合に参加する。里親には、子どもの養育費(教育費、飲食費、娯楽費、生活費等)と里親へ養育手当が支給される。里親の所在地の地方自治体の関係係の事務的な指導を受ける。

里親と子どもとの関係は、うまくいかない場合もある。食事をはじめとした生活態度、 勉強、遊び、友人などで、叱る場合もあるし、ほめる場合もある。里親は、子どもを正し く理解して養育することを忘れてはいけないのである。

5. 養子縁組里親への支援

里親の中には、養子縁組をして法律上も親子になりたいと希望する場合には、保護者がいない子どもや、保護者が将来にわたって育てる見込みがない子どもを、養子縁組を前提として、里親家庭に迎え入れるのである。里親は、家庭裁判所で養子縁組の手続きをする。法律的に親子関係が成立した場合には親子になる。里親としての登録は解除される。

私が、最初に養子縁組を希望する里親さんの世話をしたのが、1964(昭和40)年に大阪市内に住まわれているKさん夫婦であった。結婚されて20年になるが、子供ができなかったので、里親を申請して承認された。児童相談所里親係のケースワーカーに紹介されて、高津学園に来られて、3歳のA子ちゃんと面会された。Kさん夫婦はA子ちゃんを気に入られて外出が許可された。A子は出生後すぐに行方不明となり乳児院に預けられていた。1ヶ月後には、里親宅への宿泊が承認された。

A子は、すぐにKさんに慣れて甘えるようになった。特に里父がA子をかわいがり、親密な関係ができた。児童相談所の担当ケースワーカーの訪問を受けて里親委託が認められた。1年後には、養子縁組が成立した。里親に引き取られていくA子の姿は、今も鮮明に残っている。里親からは、A子の成長過程が報告された。Kさんとは、その後も交流して成長を知ることができた。Kさんとの文通は20年ほど続いた。

その後、毎年、10人程の幼児が養子縁組を希望する里親に紹介されて、引き取られた。 里親が希望する児童は、幼児が多く、学童の場合は小学生低学年の児童で保護者が病死し た場合や行方不明のケースが多かった。

国際養子縁組としては、1980(昭和55)年にアメリカ人のSさんが、日本人の子どもを養子として育てたいと申し出てきた。Sさんには夫婦は、一人っ子に環境で育ったために寂しかった。家族は子どもが多い方がいいという考えを抱いていた。Sさんは(里父)、アメリカの信託銀行に勤めておられて、日本に滞在していた時に国際養子縁組の認定を受けていた。高津学園の幼児部で生活していたK子ちゃんは、両親が離婚して乳児院に預けられていたが、3歳になったために養護施設に措置変更されたのであった。保護者が引き取って育てる見込みがなかった。K子は5歳になっていた。昭和55年2月13日にSさん一家(親子7人)との面接でSさんに迎え入れられた。

K子は、Sさん一家の子どもたち(男子4人、女子1人)の兄姉に親しく迎えられた。 Sさんは東京に住んでいたので、その自宅に引き取られた。その後アメリカのニュージャージーに帰国されて、K子はアメリカでSさんの家族の一員として過ごしたのである。20年後に児童相談所のワーカーがアメリカのSさん宅を訪問してK子の成長を知ることができた。K子はサンフランシスコ大学に入学して法律を学んでいることを知ったのである。その後、法律事務所での仕事をして弁護士を目指したのであるが、どうなったか。今、47歳になっているが…。

国際養子縁組でアメリカに渡った子どもは4人いる。どのような人生を歩んでいるのだろうか。

6. 里親支援の課題(これから)

児童養護施設の集団養護体制では、子どもに家庭的な生活を体験することが不可能であるため、家庭復帰が不可能な子どもには、里親を紹介して家庭で養育されるような支援をしてきました。最近は、集団養護の欠点が見直されて小舎制やホーム制が導入されてきました、また、グループホーム(地域小規模施設)も増えてきました。グループホームの建物は普通の家であり、一般家庭と同じようにリビング、寝室、浴室等がある。生活方法やリズムは家庭と変わらないが、ホーム職員は交代勤務制である。形は家庭のようであるが、家庭生活ではない。子どもは、大人との情緒的な人間関係によって成長していくものである。

いま、里親制度を積極的に進めています。厚生労働省は里親を増やすためにいろいろな政策を展開している。マスコミを通じてPR活動も展開している。児童相談所に里親担当職員を配置している。児童養護施設には専門里親相談員を配置して、里親の活動を支援している。里親費用も増えて里親手当も増加しました。里親会への支援も積極的に展開している。しかし、なかなか里親は増えない。宗教的な精神で里親をしている方も多い。里親になるのに、経済的・教育的なハードルが高すぎると里親希望者は増えないと思う。

わが国の里親には、ボランティア精神が必要なのだろうか。里親は他人の子どもを預かって育てることには、社会的には意義がある。養育費と人件費は国と地方自治体から支払われているが十分ではない。子育てには心身共に負担も多い。特に精神的なストレスは欠かすことができない。里親に対する研修会やレクリエーション活動は実施されているが、増やすべきである。

養子縁組と里親を切りはなして支援しないといけない。養子縁組は実子がいないために 養子を育てるのである。里親は実子がいても他人の子どもを育てるのである。養子と里親 を同じ公共機関や福祉関係者が扱うのではなく、別々の機関で取り扱うべきである。

筆者が里親支援をしてきた理由は、児童養護施設では、子どもが家庭的環境で育てられる権利が保障されないからである。子どもは、いかなる理由があろうとも家庭的で親密な親子関係の下で育てられるべきである。

参考文献

44年間を振り返って 児童養護施設の実践報告 石井勲 2002年 公益社団法人家庭養護促進協会 「50周年記念事業報告集」2015年 要養護児童への支援 名古屋学芸大学ヒューマンケア学部紀要 石井勲2011年 縁を育む 高月波子・内田郁子 共著 編集工房ノア 2012年

> (非営利活動法人 里親を支援する会大阪理事長) (元 児童養護施設 高津学園)

里親等の家庭養護の現状と課題

山本公彦

1. 里親及びファミリーホームとは

保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童、養育に大きな困難を 抱える家庭の児童に対して、公的責任として、児童の保護・養育を「施設養護」と「家庭 養護」の二つの方法で対処しているが、この家庭養護を担っているのが里親及びファミリー ホームである。

里親制度は、1947年(昭和22年)の児童福祉法により公的な制度として発足したものであり、施設の集団的養護に対して、愛着形成を目的として保護者に代わる個別養護を趣旨としている。里親さんは、通常であれば1~2名の児童を養育するが、ファミリーホームは5~6名の児童を補助者の協力を得て里親さんが児童を養育する形態である。ファミリーホームは、2008年(平成20年)の児童福祉法の改正により、「小規模住居型児童養育事業」として開始された。それまでは、例えば神戸市と大阪市においては、市独自で1961年(昭和36年)から「家庭養護寮」という名称で開始されております。大阪市では、おおむね3~6名の児童を養育する里親の中から適当な家庭を、児童福祉審議会の意見を聞いたうえで認定し、設備費を市単費で補助して「家庭養護寮」として開始しました。その第1号は、大阪ソーシャルワーカー協会の会員でもある岡本栄一先生ご夫妻でありました。

2. 里親の種類(4種類)とファミリーホーム

里親の種類としては、以下の四つのタイプに分類されている。

①養育里親

要保護児童を一定期間養育する里親。原則として児童が18歳に達するまで、ケース事情により児童が20歳に達するまで養育することが可能である。5年ごとの更新研修の受講が義務となっている。

②専門里親

虐待を受けたことによる心身に有害な影響を受けた児童、非行等の問題を有する児童、身体障がい・知的障がい・精神障がい等がある児童など心理的なケアが必要な児童を、自立支援へとつなげる里親である。

この専門里親になるには、3年以上の養育里親の経験に加え、通信教育8教科、ス

クーリング4教科、児童福祉施設実習7日間など3ヶ月間の認定研修を受けたうえで 認定・登録される。2年ごとの更新研修が義務付けられている。

③要保護児童を養子縁組することを前提の里親

養子縁組には、普通養子縁組と特別養子縁組の2種類がある。

普通養子縁組は、養子が実親との親子関係を存続したまま養親との親子関係をつくるという二重の親子関係となる縁組である。15歳未満の者を養子とする場合は法定代理人が代わって承諾することが必要である。戸籍上は、実父母と養父母の2組の親の氏名が記載され、児童本人は養子・養女と記載される。身分事項欄には「養子縁組」と記載される。未成年者を養子とする場合は、家庭裁判所の許可が必要である。事情があり離縁する場合は、当事者間の協議の上で離縁できることになっている。

特別養子縁組は、1988年(昭和63年)から始まった縁組の方法である。養親とな る者は、配偶者があり原則として25歳以上の者で片方が20歳以上であれば可能である。 養子となる子どもの年齢は、養親となる人が家庭裁判所に審判を請求する時点で15 歳未満であることとなっている。ただし、15歳に達する前から養親となる人に養育 されている場合には、子どもが18歳に達する前までは審判を請求することができる ことになっている。ただし、養子となる子どもが審判時に15歳に達している場合には、 その者の同意が必要である。この様に、家庭裁判所の審判によって縁組が成立するこ とになっている。審判は二段階で行われる。まず、第一段階は実親による養育状況及 び実親の同意の有無等を判断する審判である。いわゆる特別養子適格の確認の審判で ある。児童相談所長が第一段階の手続の申立人または参加人として主張・立証をする ことが出来るようになっている。また、実親が第一段階の手続の裁判所の期日等でし た同意は、2週間経過後は撤回不可能となっている。第一段階の審判において裁判所 の判断が確定した後、第二段階に入り、養親子のマッチングがあり、6ヶ月以上の試 験養育が開始される。試験養育がうまくいけば特別養子縁組成立の審判が行なわれる。 試験養育がうまくいかない場合は却下され、特別養子縁組が不成立となる。特別養子 縁組は、普通養子縁組と異なり、実父母との親子関係は消滅し、戸籍上も実子と同様 に「長男」「長女」などと記載され、実父母の記載もなくなる。身分事項欄には、「民 法817条の5」と記載される。

④親族里親

児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁等の状態となったことにより、これらの者により養育が期待できない場合に、三親等内の親族(祖父母・兄弟姉妹等)が養育里親制度を適用して里親となるものである。

この場合、児童に対する扶養義務があるので、4.の項目に出てくる里親手当は支給されない。ただ児童の一般生活費等は支給される。児童に対する扶養義務のない(おじ・おば等)の場合は、親族による養育里親という扱いとなり里親手当も支給される。

⑤ファミリーホーム

養育者の要件

- ア 養育里親として2年以上同時に2人以上の委託児童の養育経験を有する者。
- イ 養育里親として5年以上登録している者であって、通算して5人以上の委託 児童の養育の経験を有する者。
- ウ 乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設又は児童自立支援施設に3年以上 従事した者。
- エ 都道府県知事が前項に掲げる者と同等以上の能力を有すると認めた者。

職員配置

養育者2名(養育者とその配偶者)+補助員1名又は養育者1名+補助員2名が必要である。

養育者は小規模住居型児童養育事業を行う住居に生活の本拠を置く者に限られる。 それ以外の者は補助者となる。

3. 里親希望者の申請手続きと認定・委託までの流れ

まず里親を希望する者は、居住地を管轄する児童相談所に相談のうえ申請する。

講義研修3日間、乳児院・児童養護施設の見学実習及び実践的実習3日間などを受講する。その間、児童相談所より家庭訪問などの調査を受けた後、都道府県・指定都市における社会福祉審議会の里親審査部会の審査をクリアして初めて里親として登録される。その後、児童相談所より、里親のニードに見合う児童の紹介を受け、マッチングの機会・期間を経て正式に里親委託となる。

4. 里親に支給される里親手当及び児童の一般生活費、教育費等について

①里親手当

養育里親 月額 90,000円(2人目以降も同額支給)

専門里親 月額 141,000円(2人目以降も同額支給)

②一般生活費(食費·被服費等)

乳児 月額 60,110円

乳児以外 月額 52.130円

③その他(幼稚園費、教育費、入進学支度金、就職・大学進学支度費等)

医療費については、委託時に発行される「受診券」を使用して受診すると窓口負担 は 0 円で済む。

以上が国基準の金額であるが、地方自治体によっては、加算して支給しているところもある。

④委託費は非課税である。ただし、他に所得のある人は申告により、所得税法・地方税

法に基づいて委託児童も扶養家族とみなされ、扶養控除を受けることができる仕組み になっている。

5. 登録里親数、委託里親数、委託児童数の現況(令和4年1月の厚生労働省資料)

	登録里親数	委託里親数	委託児童数
合 計	14,401世帯	4,759世帯	6,019人
養育里親	11,853世帯	3,774世帯	4,621人
専門里親	715世帯	171世帯	206人
養子縁組里親	5,619世帯	353世帯	384人
親族里親	610世帯	565世帯	808人

注) 里親は重複登録しているので合計数と一致しない。

ファミリーホームは427ヶ所あり、入所児童数は1,688人である。

我が国の社会的養護において、里親及びファミリーホームへの委託率は、全国平均で20%少しにとどまっている。当面の国の目標として、里親及びファミリーホームで3割、施設委託で3割、グループホーム(地域小規模児童養護施設)で3割を掲げている。就学前の子どもの75%を里親及びファミリーホームでの社会的養護を行うことを目標に掲げている。ファミリーホームも1,000世帯を目標にしているが、まだまだ400世帯少しの状況であり目標にほど遠い数値となっている。

6. 里親等の家庭養護が伸展しない要因とその課題

他の諸外国と我が国を比較してみると、制度が異なるため単純な比較はできないが、欧 米主要国では概ね半数以上が里親委託であるのに対して、我が国では約2割が里親等の家 庭養護委託で、約8割が施設養護の現状である。この状況をみて多くの識者は、欧米のキ リスト教の「子どもは神からの授かりもの」という精神を基盤とした宗教的背景があるか らだとする見解を述べるが、それぞれの論者の直感的な印象として語られているのみで、 憶測の域をでない。しかし、ここ数年のマスコミ報道によれば、東京都の某区で保育所建 設の計画を地域住民に提起したところ、保育所ができれば「子どもの声がうるさい」「送 迎の車で交通渋滞が起きて迷惑する」との住民の声が上がり、保育所建設を取りやめたり、 東京都の某区では、児童相談所が建設されると地域の土地の不動産価値が下がると住民が 反対したり、また大阪市では、高層マンションの1階~3階の市有スペースに児童相談所 を増設しようとしたが、住民から不安の声が出て別の市有地に建設することになった事案 があった。さらに某市で知的障がい者のグループホームをマンションの一室で開始するこ とをマンション居住者に説明を行うと、居住者よりマンションの一室を営利目的で使用す ることはできないと猛反対を受けているとの話を聞いたが、我が国においては、いつまで 経っても「総論には賛成するが、各論には反対する」という状況がみられる。筆者も昭和 時代の福祉事務所職員時代に高齢者施設の建設や知的障がい児の通園施設の建設に近隣住

民の猛反対を受け、住民の説得に苦労したことが思い出されます。福祉の向上を願う立場の人間として悲しい思いをもつのである。この様な事案を耳にするにつけ、里親等の家庭養護の伸展という課題の解決に厳しさを感じるのは私だけではないだろう。

我が国の現下の社会・経済事情を見てみると、経済的に余裕のない生活実態があり、女性の就労を女性の社会進出とプラス面を強調されるが、家計を助けるため・住宅ローンの返済のために女性が働く共働き家庭が多いのが実情である。女性の生産年齢人口(15歳~64歳)の71.3%が就労しており、子育て期の25歳~44歳の女性の就労率は、77.4%という統計が出ている。里親の中でも共働き家庭の人もいるが、なかなか働きながら里親になろうと思う人はどれほど存在するだろうか。里親の伸展を阻んでいる要因の一つと思われる。また、令和の時代に入ってからコロナ禍の渦中にあり、人は自分の健康と生命を守ることに必死になっており、里親になろうと思う人はどれだけいるだろうか。児童相談所の方も里親と里子のマッチングをコロナ禍の中で躊躇するだろうし、当面は里親委託等の伸展も進まないと思われる。

次にミクロ的な視点で里親委託が伸展しない要因を考えてみたい。まず、要保護児童の委託をしている委託里親数が登録数の33%程度である点である。この要因の一つに、里親委託についての実親の同意が得られないために里親委託が進まない点が挙げられる。さらに、里親と里子の不調リスク回避のために、里親と里子のマッチングに時間を要する点があげられる。また、発達障がい等の児童が抱える問題、被虐待児の抱える心のケアの必要な児童が増えており、里親等に委託しにくいケースが多くなっていることも一因となっている。

現下の児童相談所においては、虐待がらみの相談・通告が多く、迅速な対応を求められており、対応の遅れやケース内容の身誤りなどがあれば社会から非難されることもあり、児童相談所を挙げて虐待ケースの対応に仕事のウエイトが置かれているのが実情である。対象児童の劣悪な家庭環境から安全な所(一時保護所・乳児院・児童養護施設など)にまず保護することを考えて対応している。その後の里親委託などを考える余裕がないのが現下の児童相談所の姿でないだろうか。さらに約半数の児童相談所では、里親専任職員を配置しておらず一般の児童福祉司が里親業務を兼務しており、さらに里親支援事業に基づく里親等委託調整員等を常勤で配置している児童相談所もごく僅かである。国が2017年に発表したプランによれば、2022年度までに児童福祉司の数を現在の3,200人から2,000人増員して5,200人にする考えを表明している。さらに2021年度までに前倒して増員することを表明しているも実現しているか定かではない。私の経験上から考えて、頭数があるからいいというものではないと思われます。児童福祉司の仕事は知識と技量と経験が相まって一人前の児童福祉司として活躍できる仕事であると言い切りたい。

先に述べた様に、現下の社会・経済事情、現下の児童相談所の状況等を勘案して、里親等の家庭養護の伸展もそう急激には期待できないと私は思っている。まず、里親等の委託

率が30%になる時が来ることを願うものである。

本稿は、2020年3月発行の大阪ソーシャルワーカー協会の機関誌第3号において、「里 親制度の現状と課題」というテーマで筆者が投稿したものを、その後の改正点を踏まえて 加筆修正して作成したものであることを申し添えます。

(大阪保健福祉専門学校 非常勤講師)

(大阪ソーシャルワーカー協会 理事)

(里親を支援する会大阪 会員)

(大阪ボランティア教育研究所 特任研究員)

(大阪府社会福祉事業団 東大阪養護老人ホーム 第三者委員)

里親制度の現状と課題

中村又一

1. はじめに

我が国の社会的養護は、1948(昭和23)年里親制度が創設されて以来、長年、施設養 護が中心で展開されてきた。しかし、2017(平成29)年6月施行の改正児童福祉法では、 社会的養護における措置先を検討する際に、「より家庭に近い養育環境を提供できる選択 肢を優先的に検討する方向性が示されたまた2017(平成29)年8月に発表された「新し い社会養育ビジョン」では現在約17%である里親委託率を50%まで向上させることを目 標の一つとして掲げた。こうした流れの中、年々、里親委託率は向上しているが、同時に **里親不調**による委託解除も増加傾向にある。全国児童相談所長会2011(平成23)年「児 童相談所における里親委託及び遺棄児童に関する調査 | によると2005(平成17)年から 2009 (平成21) 年度の5年間における里親委託解除件数は647件である。そのうち不調 による委託解除は156件で委託解除ケースの約24%であった。つまり不調委託解除ケー スの4ケースのうち1ケースが不調による措置解除事例ということになる。さらに委託解 除となった子供の背景として無差別愛着などの子供の行動や特性の多いことが示されてい る。また研究チームは2015(平成27)年に措置変更に関する全国調査を実施その結果、 里親不調を含めて、措置変更を経験する子供たちの占める障害のある子どもや被虐待経験 のある子どもの割合の高さが明らかになっている。さらに、コロナ禍の影響による子ども や里親双方のストレスからか、委託解除事例も増加傾向にあるのではないかと懸念されて いる。このことは里親委託率を上げようとする目論みから逆行するものであり、関係機関、 専門職、里親との関係性について、理解することが必要と思われ、基本的なことから考察 することとした。

2. 社会的養護と里親制度について

(1)社会的養護について

社会的養護とは、保護者のいない児童や保護者に監護されることが適当でない児童を公 的責任において社会的に養育し保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支 援を行うことである。社会的養護は「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子ど もを育む」を理念として行われている。社会的養護に関する施設には、乳児院、児童養護

図表1 社会的養護の必要な児童

施設名	要保護児童数(人)	構成比(%)
乳児院	2,678	6.05
児童養護施設	24,908	56.28
児童心理治療施設	1,366	3.09
児童自立支援施設	1,226	2.77
母子生活支援施設	6,333	14.31
自立援助ホーム	643	1.45
里親	5,556	12.55
ファミリーホーム	1,548	3.50
合計	44,258	100.00

資料 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 「社会的養育の推進に向けて」(令和4年3月)」 施設、児童心理治療施設、児童自立 支援施設がその主たるもので要保護 児童数及び構成比については**図表 1** 参照。児童養護施設入所者は6割近 くと、依然として多く、里親、ファ ミリーホームなどについては今だに 2割に満たない状況で家庭と同じ様 な環境での養育が増えていないこと が我が国の社会的養育の課題といえ る。子ども家庭福祉を推進していく にあたって、児童福祉施設は大きな 役割を果たしている。

児童福祉施設は「**児童福祉法**」第7条で12種類が規定されている。(**図表2参照**) さらに法律などにより児童厚生施設は児童館と児童遊園に、障害児入所施設、児童発達 支援センターはそれぞれ医療型と福祉型に細分化されている。

図表 2 児童福祉施設等概要

施設名		概要				
助産施設 (法第36条)	保健上必要があるにもかかわらず、 経済的な理由により入院助産を受けることが難しい妊産婦を入所させ 、助産を受けさせる。					
乳児院 (法第37条)		又は保護者の事情で家庭での養育ができない 乳児 (特に必要のある場合には、 、院させて、これを養育し、併せて退院したものについて相談その他の援助を				
児童養護施設 (法41条)		児童 (特に必要のある場合には、 乳児を含む)、 虐待を受けている児童 その他 ける児童を入所させ養護し、あわせて退所した者に対する相談などを行うこと 设				
児童心理治療施設 (法第43条の2)	1 2 2 11 2 2 1 2 1	こおける交友関係その他の 環境上の理由により社会生活への適応が困難となっ 生活に適応するために必要な 心理に関する治療および生活指導 を行う施設				
児童自立支援施設 (法第44条)	不良行為を行ったか、又はその恐れのある児童及び家庭環境等の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所又は通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、自立を支援する施設					
母子生活支援施設 (法第38条)	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて 保護し、自立の促進のために生活を支援する施設					
	サービス内容	自立を支援するための、就労・家庭生活・児童の教育などに関する 相談や助言 、施設長は、個々の母子について、自立支援計画を策定する。ドメステイック・バイオレンス(DV)の被害者の 一時保護 や相談				
自立援助ホーム (児童自立支援施設) (法第44条)	***************************************	○、児童養護施設などを退所した児童又は都道府県知事が必要と認めたものに トームにおいて、日常生活上の援助、生活指導、就業の支援などを行う。入居 ○人以下				
	対象者	義務教育を修了した 20歳未満 の児童等				
	就学者自立生活 援助事業	大学などに就学中の場合は、 満20歳に達した日から満22歳に達する日の属する年度末 まで、児童自立生活援助を行うことができる。				
保育所 (法第39条)	保育を必要とする設。	5乳児・幼児を日々保護者のもとから通わせて保育を行うことを目的とする施				
幼保連携型認定こど も園(法第39条の2)	3 1243/2 3 13 - 3 12	供の教育、保育、及び保護者等に対する子育て支援を一体的に提供する施設 力稚園教諭免許と保育士資格の両方を持つ 保育教諭 が配置されている				

児童厚生施設	児童館、児童遊園など児童に健全な遊びの場を与えて、その健康を増進し、情操を豊かにする
(法第40条)	ことを目的とする施設
障害児入所施設(法第42条)	障害のある子どもを入所させて支援を行う施設で、 福祉型障害児入所施設 は保護、日常生活の 指導及び独立自活に必要な知識技術を与える。 医療型障害児入所施設 は重度の障害のある子ど もが保護、日常生活の指導、独立自立に必要な知識技術を与え治療を行う。
児童発達支援センター (法第43条)	障害のある子どもを日々保護者のもとから通所させて支援を行う施設で、福祉型は日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設である。医療型は福祉型支援に加えて治療を行う施設である。

2021/2022「国民の福祉と介護の動向」社会福祉施設などの一覧から筆者が加工、表中「法」は「児童福祉法」の略

(2)社会的養護の充実のための取り組み

①第三者評価

社会的養護の施設については「児童福祉施設の運営に関する基準」に基づき、その運営の質の向上を図るため、第三者評価及び自己評価を実施とそれらの結果を公表することを 義務づけられている。具体的には3年に1回受審しなければならない。

②親子関係の再構築

施設は基本的に、親(保護者)との同居が困難な子どもが生活している場所ですが、親がいる場合には、家庭支援専門相談員により、家庭復帰に向けての親との面会や宿泊、一時帰宅などの段階的な支援が行われている。親子関係の再構築については、子どもにとってもその生い立ちや親との関係を自分の心の中で整理できるように支援することが必要となる。

③自立支援の充実

子どもが安心できる場所で、大切にされる体験を経験し、自己肯定感を育み自分らしく 生きる力、他者を尊重して生きていく力、生活スキルの獲得など基本的な力を育む養育を 行うことが必要となる。また、措置延長や自立援助ホームの活用を推進するとともに、ア フターケアの充実が求められる。

④子どもの権利擁護の推進

子どもの権利擁護は、子供の基本的人権を守ることである。「児童の権利に関する条約」では、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利が定められている。また、当事者(社会的養護で育った子どもを含む)の声を聴き、施設などの運営の改善や施策の推進に反映させる取り組みも、今後求められる。被措置児童等虐待の通報制度や「被措置児童等虐待対応ガイドライン」に基づき、施設職員や里親による虐待の防止の徹底も進められている。

⑤社会的養護の将来像への取り組み

2011 (平成23) 年に提出された「社会的養護の課題と将来像」報告書では、社会的養護を今後十数年かけて概ね3分の1をグループホーム、概ね3分の1を本体施設(児童養護施設は小規模グループケア)で行うという目標を設定しました。

2012 (平成24) 年に「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」(厚

生労働省児童家庭局長通知)を発出、都道府県においては、家庭的養護推進計画が策定された。

2019 (令和元) 年度末までに全施設を小規模化し、本体施設・グループホーム・里親等をそれぞれ概ね3分の1ずつにするよう、整備が進められているところであるが、メリットのみでなくデメリットも多く計画通りには進行していないのが現状のようである。

また同年、**里親支援専門相談員**が乳児院及び児童養護施設に配置された。施設に地域支援の拠点機能をもたせ、里親やファミリーホームへの体制の充実を図るとともに、施設と 里親とのパートナーシップを構築し、里親委託の推進及び里親支援の充実が目指されている。

(3)里親制度について

里親制度の特色は、児童養護施設などにおける集団養護と異なり、個別的で濃密な人間関係の中で継続的な育成が保たれることにある。2002(平成14)年10月~、虐待など家庭での養育にかける児童を、暖かい愛情と正しい理解を持った家庭の中で養育する里親制度の有意義さが確認され、その拡充がなされた。2008(平成20)年に児童福祉法が改正され、同法第6条の4の里親の定義が見直された。これは、里親制度を社会的養護の受け皿としての拡充するため、養子縁組を前提としない里親(養育里親)を制度化したことによる。

2016 (平成28) 年6月の児童福祉法の改正で、里親委託及び養子縁組の推進に係る事項が加わった。養子縁組里親名簿の作成、養子縁組の相談援助を都道府県の業務とすること、養子縁組里親の欠格要件の設定などが盛り込まれることとなる。先にも述べている厚生労働省通知「里親委託ガイドラインについて」で、社会的養護が必要な子どもを里親家庭に委託することにより、**里親委託優先の原則**を示している。

児童福祉法に規定する里親は、養育里親と親族里親、養子縁組里親という。ここでは里親は、児童について、養育のみとする場合と親族が里親になる場合、養子縁組をする場合に区分されている。

親族里親を認定する際には、知事、指定都市及び中核市の市長は親族里親を認定する際には、都道府県児童福祉審議会の意見を聞くことが義務づけられている。

里親と里子の間に民法上の親子関係を成立させるためには、家庭裁判所への養子縁組の届け出を必要とする。里親の種類は**養育里親、親族里親、専門里親**のほか、養子縁組によって養親となることを希望する**養子縁組里親**がある。養子には、普通養子と特別養子があり、普通養子の場合は、実親との親子関係を解消せずに嫡出子の身分を取得する。したがって、その養子は実親と養親双方の相続権を得る。特別養子の場合は、実親との親子関係が消失するため、実親の相続権を喪失する。(図表3参照)

図表3 里親種類・ファミリーホーム

里親	・里親とは、4人	人以下 の要保護児童を養育することを希望するもので、都道府県知事が児童を						
(児童福祉法第6条	委託する者とし	委託する者として適当と認める者をいう						
の4第1項)	里親となること	・里親となることを希望する者に配偶者がいなくても、都道府県知事が認めれば里親として認						
	定される							
	養育里親	・要保護児童を養育することを希望し、 養育里親研修を修了 し、養育里親名						
		簿に登録された者						
	専門里親	・特に支援が必要な次の要保護児童が対象						
		① 児童虐待等 の行為により心身に有害な影響を受けた児童						
		② 非行などの問題 を有する児童						
		③ 身体障害、知的障害、精神障害 がある児童						
	養子縁組里親	・養親となることを希望する者のうち、養子縁組里親研修を修了し、養子縁						
		組名簿に登録 された者						
	親族里親	・次の要件に該当する要保護児童が対象						
		①当該親族里親に 扶養義務がある 児童						
		②児童の両親その他当該児童を現に監護するものが 死亡、行方不明、拘禁、						
		入院 などの状態になったことにより、養育が期待できないこと						
7-7-11 + 1	・保護者のいなし	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
ファミリーホーム	児童) に対し着	を育に関し相当の経験を有する者の住居(ファミリーホーム)において養育を						
(小規模住居型児童	行う事業							
養育事業)	・定員5~6人							

(4)社会的養護の現状

被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童等に対し、公的責任として社会的に養護を行う事である。

図表 4-1 里親数、施設数、児童数など

里親 家庭における養育を		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	
	里親に委託		14,401世帯	4,759世帯	6,019人	養育者の住居において家庭養護
						を行う。5~6人
	区分	養育里親	11,853世帯	3,774世帯	4,621人	ホーム数 427カ所
	里親は重	専門里親	715世帯	171世帯	206人	
	複登録あり	養子縁組里親	5,619世帯	353世帯	384人	委任児童数 1,688人
		親族里親	610世帯	565世帯	808人	

図表4-2 施設数

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
施設数	145カ所	612カ所	53カ所	58カ所	217カ所	930カ所
定 員	3,853人	30,782人	2,018人	3,464人	4,533世帯	1,255人
現 員	2,472人	23,631人	1,321人	1,201人	3,266世帯	0001
					児童5,440人	662人
職員総数	5,453人	20,001人	1,560人	1,818人	2,102世帯	885人

2019 (令和元) 年6月の「民法などの一部改正する法律」によって児童福祉法、家事事件手続き法も改正され、特別養子縁組の手続きが見直されることになる。(図表5参照) 2019 (令和元) 年の児童福祉法改正で、特別養子縁組手続きに、養親候補者のほか、

図表 5 里親・小規模住居型児童養育事業 (ファ ミリーホーム) に委託されている児童数

	里親に委託されて いる児童	ファミリーホームに 委託されている児童
総 数	5,832	1,660
0 歳	263	11
1~6	1,703	116
7~12	1,685	552
13~15	961	361
16歳以上	1,220	420

2019(令和元)年度末現在

児童相談所長も第1段階の手続きの申立人 または参加人として主張・立証できること となった。

2009(平成21)年度から里親の新規開 拓から委託児童の自立支援までの一貫した 里親支援を都道府県(児童相談所)の業務 として位置付ける、養子縁組里親を法定化 し、研修を義務化した。

図表6 特別養子縁組制度の改正ポイント

養子の年齢	・「原則15歳未満」に対象を拡大(現行は「原則6歳未満」) ・15~17歳も条件次第で認める
家庭裁判所	・審判を2段階に分ける ①実親による縁組への同意、本当に子どもを育てられないのかを確認 ②養父母の適格性を判断
実親の同意	・実親が縁組に同意し2週間たつと、撤回不可能に
児童相談所	・児童相談所の所長も縁組の申し立てが可能に ・養父母が申し立てた場合は、児童相談所が裁判手続きに参加できる

3. 里親調整がなぜ必要か

家庭養育優先の原則のもと、里親推進を進めていくことは家族再統合の取り組みを進めることが行うと思われる。しかし、現状では実家庭から分離した親子関係調整や家族再統合を進める際には様々な問題が生じる。里親等委託率は現状では全国で2割弱の現状で、その中で親子調整家族の再統合に関する明確な効果を把握することは、現場に精通していない筆者にすれば資料的にしか見分できず、先行研究も他の児童福祉の文献と比べれば少ないように思われる。親の不在、長期にわたって連絡の取れない子どもの家族統廃合を望めないケースが里親委託となって行われていることから結果として家族統合が進まない可能性があると思われる。里親委託における家族再統合支援について、児童相談所、フォスタリング機関、里親会、施設などの関係機関が連携して支援を行うことが前提となると考えるが、現状では連携が円滑に行っているのか不透明な部分もあると思われる。

このような状況が、里親支援が十分と考えづらく実態を把握し、関連する要因や必要な取り組みをすることが家族再構築に必要ではないかと思われる。里親養育における家族再統合の支援が進まないと委託解除も減じることが難しいように思われる。

右記の添付資料、**図表7-1及び2**は委託児童数では1,874人の内他の児童福祉施設からが809人で変更前の内訳は児童福祉施設から176人、他の里親からが151人と何らかの事情による措置変更と考えられる。

図表 7-1 里親委託・委託解除の状況(令和元年度中)

(単位:人)

令和元年度新規委託児童数(新規または措置変更)							
他の児童福 祉施設福祉	家庭から	その他	計				
809人	952人	113人	1,874人				

	変更前の内訳						
乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	他の里親	ファミリーホーム	その他
419	176	6	14	7	151	28	8

図表7-2

令和元年度委託解除児童数										
	解除							変更		
家庭環境改善	児童の状 況改善	就職	進学 (大学など)	普通養 子縁組	特別養 子縁組	無断外出	死亡	その他	計	他の児童 福祉施設 等
282	3	194	94	23	371	11	1	186	1,165	448

委託解除児童数による変更人数448人の内訳は下記の通りで、児童養護施設、他の里親 並びにファミリーホームが主たるものである。

	変更後の内訳									
7	乳児院	児童養	児童心理	児童自立	他の里親	ファミリー	母子生活	自立援助	障害児入	その他
		護施設	治療施設	支援施設		ホーム	支援施設	ホーム	所施設	
	15	141	8	12	142	94	0	13	10	13

出典 厚生労働省 家庭福祉課調べ(社会的養護の現況に関する調査)

(単位:人)

	令和元年度新規委託児童数 (新規または措置変更)					
他の児童 福祉施設						
200	200 277 23 500					

図表7-3 ファミリーホーム委託・委託解除の状況 ファミリーホーム委託件数については 家庭(単位:人)からが277件、他の児 童福祉施設等200件がほとんどを占めて いる。

> 変更前の内訳で里親が86件、児童養 護施設が49件であり他のファミリーホー

ム16件で今後小舎制が推進されるにつれ増える可能性があると思われる。

	変更前の内訳						
乳児院	児童養護施設	児童心理 治療施設	児童自立 支援施設	母子生活 支援施設	里親	他のファミ リーホーム	その他
25	49	9	13	0	86	16	2

図表 7-4

令和元年度委託解除児童数										
解除							変更			
家庭環 境改善							他の児童 福祉施設			
106	9	64	21	1	1	8	0	42	252	120

委託・解除数の変更前・変更後を児童福祉施設と里親・ファミリーホームとを比較すると委託件数は児童福祉施設の方が多く、解除数については逆に里親・ファミリーホームが多いことが特徴であり、どの様な因果関係があるのかどうか調査を要すると思われる。

				変更後	:の内訳				
乳児院	児童養 護施設	児童心理 治療施設	児童自 立支援	里親	他のファミ リーホーム	母子生活 支援施設	自立援助 ホーム	障害児入 所施設	その他
0	43	10	7	23	13	0	8	8	8

図表8 里親の一時的な休息のための援助(レスパイト・ケア)の実施状況(平成25年度実績)

受け入れ 先種別	受け入れ 施設等数	延利用日数	実施延日数
里親	78世帯	397⊟	747⊟
児童養護施設	165カ所	633∃	1,913日
乳児院	558カ所	1,359日	3,816日
その他	38カ所	170⊟	596日
合計	839	2,559日	7,072日

※レスパイト・ケアを利用した里親世帯数…863世帯

厚生労働省家庭福祉課調べ 「家庭的養護の現況に関する調査」 レスパイト・ケア委託児童を養育している里親が休息をとるに援助を必要とする場合、一時的に休息のための援助を必要とする場合に、他の里親や乳児院、児童養護施設などで委託児童を預かることを目的とする。里親にとって必要なケアや休息を得るためにはさらなる整備が必要と考える。今後も里親制度が充実するよう里親が子どもを養育しやすい環境づくりを行政の支援のもと拡充を切望する。

4 子ども家庭福祉を実施する審議、実施機関と専門職

(1)審議機関等

①社会保障審議会

厚生労働省に置かれる審議機関である。ここでは社会福祉や社会保障に関する事項、あるいは人口問題に関する事項を調査審議し、これらに関して厚生労働大臣などに意見具申を行う。審議会及び分科会には部会を設置することができ、児童福祉に関しては審議会の中に児童部会が設置され、児童部会の中にも各種専門委員会がある。

②児童福祉審議会

地方の児童福祉行政に関する審議は、児童福祉審議会が行う。「児童、妊産婦及び知的 障害者の福祉に関する事項を調査審議」する機関であり、都道府県(児童相談所設置市) に。設置義務がある。児童福祉審議会には、里親審査部会、児童相談所部会が設けられて いる。

③要保護児童対策地域協議会

要保護児童の適切な保護を図るため、地方公共団体による任意設置の期間として2004(平成16)年の児童福祉法改正で新たに規定されたものである。この協議会は関係団体及び子どもの福祉に関連する職務に従事する者などにより構成されている。構成員には守秘義務が課せられている。(図表9参照)

図表 9 要保護児童対策地域協議会

要何	呆護児童対策地域協議会	くは特定妊婦	は、単独で、または共同して要保護児童の適切な保護又は要支援児童もし への適切な支援を図るため、関係機関などにより構成される要保護児童対 を置くように努めなければならない
	支援対象者	要保護児童	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童
		要支援児童	児童家庭全戸訪問事業の実施そのほかにより把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
		特定妊婦	出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認 められる妊婦
	地域協議会の業務	個別ケース検	関する情報交換、要保護児童等に対する支援内容に関する協議 討会議のほか、構成員の代表者による会議(代表者)や実務担当者による 会議)を開催することが期待される
	要保護児童対策調整機関	機関を指定する調整機関は、実施状況を的行う	地域協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童に対する支援に確に把握し、必要に応じて、児童相談所その他関係機関等との連絡調整を かれた調整担当者は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けな

(2)児童福祉サービス関連機関との連携及び子ども家庭福祉を実施する行政機関

今日、児童福祉領域における多様なニーズに対応するためには一つの機関や施設サービスだけではなく、複数の機関や施設、近隣の人々による私的援助やボランティアなど、多様な社会資源を組み合わせて社会的支援のネットワークを張り巡らすことが必要であると考えられる。社会資源が協力し役割分担して対応することが求められる。連携の効果として情報・援助方針の共有化、役割分担の明確化により各機関が持つ独自性の発揮や役割の限界を理解し、対応が可能になると思われる。一つの機関や施設からだけでは見ることができない多様な側面を知ることができると思われる。多様な機関、施設が支援にあたることにより互いに支えあうことにより支援者自身のバーンアウトを防ぐことができると思われる。

前項で述べた地域関係機関・施設の連携を推進する為に、2004(平成16)年、児童福祉法改正により市町村に要保護児童地域対策協議会の設置につながっていくのである。

子ども家庭福祉を推進していくにあたっては様々な行政機関の存在がある。それぞれの 機関がどのような業務について行っているのかを以下の表にまとめている。

図表10

児童相談所	児童福祉の専門かつ中核機関。養護、保健、心身障害、育成、非行等、子どもに関する様々な相 談などに応じ、必要に応じて一時保護や児童福祉施設への入所措置、子どもと保護者への相談援 助活動を行う。				
福祉事務所 家庭児童相談室	家庭福祉に関する機	社会福祉行政の第1線機関として、援護、育成、厚生の措置に関する業務を行っている。子ども 家庭福祉に関する機能を強化するために家庭児童相談室が設置され家庭相談員が配置され、児童 相談所などと連携しながら地域の子どもとその家庭からの相談などにあたっている。			
その他の関連機関	保健所	「地域保健法」に規定。地域保健に関する中核的な機関。保健所業務の中で、子ども家庭福祉に関連する業務としては ①子供の保険についての正しい衛生知識の普及②子供の健康相談、健康診査、保健指導、③身体に障害のある子どもや長期にわたり療養を必要とする子供に対する療育指導④児童福祉施設に対する栄養の改善その他衛生上に関する必要な助言などがある。			
	市町村保健センター	住民に対して健康相談、保健指導、健康診査その他地域保健に関して必要な 事業を行うことを目的とする機関。子ども家庭福祉の業務は健康診査(1歳 6か月検診、3歳児検診など)保健指導(妊産婦、乳幼児の保護者など) 母子健康手帳の交付、訪問指導(妊産婦、未熟児など)			
	母子健康包括支援 センター	2016 (平成28) 年「母子保健法」の改正により新たに創設された機関。必要な実情把握、母子保健に関する相談、保健指導を行うことにより、母性、乳幼児の健康保持及び増進に関する包括的な支援を行う。			
	家庭裁判所	家庭に関する事件の審判及び調停、少年の保護事件の審判 等の業務。子ども家庭福祉に関する業務は犯罪少年の通告先、知事からの送 致保護者が児童福祉施設への入所措置に同意しない場合の審判、真剣創出・ 親権停止の審判、未成年後見人の選任・解任、養子縁組・特別養子縁組の手 続き等、裁判官、書記官、家庭裁判所調査官などの配置			
	婦人相談所	要保護女子の保護構成に関する業務を行う機関。要保護女子に関する相談、 要保護女子とその過程に対する必要な調査や医学的、心理学的、職能的判定、 必要な指導、要保護女子の一時保護など			

(3)子ども家庭福祉の関係機関の専門職とその必要性

児童福祉に関する基本理念はすべての子どもが健全に育つことが目的であるが、一般に家庭においては保護者が担っている。しかし、近年家族機能の変化した状況のもとでは子どもを取り巻く生活上の課題も複雑・多様化している。それに対して適切に対応していくうえで保護者や親族のみ解決を求めることには限界がある。そして社会的援助を求めることとなる。そういう場合に必要なのが国や地方公共団体による「公的責任」による援助である。児童福祉専門職の基本的要件として「子ども最優先の原則」がある。

福祉の直接的処遇実務が、その実務的部分となってくることから、専らそれを担当する 専門組織と職員の存在が必須の条件となるためである。以下公的関係機関及びの関係施設 の専門職について纏めたのが下記の図表11のとおりである。

図表11

子ども家庭福祉の関係機関 の専門職	児童福祉司	児童相談所の中核的な専門職員で子どもの福祉に関する相談 に応じる。必要な調査、社会診断を行う、当事者に必要な支援・ 指導を行う、子ども、保護者など関係調整を行う。
	児童心理司	児童相談所に配置されている心理専門職で具体的には子供、 保護者などの相談に応じ、診断面接、心理検査、観察によっ て子供、保護者等に対して心理診断を行う、心理療法、カウ ンセリング、助言指導などの指導を行う。
	社会福祉主事 、 家庭相談員	社会福祉主事は福祉事務所に配置される職員で社会福祉に関する相談援助を行っている。家庭児童相談室には、子ども家庭福祉業務に従事する社会福祉主事が配置されている。家庭相談員は、家庭児童相談室に配置される職員で社会福祉主事とともに子ども家庭福祉に関する相談業務を行っている。
	母子・父子自立支援員	福祉事務所などに配置されている職員で、母子家庭などに対する相談業務を行っている。母子、父子家庭寡婦に対する相談、情報提供、指導、能力の向上及び求職活動支援などの業務を行っている。
	婦人相談員	要保護女子の発見、相談、必要な指導などの業務を行っている。 DV,問題に関する相談、必要な指導も行っている。
	保健師	保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする者。 保険者、市町村保健センターに配置されている。子どもや妊 婦の健康相談、健康診査、保健指導などの業務を行う。
子ども家庭福祉の関係施設の専門職	保育士	配置される施設によって異なるが、保育所では子供の保育や保護者支援、地域子育て支援などの業務を行う。児童養護施設など入所施設では、洗濯や家事を含めて入所している子供の日常的な支援を行うとともに学士融資道や生活指導、自立支援などの幅広い業務を行っている。
	保育教諭	2015 (平成27) 年度から制定された幼保連携型認定こども園において、子どもの教育及び保育を行う職員で、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を持つ者とされている。
	児童指導員	乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、障害児童発達支援センターなど、多くの児童福祉施設に配置されている。正解指導や学習指導などの子どもに対する支援を行うと伴に、家族や学校、児童相談所等との連絡調整を行うなど幅広い業務を行っている。
	母子支援員、 児童自立支援専門員、 児童生活支援員	母子支援員は母子生活支援施設において母子の生活支援を行う職員。生活支援を行う職員は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築などや退所後の生活の安定が図られるように個々の母子家庭の家庭生活や児童の状況に応じて、就労や家庭生活、養育に関する相談、助言指導、関係機関との連絡調整を行うことによって、母子の自立促進することを目的とする。児童自立支援専門員は、児童自立支援施設において子供の自立支援を行う職員で、児童生活支援員は同じ施設で子どもの生活支援を行う職員である。施設における支援は、すべての子供が社会生活を営んでいけるよう支援することを目的としている。

	家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員	家庭支援専門相談員は虐待などの家庭環境上の理由により入所している子供の早期の家庭復帰を支援する体制を強化するために児童福祉施設に配置される職員(ファミリーソーシャルワーカー)である。子どもの早期家庭復帰のための保護者などに対する相談援助業務、退所後の子供に対する継続的な相談援助業務、児童相談所などの関係機関との連絡調整を行っている。 里親支援専門相談員は乳児院と児童養護施設に配置される職員で児童相談所の里親担当職員、里親委託などの推進員、里親会などと連携し入所している子供の里親委託の推進、退所した子供のアフターケアとしての里親支援、里親の新規開拓などを行う。
	児童厚生員、 放課後児童支援員	児童厚生施設に配置される職員で、施設における遊びの指導は、 子どもの自主性、社会性及び創造性を高め、地域における健 全育成活動の助長を図ることを目的として行う。放課後児童 クラブに配属される職員で、2015(平成27)年度から新たに 創設された資格で、保育士、社会福祉士、教員、2年以上児 童福祉事業に従事した者であって知事が行う研修を修了した 者でなければならない。
	その他	近年、児童虐待が増加し児童養護施設等には、虐待を受けた 子供に対する適切な支援体制を確保するために心理担当職員、 個別対応職員を配置した。
その他の専門職など	里親	委託を受けて子供を養育する者であり、養子縁組とは異なり、「民法」上の親子関係を結ぶものではない。里親には虐待等により心身に有害な影響を受けた子供など、より専門的な支援を必要とする子供を養育する専門里親がある。
	民生委員、児童委員、 主任児童委員	
	保護司	給与が支給されない民間のボランテイアで、保護観察官の補佐的役割として保護観察を実施した少年院から釈放された人がスムーズに社会復帰できるように生活環境の調整を行っている。
	スクールカウンセラー、 スクールソーシャル ワーカー	スクールカウンセラーは、臨床心理士が子どもへのカウンセリング、保護者や教職員への助言・援助などの業務を行っている。スクールソーシャルワーカーは教育と福祉の両面において専門的な技術・知識をもって、問題を抱える子供が置かれた環境への働きかけ、関係機関との連携調整、保護者教職員などに対する支援・相談・情報提供などの業務を行う。

図表12 社会福祉主事任用資格の必要な職種

行政	福祉事務所	現業員、查察指導員、 老人福祉指導主事、家庭児童福祉主事[児童福祉事業従事2年以上等]、家庭相談員[児童福祉事業従事2年以上等]、母子相談員
	各種相談所	知的障害者福祉司、[知的障害者福祉事業従事2年以上等]、身体障害者福祉司[身体障害者福祉事業従事2年以上等]
		児童福祉司 [児童福祉事業従事2年以上等]
社会福祉施設		施設長、生活指導員等

社会福祉主事とは、社会福祉法第18条に規定されている福祉事務所の現業員の任用資格であり、図表12のとおりである。社会福祉施設職員などの資格に準用されている。

福祉事務所に必置の義務があるが実態としては、例えば、生活保護担当現業員や査察指

導員のうち、社会福祉主事任用資格を取得している者は、8割程度にとどまっており、専門性が担保されておらず事務監査等で改善が求められているところである。児童福祉司とは、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う職員の任用資格であり、配置基準は、管轄地域の人口3万人に一人以上を基本としている。任用方法は、養成校を卒業又は知事の指定する講習会を修了した者。大学で心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科などを卒業し、指定施設で1年以上相談援助業務に従事した者となっている。2016(平成28)年児童福祉法改正により、児童福祉司は、任用後厚生大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならないこととされている。

5. 里親委託を推進する上での課題と取り組み

図表13は各国の要保護児童に占める里親委託の割合は里親の概念が諸外国によって異なる為、単純な比較は出来ないが、欧米主要国では、おおむね半数以上が里親委託であるのに対し、日本では施設対里親の比率が8対2となっており、厚生労働省は里親やファミリーホームを推奨しているが、まだまだ施設養護への依存が高いことを示している。2011(平成23)「社会的養護の課題と将来像」では、今後10年かけておおむね3分の1を里親及びファミリーホーム、3分の1をグループホーム残り3分の1を小規模グループケアで行うという目標を設定したが、整備が進んでいない現状にある。

図表13 各国の要保護児童の占める里親委託児童の割合(2018年前後の状況)

国名	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア	アメリカ	カナダ	豪州	香港	韓国	日本
比率 (%)	73.2	48.3	44.2	52.4	81.6	85.9	85.9	57.0	29.6	21.5

厚生労働省 令和2年「乳幼児の里親委託推進に関する調査報告書」豪州はブリテッシュコロンビア州

里親委託を進める上での課題

登録里親確保の問題	・里親制度の社会的認知度が低く、新規委託可能な登録里親が少ない ・里親希望条件(性別、年齢、養子縁組の可能性など)と合わない ・信頼関係の構築が難しく、児相として信頼できる里親が限られている。里親の養育技術の向上 ・里子が万一のトラブルや事故に遭遇した時の里親としての責任が心配で、登録申請に至らない
実親の同意の問題	・里親委託に対する実親の同意を得ることが難しい(施設なら同意するが里親の場合同意しない)
児童の問題の複雑化	・発達障害など児童の抱える問題などが複雑化しており、里親への委託困難ケースの増大
実施体制、実施方針 の問題	・児童福祉司の虐待対応に追われていることから里親委託への業務が十分にかかわれていない ・里親専任担当員が配置されていない等里親支援するための体制整備が十分でない ・委託里親の状況や里親委託を検討できる児童の情報など児童相談所における情報 共有が必要 ・職員の意識の問題として失敗を恐れると委託に消極的になり、無難な施設選択を等の問題

里親委託を進める上での取り組み例

r		
広報・啓発	・区町村や里親会などとの連携・協力	
	・里親子による体験発表会(里親の実情を知ってもらう)	
	・一日里親体験、里親希望者との施設児童との交流事業など	
実親の理解	・養子縁組を希望する里親のイメージが強い中で養育里親の普及に努める	
	・養育里親についての里親の意識など	
	・実親の理解の得やすいファミリーホームへの委託など	
里親の支援	・里親交流会で体験談を語り、コミュニケーションを深める	
	・里親の孤立化を防止し、訪問支援	
	・里親研修、養育技術の向上	
	・地域との連携を作り、里親により良い環境を作るなど	
実施体制、実施方針	・里親支援機関事業を外部委託し、里親支援体制の充実	
	・里親会の強化	
	・里親担当職員の増員など	
	・里親委託ガイドラインの策定	
	・里親委託など推進委員会を設置し、関係機関の団体間で啓男や委託に対する共通認識を持ち	
	委託推進の機運を高める	
	・相談ケース毎に里親委託の検討、施設入所児童の中から委託可能児童を掘り起こし	

厚生労働省家庭福祉課(平成22年10月各都道府県民へのアンケート結果))より筆者加筆修正した

6. おわりに

里親制度課題について筆者は関係機関の一つである福祉事務所にて勤務経験があるが主に生活保護を担当し児童福祉について勉強不足であることは否めません。現場で仕事をしていることでケースワークと専門性について考える機会があり、それなりに里親についての課題を考察する事が出来た。里親養育支援に関して「里親研修」が義務化されているが、里親又は里子に問題がある場合に児童相談所の専門職である児童福祉司が適時適切に対応し問題解決に向け関係機関との連携し解決にあたっていたか検証する必要を感じた。

児童相談所は単なる事務所ではなく専門性のある技術的な支援を行う専門職を配置した 専門機関であると認識している。一般職と異なり専門知識やその分野の資格を有し、子ど も子育て分野における多岐にわたる問題を解決に向けて日夜努力をされて来ているのであ るが、昨今の子ども福祉需要の増大は現行の児童相談所体制では努力のみでは解決できる 状況ではないと推測するのであるが、現状を早急に解決することは困難であるとしても、せっ かく持ち合わせた専門性を最大限活用し社会資源ならびに関係・関連機関との協働により 里親制度推進に向けた状況が出来ればと願う次第である。

謝辞

本文を執筆するにあたり、里親制度を熟知していない身でありながら、里親支援する会 大阪 様より貴会創設7周年記念誌出版に伴い原稿依頼を賜り、光栄に存じ上げますとと もに関係各位の方に厚く御礼申し上げます。

参考引用文献

社会福祉士養成講座編集委員会編集 「社会福祉論」 2000年1月20日 中央法規出版株式会社

山野則子、金子恵美 編著 「児童福祉」 2010年3月10日 (株)ミネルヴァ書房 伊藤嘉余子、渋谷昌史 編著 「子ども家庭福祉」 2017年2月25日 (株)ミネルヴァ 書房

厚生労働省 家庭福祉課 「社会的養育の推進に向けて」 令和4年3月31日 野口啓示 「里親不調を経験した里親に対する里親養育支援の実態」 日本社会福祉学会第 67回秋季大会(2019年)

伊藤嘉余子 「養育困難を訴える里親に必要な支援」 日本社会福祉学会第67回秋季大会 (2019年)

厚生労働統計協会 「国民の福祉と介護の動向」 2021/2022

(元 福祉事務所職員)

貧困の連鎖を断ち子どもの未来を守るために

道 中 隆

はじめに

筆者は、研究生活の中で生活困窮者や子どもの自立支援問題を取り上げてきた。公務に就いて働いてきたのは「仕事は人を幸せにする」ことだと考えてきたが、ずっと天職だととか、崇高な意識をもっていたわけではない。日々は重苦しい。当初はあまりにも厳しい業務に心が折れそうになった。振り返ってみるとなまぬるい仕事でなかったからこそ自分を活かせると思った。達成感を得られ成長するチャンスをいただいたように考える。なかでも「子どもの貧困」はライフワークとなった。

貧困とは「貧しくて生活に困っていること」(広辞苑)で困窮、窮乏、貧乏、貧窮、などと言い換えることができる言葉である。ともすれば子どもの貧困は、もっぱら経済的問題として限定的に捉えられがちであるが、単に所得の高低のみの問題ではない。懸念されることは、子どもの貧困の経験は、その子どもが成人となった後も健康、就労、経済といったさまざまなところで深刻な影響を与えることである。つまり貧困の中で育った子どもが大人になったときに、貧困状態に陥るという貧困リスク[□]が高まるいわゆる貧困の連鎖[□]が起きることである。

子どもがその生まれ育った環境により将来が左右され、貧困によりさまざまな剥奪や教育の機会が損なわれる。そのことにより就職や収入面など幾重にも重なる社会的不利益を被ることになり、将来、努力によってもそれを取り戻すことは難しい。

貧困に関する概念は、貧困率をはじめジニ係数、保護率、捕捉率、ワーキングプアなどがある。なかでも子どもの貧困は、厚生労働省(2009)が日本で初めて子どもの相対的貧困率[®]14.2%を公表して以降、その値が一貫して増加傾向を示したことからメディアでも頻繁に取り上げられ大きな社会問題となった。

いずれも政策的に貧困問題を捉える一つの重要な関係指標であるが、どうも生活者の感覚からは乖離する空中戦のようだ。それに対して筆者の現場での実体験は、貧困の代表値となるような生活保護受給世帯の実態や児童相談所での相談事例、保健所で取り組む中での事象、DV事例など、すさまじい現実をリアルに活写するものであった。前者が空中戦なら後者のさまざまな事象はまさに迫力ある地上戦であろうか。

貧困問題は、政治的には貧乏はあっても貧困問題は存在しないとされ、貧困問題の論議

はタブー視されてきた。官公は、子どもの貧困の問題は親と子どもを一体的に捉えあくまでも家庭の問題だとして公共財の投入をためらい、不介入もしくは放置してきたことは否めない。頑な自己責任の考え方を払拭しなければならない。社会政策は、子どもの権利を視座に親と子どもとを一体的に捉えるトゥゲザー(together)な考え方から脱却して、親と子どもとは別々に捉えたセパレート(separate)な取り組みが必要で緊要な課題となっている。

子どもの未来を守るため子どもの権利の主体を再認識し、国や基礎自治体が率先して、 世代を超えて継承される子どもの貧困の問題に取り組み、すべての子どもたちに適切な環 境を保障し社会の責任として育んでいかなければならない。

1. 子どもの貧困を考える

日本においてようやく「子どもの貧困」に関する学術論文が散見されるようになった。「子どもの貧困」という概念は、これまで理論の生成プロセスが弱く、十分に議論が積み重ねられてきたわけではない。「家にお金がない」という経済的な困窮はその子どもにとってどのような意味をもつのか。もう一度「子どもの貧困」とは何か振り返ってみる必要がある。

子どもは家族の構成員であり家族の中で育まれることから、親が貧困であれば、当然、その子どもも貧困であるといる。家族は、同一居住で同一生計を営む世帯単位として一体的に捉えられる。こうした文脈から荒っぽい親の自己責任論が強調され、「子どもの貧困」は「親の貧困」であり国や自治体が家庭の問題に介入すべきではないとされるのである。しかし、生活困窮家庭で収入が少ないのは、疾病や離死別、失業など背景には個別な困難な事情がある。親が働かず怠けているのではなく一生懸命働いてもワーキングプアであるという実態があるにもかかわらず、親の『生活力や甲斐性のなさ』と否定的に理解される傾向がある。「子どもの貧困」を自己責任とする考え方は、真の問題を見失ってしまい子どもへの必要な政策の不作為を助長しかねない。道中(2016)は、著書⁴¹で次のように述べている。

「「子どもの貧困」と「親の貧困」の両者を一体的に捉えることには大きな落とし穴がある。すなわち、「子どもの貧困」が「親の貧困」に吸収され、社会から切り離されてしまうことである。その結果、子どもへの必要な政策が遠ざけられ見過ごされてしまうことである。貧困による子どもが被る影響は、単にお金がないから欲しいものや必要なものが手に入らないといった経済的不利益のみでない。親とのコミュニケーションの機会が少なくなることや必要な居住水準によるスペースがないため自分の時間や空間が確保されないことに加えて、未成熟な社会性、基本的な生活習慣や学習習慣の未確立、低い意欲と学力、心身の不全など、子どもの成長過程において、はかり

知れない不利益をおよぼす可能性がある。「子どもの貧困」は、「親の貧困」とは異なる視点から貧困を捉え直し、(…中略)親の貧困の深度が高いほど、子どもにとってはもはや取り返すことのできない暴力的な剥奪が生じることとなる。子どもと親とを切り離して、子どもを権利主体として捉え直さなければならない理由がここにある。」「(…中略)貧困によって剥奪される子どもの権利が、もはや子ども自身の努力のみでは回復困難となることが憂慮される。人生のスタート時点で挽回しにくい不利を背負い、将来の可能性が狭められ、大人の貧困が子どもの貧困へと引き継がれる『貧困の世代的継承』こそが問題であり、大きな社会的問題として認識しなければならない(道中2016)。

2. 研究の端緒

筆者は、保健福祉の現場において世代を超えて継承される学歴、出世、離婚など子どもの貧困の様相をみてきた。1975(昭和50)年から生活保護担当CWとして福祉事務所に配属され生活保護受給世帯の自立支援にかかわった。また、児相や保健所などの相談業務から多くの要援護者の生活実態をつぶさにみてきた。

過酷な生活環境に置かれた子どもの将来に強い危機感を抱いたことを契機に2005(平成17)年から先駆けて貧困に関する実態調査に取り組んできた。研究するうえで保健福祉現場の実践の場に携わっていたことは幸運であった。

調査の結果は、第54回日本社会福祉学会(2006立教大学)^⑤ で生活保護の自立支援事業における母子世帯等に焦点をあて保護動向に寄与しているワーキングプア層の拡大とその固定化について明らかにし、続いて第114回社会政策学会(2007東京大学)^⑥ で『生活保護と日本型ワーキングプア』を報告した。2008年には以下の『週刊東洋経済』^⑦ 特大号に論文の概要が掲載された。この経済紙の表紙面から「子ども格差」と貧困の連鎖が取り上げられ大きな反響を呼んだ。

「生活保護行政のベテラン職員が貧困の世代間連鎖を実証。貧困と低学歴、低年齢 出産の関係を明らかにして注目を集めている。『貧困は親から引き継がれている。こ の連鎖を断ち切らなければ…』。想像を超えて広がる子ども格差。その直視から真の 政策は生まれる」(表紙面)。

「大阪府堺市で市長の特命担当理事を務める道中隆さん(58)。大阪府庁などで長い勤務経験を持つ生活保護行政のベテランが、保護受給世帯に関する福祉事務所のケース記録を一枚一枚めくりながら、うなり声を上げた。『子どもの貧困はやはり、親から受け継がれているんだな。この連鎖を断ち切る手だてを見つけ出さないと、どうにもならんぞ』」。

「それから1年後の2007年5月。道中さんは390件のケース記録の分析結果を社

会政策学会で発表。福祉関係者の注目を集めた。そして2か月後の7月には、分析結果の要点を『保護受給層の貧困の様相』と題した論文にして『生活経済政策』(生活経済政策研究所)に寄稿。その論文の最後を道中氏は次のような言葉で締めくくった。」『本調査の結果から、生活保護受給世帯において、『生活困窮』や『社会的排除』が世代を超えて引き継がれていることが浮き彫りにされ、貧困の世代的連鎖を理論的にも実証することができた』。

「論文はマスコミの関心を引き、『生活保護の母子世帯、負の連鎖。『育った家も受給』 4割。堺市貧困調査』(2007年9月4日の朝日新聞朝刊)などと大きく報じた」 (pp.36-40)。

「…(中略) 調査が類をみないのは、ケース記録に基づく実証分析であるのもさることながら学歴や結婚歴、出産歴、親子関係など(23の関連項目)、これまでタブーとされてきた個人のプライバシー情報に深く立ち入って調査したことにある。こうした個人情報は福祉事務所が厳しく管理しており、一般の目に触れることはない。」(p.38)。

筆者のこれまでの論文の多くは、貧困問題や低所得者の自立支援、子どもの貧困などを研究テーマとしてきた。既述のとおり、なぜ貧困が世代を超えて引き継がれていくのかという長年の問いに迫ろうとしたものである。

本小論の題目も「貧困の連鎖を断ち子どもの未来を守るために」として、これまでの研究を振り返り整理した。

3. 先行研究の概要

「子どもの貧困」の連鎖に関する研究は、学術のみならず政策的にも重要なテーマとなっている。貧困の世代間継承に関する研究手法は、大きく分けて二つある。一つはすべての所得階層を対象とした統計調査データから親と子世代の所得や学歴などの変数の移動状況を追跡する方法で「パネル調査」といわれるものである。もう一つは、生活保護を受給している被保護者のケースファイルなどからの成育歴調査、聞き取り調査、アンケート調査による方法である。

しかし、研究の方法論として、現実的に親の所得を世代間にわたって測定することはほぼ不可能である。また、生活実態を把握するための長期間に及ぶ参与型の追跡調査を実施することなど貧困の連鎖を実証的に検証することは困難を極める。現下における研究動向は「親の貧困」から「子どもの貧困」に視座を置いた潮流となっている。世代間連鎖に関する実証的研究を概観すると表1のとおりである。

表 1 世代間連鎖に関する実証的研究

論文	利用データ	生活保護受給層の世代間連鎖
青木(2003)	北海道 B 市の被保護母子世帯のヒヤ リング調査 (19ケース)	19ケース中3件(15.8%)が生活保護受給歴あり。経済 的困窮経験は19ケース中15件(79%)
杉村(2004)	首都圏区部と北海道山麓部及び農村部、 九州旧産炭地都市のヒヤリング調査	一般母子及び生活保護受給母子ともに健康障害が確認され子どもの就学、就労に課題を抱える世帯は生活保護受給母子世帯に集中。
中囿(2006)	北海道釧路市被保護母子世帯アンケート(181ケース)	14.6% (結婚するまでの期間)。
道中(2007)	A 市の被保護世帯3,924世帯のケース ファイルから390ケース(757人)を 抽出して精査	世帯類型の全体の25.1%、母子世帯では40.6%の高い継承率を確認。高齢者世帯を除く世代間継承率は28.8%。
福岡県立大学 付属研究所 (2008)	福岡県田川地区の生活保護の廃止台 帳を精査(502ケース)	8.2%。ただし世帯主の年齢が若くなるほど連鎖が高くなる。1966年以降の生まれでは29.4%、児童期に保護歴がある者の46.4%が親や兄弟姉妹、親族も受給中。
駒村・道中・ 丸山 (2011)	X市の個票データ(道中一次的調査の 被保護母子世帯のケースファイル(318 ケース)に基づき解析	解析に十分なデータにより被保護母子世帯の約32.0%が 成育期に生活保護受給歴があることや10代出産の貧困リ スクなど厳しい世代間連鎖を多変量解析により実証。
林 (2016)	質的調査アプローチにより被保護世 帯の子どものライフストーリーに関 する研究	被保護世帯の子どものライフストーリーから彼らがある 進路へと至る過程を分析し貧困の世代的再生産プロセス を明らかにした。
福知山市『子ども の生活状況に関す る調査』(2020)	保護者親子セット(保護者900、子ども 小4~高校3の900)の1,800人、保 護者のみ15,00人を調査対象。アンケー トは無作為抽出により郵送で実施	「親の貧困」が子どもに及ぼす影響の度合いや経路について、多くの項目が複合的に作用していると考えられる リスク要因をデータにより明らかにしている。

出所:道中(2009)『生活保護と日本型ワーキングプア―貧困の固定化と世代間継承』および関西国際大学教育学部(2020) 『福知山市子どもの生活状況に関する調査報告書』に基づき筆者が加筆。

日本では子どもの貧困に関する研究は、限定的であり先行研究の蓄積は十分ではなかった。2006年以降においてようやく子どもの貧困を巡る報道や研究論文が散見されるようになった。子どもが貧困状態に陥ると、単に経済的な困窮に留まらず十分な教育が受けられず、将来的にも下積みの生涯を送ることになるといった多くの知見がある。

低所得者や母子世帯を対象とした貧困の世代間連鎖に関する研究は、青木(2003)、杉村(2004)、岩田・濱元(2004)、道中(2006)、後藤(2006)、阿部(2006)、中囿(2006)、藤原(2007)、福岡県立大学付属研究所(2008)、道中(2009)、石井・山田(2009)、中村(2010)、藤原・湯澤(2010)などの先行研究がある。青木(2003)は、北海道B市の被保護母子世帯のヒヤリング調査(19ケース)を行い19ケース中3件(15.8%)が生活保護受給歴を有し、経済的困窮経験は15件(79%)であったことを報告している。杉村(2004)は、一般母子世帯および生活保護受給母子ともに健康障害が確認され子どもの就学、就労などに困難さを抱える世帯が生活保護受給母子世帯に集中していることを明らかにした。岩田・濱本(2006)は、家計経済研究所によるパネル調査により、女性にとって貧困に結びつきやすい要因として「離死別経験」、「子ども3人以上」、「中卒」などの項目をあげ、持続・慢性型貧困に陥りやすい要因として、「未婚継続」、「離死別経験」、「子ども3人以上」、「中卒」な

福岡県立大学付属研究所(2008)は、九州の旧産炭地や特定の地域において生活保護を受給する世帯の世代間連鎖が確認され、これらの地域では生活保護受給世帯が世代的に引き継がれ「保護二世」、「保護三世」が見受けられていることを報告している。石井・山田(2009)は、慶応義塾家計パネル調査(KHPS)によりひとり親世帯という属性が慢性的貧困(3年間の持続的貧困)リスクを高めていると説明している。

貧困の世代間連鎖に関する実証的研究に先鞭をつけたのは、道中(2006)のA市の被保護世帯の生活実態調査®である。この調査は、他に類をみない実際のケースに基づくもので表2のとおりS市の被保護世帯数3,924世帯のうち、390世帯(757人)をランダム抽出し世帯類型別、調査項目別に実施している(表3参照)。

さらに『貧困の世代的継承』(2009)^⑤では、実際に生活保護を受給している世帯の約70%は親の世代から生活保護を受給していたことや低位学歴と貧困、子どもの虐待の相関関係を明らかにしている。駒村・道中・丸山(2011)^⑤は、数量解析に十分な道中(2006)調査の一次的データに基づき、被保護母子世帯の約32.0%が成育期に生活保護受給歴を有し厳しい世代間連鎖の存在を実証している。

	総世	調査世	世帯実		平均		低位	学歴率	(%)		稼働収入	稼働率	扶養	扶養
	帯数	帯数	人員	給期間	年齢		中退 件数	中卒率 (%)	高校中 退率 (%)	高校中 退率 (%)	平均月額(円)	(%)	履行 件数	履行率 (%)
高齢	1,625	91	107	30.10	73.60	79.12	67	73.63	5	5.49	28,517	3.29	6	6.59
母子	631	106	312	32.65	37.46	66.04	41	38.68	29	27.36	74,475	37.73	16	15.01
障害	585	40	47	44.13	52.88	72.50	26	65.00	3	7.50	26,754	7.50	2	5.00
傷病	859	100	159	29.11	53.01	76.00	64	64.00	12	12.00	81,230	11.00	2	2.00
その他	224	53	132	31.08	53.77	67.92	29	54.72	7	13.21	74,831	56.60	0	0
計	3,924	390	757	32.11	56.11	72.56	227	58.21	56	14.36	72,221	22.31	26	6.66

表 2 世帯類型別実態調査総括表

出典:東洋経済新聞社(2008)『週刊東洋経済-特集都市の下層社会』.5/17,特大号 p.39.

新たな研究動向として、松村(2016)は、子どもの権利主体の観点から捉え直し、貧困世帯よりも子ども自身の健全育成や学びといった福祉・教育政策上の位置づけの必要性を示唆している。数量解析による分析とは異なる質的研究アプローチとして、林(2016)の生活保護を受給する世帯の子どものライフストーリーから彼らがある進路へと至る過程を分析した貧困の世代的再生産プロセスの解明に迫る研究報告がある。

子どもの貧困に関する研究の多くは、保護者(親)を対象としたものであり子ども自身が剥奪状況や貧困をどのように感じ捉えているのかといった視点からの先行研究が少ないことから、道中(2020)⁽¹⁾は、子どもの生活状況等に関する実態調査を実施している。

この調査は、権利主体である子どもに着眼して「小学生」「中学生」「中学を卒業した子

[※]低位学歴について先行研究の多くが学歴を高校以上としているが、本調査では「低位学歴」を最も厳しい下限 Under class の中卒、高校中退に設定している。

ども」と親の「保護者セット」(1,800人)と、「保護者のみ」(1,500人)の2つのグループを対象に郵送によるアンケート(41.1%有効回収率)を行っている。

調査の結果、特徴として、子どもの社会性に関する項目の「保護者の学校行事への参加 状況」は、非貧困世帯が有意に高く、貧困世帯が有意に低いことが明らかになった。また、 貧困世帯の保護者は、「子育ての不安や悩み」を相談できる相手がいないこと、「地域行事 への参加や学校行事への参加」では参加の頻度が少ないことなど、子どもの教育への関心 の低さといったインセンティブに課題があることが判った。

表3 被保護世帯の実態調査(世帯類型の母子世帯のみ計上)

		A 市調査 2007調査 N=106	B 市調査 2008調査 N=214	C 市調査 2010調査 N=104
①低位学歴	中卒	41 (38.7)	75 (35.0)	20 (19.2)
①以证子 歷	高校中退	29 (27.4)	47 (22.0)	31 (29.8)
	小 計	70 (66.0)	122 (57.0)	51 (49.0)
②早婚による1	0代出産ママ	28 (26.4)	55 (25.7)	22 (21.2)
③結婚(法律娟	f) によらない出産	_	55 (25.7)	32 (30.8)
④婚姻によらな	い同棲婚	_	_	45 (43.3)
⑤ 出身家庭で	の離死別経歴等	_	_	79 (76.0)
不安定な家	族の世代間連鎖			不明 7 (6.7)
再掲(施設	・母子寮・里親等成育歴)	_	_	13 (12.5)
⑥保護受給履歷	Ř	51 (48.1)	94 (43.9)	34 (32.7)
⑦保護の世代間]継承	43 (40.6)	68 (31.8)	36 (34.6)
⑧ドメステック	'・バイオレンス(DV)	_	47 (21.9)	22 (21.2)
⑨児童虐待		_	20 (9.3)	14 (13.5)
⑩精神疾患の罹	建患率	_	72 (33.6)	37 (35.6)
			全疾病131(61.2)	全疾病 59(56.7)

注1:「③結婚によらない出産」の数値は発生世帯数である。

注2:「④婚姻によらない同棲婚」の数値は、複数回数の同棲婚も発現世帯数1とした数値である。

出典:道中(2006)の被保護世帯の生活実態調査

4. 政策的アプローチ

(1) 子どもの貧困対策

子どもの政策の対象はどのような子どもであろうか。例えば、公衆衛生、保健・医療分野で対象領域をとらえる場合の概念を用いて、例示すると図1のとおりである。子どもの貧困対策に向けたアプローチは大きくポピュレーションアプローチ(普遍的対策)とハイリスクアプローチ(選別的対策)に分けることができる。ポピュレーションアプローチ(普遍的対策)は、所得保障、税、雇用、医療、住宅等貧困防止のための所得再分配による社会政策である。ハイリスクアプローチ(選別的対策)は、貧困層の生活課題、貧困の世代的連鎖の防止のための積極的な支援策の構築である。とりわけ、図1で示したスーパーハイリスク層はより緊急度・優先度の高い対象である。これらの貧困対策は、相乗的に展開される必要がある。

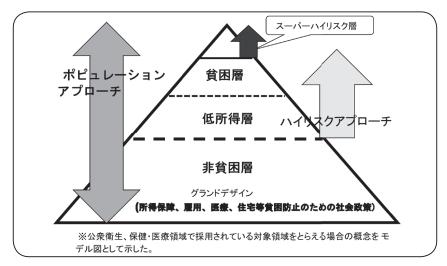


図1 子どもの貧困対策の方法論

出典: 道中(2014)「子どもの貧困と社会的不利益-子どもの貧困連鎖を断つ」 『内閣府子どもの貧困対策に関する検討会』資料7.

(2) 社会的不利益を被る子どもたち

長年の筆者の実践において確認される事象とともに、数量的な解析を行った研究により、 社会的な不利益を被る子どもたちが浮かび上がった(図 2)。

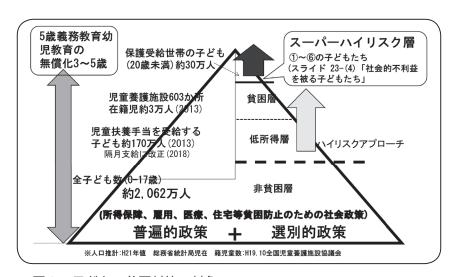


図2 子どもの貧困対策の対象

出典:道中(2014)「子どもの貧困と社会的不利益-子どもの貧困連鎖を断つ」 『内閣府子どもの貧困対策に関する検討会』資料 7.

子どもの社会的不利益は、子ども自身の努力のおよばないところの負の要因がしばしば 重なり合い相乗作用として貧困リスクを高めていた。具体的にスーパーハイリスク層にあ る子どもは図2のとおりである。①から⑥のスーパーハイリスク層にある子どもは、いく つかの項目がしばしば重なり合い、貧困の熟度は高く緊要な対策が急がれる(表4)。

表4 スーパーハイリスク層の子ども

《社会的不利益を被る子ども》

- ①生活保護受給世帯の子ども
- ②ひとり親家庭の子ども(高校進学率80.2%(大学25%)一般家庭97.0%)
- ③乳児院・児童養護施設入所中の子ども
- ④児童自立支援施設(旧教護院)入所中の子ども
- ⑤母子生活支援施設入所中の子ども
- ⑥義務教育の網の目からこぼれ落ちた子ども(不登校、外国籍の子どもの不就学)

小論では、表4の社会的不利益を被る子どもたちの特徴について概説する。

①生活保護受給世帯の子ども

- **a** 2005年以降は死別と未婚の割合が逆転、未婚母子が増加し若年化。家庭環境の複合した不利が、子どもの成長に与える影響が明らかにされている。中囿(2006)は、被保護母子世帯の調査で父で4割、母では5割が中卒・高校中退者であり、父母とも無職や非正規社員が大半を占め、経済的に不安定な家庭での生育経験者が多いことを指摘している。
- b 福岡県立大学付属研究所(2008)は、旧産炭地の生活保護世帯の調査で、保護二世・ 三世・四世と代を重ねるごとに深刻化する長期の貧困状態や貧困の悪循環による負の影響 を指摘している。
- c 道中(2009)は、2006年~2011年に生活保護世帯のケースファイルに基づく調査分析(390世帯、757人)を行い、①学歴は中卒・高校中退が低位学歴72.6%、②保護受給履歴有りが21.6%、③世代間継承率25.1%、母子世帯では40.6%、④10代出産母子26.4%など幾重にも重なる社会的不利益を被る生活実態を報告した。
- **d** 駒村・道中・丸山(2011)は、被保護母子世帯の32%が生育期に保護受給歴がある ことなどを解析に必要な数量を確保したうえで分析し、単に貧困だけでなく家族内のハン ディが累積・集中していることをデータにより実証した。
- **e** 厚生労働省(2012)は、2009年度に87.2%だった保護世帯の高校進学率が2011年度には89.5%に上昇。一般世帯を含む2011年度の進学率は98.2%で、依然として8.7ポイントの格差が認められる。

②ひとり親家庭の子ども一時間貧困は子どもの貧困リスクー

- a 田宮・四方(2007)は、仕事育児の状況について、欧米各国と比較して極端に仕事時間が長く育児時間が短いことを指摘している。
- b 道中(2010)は、保護を受給する母子家庭の318人のうち10代で出産経験があったのは60人で、そのうち約80%が高校中退。10代で出産経験がない母親の半数は高卒以上であった。10代で出産経験があると生活保護を繰り返している割合が50%を超え、10代

で出産経験なしでは約40%にとどまっている。10代の出産は高校進学・卒業を妨げやすく、 生活保護を受ける可能性が高まることを報告している。

- c 石井・浦川(2014)は、基礎的活動(睡眠や食事)に要する時間、世帯類型の標準的な家事・育児時間を引いた残りを配分可能な時間とし、労働時間が配分可能な時間を上回る場合に時間貧困となり、ひとり親は時間貧困に陥る確率が顕著に高いことを報告している。
- **d** 道中(2010)は、母子世帯は貧困に陥りやすいだけでなく、貧困の程度が深刻になったり、慢性化する傾向にあること、母子世帯の相対的貧困率は50%を超えること、母子世帯が貧困に陥ると短期間で貧困から脱却できず貧困が継続する確率が高いことなどを指摘している。母子世帯の貧困を撲滅するためには、教育、就労、社会保障など重層的なアプローチによるパッケージ政策が必要であることを示唆した。

③乳児院・児童養護施設入所中の子ども

- a 母親の子ども時代の成育歴には、家族関係の破綻による離死別経験や複雑な家庭環境が多くみられる。道中(2010)の調査では、児童養護施設や母子寮で育ち、里親や祖父母に養育されていた者が13件(12.5%)見受けられた。また、サラ金等借金や多重債務による自己破産9件、父母の服役7件、中国残留孤児三世3件、外国籍2件、障害者2件、暴力団関係2件等複雑な家庭での成育歴が確認された。
- b 児童福祉法では、児童福祉施設の入は、原則18歳までとなっているが、子どもの状況によっては同法に基づく在所期間延長など最長22歳まで入所が可能である。児童虐待や親の離死別、病気などを理由で児童相談所の措置により、親元を離れて乳児院・児童養護施設、里親家庭で暮らす子どもは約4万2000人となっている。退所後は周囲に相談する人がいなくさまざままな事由で生活困窮することが多い。厚生労働省(2020)の調査では、退所者の3人に1人が生活費や学費の捻出に悩んでいることの報告がある。
- c 施設出身者の大学進学率は約18%で、高卒者全体の約58%より大幅に低い。対人関係がうまく築けず、コミュニケーション力など課題を抱え、職場や学校などで孤立するとも多い。大学に進学しても経済的な理由等で退学を余儀なくされる事例も散見される。頼れる大人の不在などから自立後に困窮や孤立に陥る事例が確認される。

④児童自立支援施設(旧教護院)入所中の子ども

a 児童自立支援施設(旧教護院)は、犯罪などの不良行為をしたりするおそれがある児童や、家庭環境等から生活指導を要する児童を入所または通所させ、自立を支援する児童福祉施設で全国に58カ所ある。1998年4月児童福祉法改正により現在の名称変更され、機能についても施設長の入所児童の就学を義務付けや自宅などからの通所方式が改正された。

既述の「③乳児院・児童養護施設入所中の子ども」の特徴と重なるところも多いが、児童自立支援施設の退所児童は、共感性が乏しく対人関係をうまく結べない子ども、「悩めない」「悩むことから逃げている子どもが多い。そのため2004年の法改正により退所児童のアフターケアの機能も追加された。

- **b** 次に入所理由を見ていくと父母の行方不明7%、父母の入院6%、父母の虐待、放任、養育拒否、不和、精神疾患等家族環境を理由とするものが44%となっている。近年では、虐待等、家庭環境上の問題による入所が急増している。その要因として、児童相談所における児童虐待対応件数の急増と大きく関係していると考えられるがエビデンスは必ずしも明らかではない。
- c 入所する子どもの多くは、貧しさから食事もままならない、風呂もない家庭の中で育ち、勉強どころではなかった。自己肯定感を持てず、学習習慣の確立がなく成績も芳しくない。そのため高校進学が困難な実態にある。児童自立支援施設に入所する子どもは15歳で退所し厳しい「15歳の壁」がある。触法や虞犯などから施設で暮らす子どもは「非行少年」であるというラベリングを恐れ、施設で生活していることや施設出身であることを隠すことが多い。地域内で閉鎖的な施設となっていることから社会的な認識や理解されていない。d まだまだケアの必要な年齢であるが社会のしくみや長年の慣習が背景にあり、自分や周囲の努力だけではどうにもならない。退所後に頼れる大人が身近にいないケースが殆どで、生活苦に陥ったり、離職に追い込まれる若者が多い。こうした子どもたちに対する継

⑤母子生活支援施設入所中の子ども

続的な自立支援が課題となっている。

- **a** 母子生活支援施設(旧母子寮)は、母子家庭(18歳未満の子供を養育している)または母子家庭に準ずる家庭の女性(諸事情により離婚が成立していない等)が子どもと一緒に利用できる施設である。児童福祉法第38条の規定により配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的としている。
- **b** 児童(18歳未満)及びその保護者(配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子)が対象だが、児童が満20歳に達するまで引き続き在所させることができる。母子生活支援施設入所中の子どもは、「②ひとり親家庭の子ども(高校進学率80.2%(大学25%)一般家庭97.0%)」と問題や課題が重複することが多い。

⑥義務教育の網の目からこぼれ落ちた子ども(不登校、外国籍の子どもの不就学)─外国籍の子どもの1万人が不就学─

文科省(2021)調査で日本に住む外国籍の子どものうち、7.5%にあたる1万46人が、 小中学校などに通っていない不就学の可能性があることが明らかになった。前回調査(2019) の1万9471人からほぼ半減しており、教育委員会による就学状況の把握が進んだためと考えられる。外国籍の子どもに義務教育を受ける義務はないが希望する場合には、公立小中学校では日本人と同様受け入れている。

文科省(2020)は、就学状況を把握するための指針を作成し各教育委員会に示達。義務教育年齢の子どもの名前や就学状況などを載せる「学齢簿」にすべての外国籍の子どもを記載する教委の割合が85.1%と前回47.6%から倍増した。かなり改善されているとはいえ、それでも約1万人の子どもが学校に通えていない実態がある。

5. 政策的インプリケーション

現在、日本の子どもの貧困率はやや改善されたものの先進国の中では依然高く深刻な水準にある。子どもの貧困対策法(2014)が施行されてから7年が経過した。同法施行の翌年には大綱をまとめ対策に乗り出しているが課題は多い。

相対的貧困率は、学術的、国際的にも広く知られている貧困指標であるが、所得に基づく経済的状況のみを捉えたものとなっている。所得はフローの概念であり所得以外の収入や支出が見えないことから非経済的な要素が考慮されていない。こうした制約を補完するために剥奪指標による見える貧困実態の測定が必要である。貧しい家庭で生まれ育った子どもが将来、自らも貧しくなる「貧困の連鎖」を断ち切るために必要な取組みは必ずしも十分に進んでいない。

今後は、「養育力」、「生活力」、「自己肯定感」などの経済的側面以外の子どもの貧困に 関する剥奪指標を検討する必要がある。

6. エビデンスに基づく政策

格差社会の中、家庭を取り巻く社会経済状況の変化は大きく変容しており、子育て支援が社会的な要請となっている。支援を要する家庭が多くなっていることから「世帯が何を求めているのか」、「子どもの生活全般のどのような状況から実態が生じているのか」や子どもと保護者にどのようなニーズがあるのかなど、インタビュー調査がが必要とされよう。

また、生活困窮者自立支援制度での支援策、「子どもの学習」支援や「子ども食堂」など全国的に展開されているさまざまな事業について、実態のみではなく継続的な調査研究が必要である。蓄積された知見やデータに基づく政策の必要性が指摘される。しかし、解決すべき課題は一筋縄ではいかない。究明すべき課題は困難なものであるが、今後の政策展開する際の基本となる重要なプロセスと認識される。

貧困は世代間連鎖につながる可能性が高いだけにコロナ禍によって深刻さを増している 子どもの貧困対策は焦眉の課題となっている。

おわりに

「子どもの貧困」が軽減若しくは解消され、すべての子どもたちが、生まれた育った環境によって将来が左右されることのないよう心身ともに健全に育む機会を担保していけるような政策形成に向けた国や基礎自治体の実効性のあるグランドデザインが必要である。

しかし、行政が法律に基づいて取り組むことにも限界もあり、課題を克服するためには公民が支援する人材や施設といった社会資源を最大限に活用するしか打開策はない。継続した地道な取り組みが、生活が苦しい家庭の子どもの成長を支える。成熟した人間を育てるには子ども時代の貧困は大きな障害になる。子どもの可能性や成長は、効率や費用対効果ではおしはかることができない。そのため「親の貧困」が子どもに及ぼす影響の度合いや経路(Path)についてのリスク要因を明らかにすることが重要である。貧困の世代的連鎖をめぐる実証的な調査研究が焦眉の課題となっている。

注:

- (1) ラウントリー(Rowntree, B.S.)は、イギリスのヨーク調査(1899)で自分が子どもの期間、成長して親となり子どもを養い育てる期間、退職し高齢者となった期間の三度、貧困に陥るリスクが高まることを著書『Poverty, A Study of Town Life』(1901)で明らかにした。
- (2) 道中隆 (2007) 「生活保護受給層の貧困の様相 —保護受給世帯における貧困の固定 化と世代的連鎖」 『生活経済政策 —特集都市の下層社会』No.127、August、通巻543 号、生活経済政策研究所。
- (3) 子どもの相対的貧困率は、全年齢層を対象とした貧困率と子どもの貧困率の二つが示され3年ごとに公表されている。相対的貧困率(2018)は15.4%である(2019)国民生活基礎調査の概況」)。
- (4) 道中隆(2016)『第2版 貧困の世代間継承一社会的不利益の連鎖を断つ』pp.34-35、晃洋書房。
- (5) 道中(2006)「生活保護受給母子世帯の閾下稼得とワーキングプア」第54回日本社 会福祉学会(2006立教大学)。
- (6) 道中(2007)「生活保護と日本型ワーキングプア」第114回社会政策学会(2007東京大学)。
- (7) 東洋経済新聞社 (2008) 『週刊東洋経済 ―特集都市の下層社会』、5/17、特大号、 第6142号、pp.1, pp.36-40。
- (8) 再掲『週刊東洋経済 ―特集都市の下層社会』、5/17、特大号 p.39。
- (9) 駒村康平・道中隆・丸山桂(2011)「被保護母子世帯における貧困の世代間連鎖と生活上の問題」『三田學会雑誌』103号4号、慶応義塾経済学会三田學会雑誌編集委員会、pp.51-77。

(10) 関西国際大学教育学部(2020)『福知山市子どもの生活状況に関する調査報告書』が詳しい。

参考引用文献:

- 平井光治(1999)『児童自立支援施設(旧教護院)運営ハンドブック―非行克服と児童自立の理念・実践』全国児童自立支援施設協議会、三学出版。
- ラウントリー (Rowntree, B.S.) /長沼弘毅訳 (1975) 『貧乏研究』千城。
- 青木紀(2003)「貧困の世代的再生産の現状 B 市における実態」『現代日本の「見えない」貧困』明石書店、pp.31-83。
- 岩田正美/西澤晃彦(2005)『貧困と社会的排除一福祉社会を蝕むもの』ミネルヴァ書房。
- 道中(2006)「生活保護受給母子世帯の閾下稼得とワーキングプア」第54回日本社会福祉学会、立教大学。
- 阿部彩(2006)「相対的剥奪の実態と分析 —日本のマイクロデータを用いた実証研究」『社会政策における福祉と就労』社会政策学会誌、第16号、法律文化社。
- 道中隆(2007)「生活保護受給層の貧困の様相 —保護受給世帯における貧困の固定化と 世代的連鎖」『生活経済政策—特集都市の下層社会』No.127、August、通巻543号、 生活経済政策研究所。
- 福岡県立大学付属研究所(2008)『生活保護自立阻害要因の研究 ―福岡県田川地区生活保護廃止台帳の分析から』報告書。
- 東洋経済新聞社(2008)『週刊東洋経済 ―特集都市の下層社会』、5/17、特大号、第 6142号、pp.1, pp.36-40。
- 山野良一(2008)『子どもの最貧国・日本一学力・心身・社会におよぶ諸影響』光文社新書。
- 道中隆(2009)『生活保護と日本型ワーキングプア —貧困の固定化と世代間継承』ミネルヴァ書房。
- 藤原・湯沢(2010)「生活保護世帯の世帯構造と個人指標」『社会福祉学』50巻1号、 2009年5月。
- 駒村康平・道中隆・丸山桂(2011)「被保護母子世帯における貧困の世代間連鎖と生活上の問題」『三田學会雑誌』103号4号、慶応義塾経済学会三田學会雑誌編集委員会、pp.51-77。
- (公財) 荒川区自治総合研究所(2011) 『子どもの未来を守る一子どもの貧困・社会的排除問題への荒川区の取り組み、三省堂。
- 道中(2014)「子どもの貧困と社会的不利益 —子どもの貧困連鎖を断つ」『内閣府子どもの貧困対策に関する検討会』2014(平成26)年5月22日、資料7。
- 道中隆(2015)「子どもの貧困の世代間継承一論議を深めるための第一歩となることを願っ

- て」『人権のひろば』No.101、全国人権擁護委員連合会。
- 道中隆(2015)『貧困の世代間継承一社会的不利益の連鎖を断つ』晃洋書房。
- 道中隆(2016)「貧困の固定化と世代間連鎖」『市政研究 —子どもの貧困とその施策を考える』、Journal of Municipal Research 第191号、大阪市政調査会。
- 道中隆(2016)「子どもの貧困と背景を考える一実態調査からみた支援のあり方」『研究 紀要』第18号、Bulletin of The Researches、平成28年度、(公益財団法人) 兵庫県人 権啓発協会。
- 林明子(2016)『生活保護世帯の子どものライフストーリー 貧困の世代的再生産』勁 草書房。
- 道中隆(2019)『生活保護制度・生活困窮者自立支援制度の現状と課題 —子どもの貧困 を視座として』近畿ブロック都市福祉事務所長連絡協議会資料。
- 関西国際大学教育学部(2020)『福知山市子どもの生活状況に関する調査報告書』2020(令和2)年3月30日、道中/山本/尾崎。
- 道中隆(2020)「生活保護費の見直しをめぐる社会経済的影響」『大阪ソーシャルワーカー』 第3号、大阪ソーシャルワーカー協会 OASW。
- 厚生労働省(2020)「相対的貧困率と貧困基準の推移」『2019年国民生活基礎調査の概況』。 道中隆(2021)「世代間継承する「子どもの貧困」の支援方策」『世界平和研究』 Quarterly Journal on Peace Studies and Peace Policies, Vol.47, No.1, 通巻22号。

(関西国際大学名誉教授)

若者支援と就労支援の現場から

加藤彰俊

はじめに

私は、西野昭政氏に声をかけていただき、NPO法人里親を支援する会大阪に参加させていただいています。西野氏の障がいのある児童への熱い想いへの賛同と、私の個人的な経験もあって参加しました。というのも、私の長女が結婚、出産して、まだ幼い2歳児の居る状況で、入院することになり、3週間程度という期間、娘宅の近くには里親さんが居なくて、結局、私たち夫婦が平日、保育所を利用しながら、30キロの道のりを通い、孫を預かる日々を過ごしたのです。

永年、大阪府の社会福祉専門職として、勤めていたのですが、いざ自分のこととなった 時には、家の近くで子どもを預かってもらえる適当な方が居なくて、困ったわけです。

日本では、まだまだ施設養護が中心で、里親さんが少ない状況です。

さて、今回の報告についてお話しします。私は、障がい児通園施設、福祉事務所、児童 相談所(子ども家庭センター)の勤務の後、商工労働部の総合労働事務所に勤めました。

若者が学校を卒業しても就職できない状況がある。学卒未就労の若者支援に取り組んで みないかと誘われ、大阪府福祉部から転勤をしたのです。

私の担当部門は、職業カウンセリングセンター、当時、全国的にも東京、神奈川、愛知、 大阪の4カ所しかなく、失業して、これから就職する若者が相談に来る所でした。

利用者の多くは、ハローワークの窓口で、「どんな仕事に就けば良いか分からない、自分が働く仕事が選べない、就職活動が苦手」ということで、紹介されてくる方が多かったのです。

福祉事務所、児童相談所では、家庭や施設で養育され、教育を受け卒業、就職するまでの支援が中心でした。卒業しても就職しないのは「能力活用」ができていない、高齢者でもないのに、若くて不就労は支援の対象外でした。

それが、「ニート」「学卒未就労」「リストラ」という言葉が、バブル経済崩壊後から、 新聞やマスコミに取り上げられるようになったのです。 それまで、就職はハローワークでというスタンスから、自分たちが就職支援をする立場 になって取り組むことになったわけです。

どういう取り組みや制度的な支援があったのか、振り返りながら、「若者が働いて生きていくのに役立つ支援が少ない」と感じてきたことを、お話しします。

1. 若者支援に入る前:昭和40年~50年代

大阪府に社会福祉専門職として勤めた当時は、障がいのある子どもを持つ母親と子どもの、入水自殺が新聞で報道される時代でした。

障がい乳幼児検診が実施されても、幼稚園、保育所には入れず、通園施設も大阪府下には、百舌学園、八尾学園などわずか数カ所。

小学校には、就学猶予、免除で入学できず、養護教育の学校が義務化されたのは、昭和 54年のことでした。

当時の私たちに、課せられた課題は、障害のある子どもを持つ親も子も、死なせてはならない。通園施設の拡充、保育所への障がいのある子どもの入所、地域の小学校への通学、そういうものを制度化していく時代だったのです。

もはや戦後ではない、大阪万博、ニュウータウン事業が成功し、大阪府は関西空港 を建設、当初、神戸沖に設置する案が兵庫県の反対に遭い、泉州沖に変りました。

2. 昭和末期~平成18年

障害福祉年金が障害基礎年金になり、障害者雇用が制度化されて、障がいがあっても働ける時代になっていく。それまで、養護教育の高等部での進路相談会で配布される資料には、進路先として「施設入所」、「在宅」が多かったのです。

しかし、制度を導入して、大企業は一定の割合で障がい者を雇用するようになり、特例 子会社を作り障がい者の雇用をはじめる企業も増えてきました。

時代は、バブル経済で、若者の就職については、企業の青田買い(学生の確保)、就職内定が大学2年生の秋に決まってしまう異常な状態となる。フリーターという言葉が流行る。

そのために、当時、福祉事務所や児童相談所に実習に来た学生は、すでに企業の内定を もらっており、実習態度として、「こんな役所に勤めたくない」という状況でした。

それが、劇的に変化したのが、バブルの崩壊(平成5年頃が顕著)です。ある航空会社 に内定していた学生(態度悪い)が、1月内定取り消しにあい、就職先探しに必死になる が、決まらず、学卒未就労になり、就きたい仕事に就けずフリーターになったのです。

3. 不登校、ひきこもりへの取り組み

私は、児童相談所への転勤(平成2年~平成12年)となりました。それまでの児童相談所の相談は、非行相談、養護相談、障がい相談が多かったのです。保護者の経済状態は良く、住環境も改善、子どもが個室を持つようになっていました。

しかし、いじめが多発するも、盗難、負傷事件が起きなければ、「私のクラスには、い じめはない」という教師が多く、残業も多いため、一人一人の生徒に関わる余裕のない教 師が続出。

登校しぶりが、やがて不登校、ひきこもりになり、保護者は、なんとか子どもを登校させようとする。

「犬を飼ってくれたら、学校に行く」そういうやりとりで、犬を飼う。

子どもは登校せず、犬の世話だけが増える。

学校に登校することだけに、解決を見いだそうとする。親と担任の教師。

※当時はまだ、生徒の多様性(発達障害など)への取り組みが、出来ていない。

平成初期の不登校相談は、昭和の時代の10倍に膨れ上がる。

毎日、一人のワーカーが10件、20件と電話を受ける。

児童相談所は、それまで養護、非行の相談が多く、不登校への対応にばらつきが出る。

4. 大阪府児童相談所での取り組み

平成2年~平成10年ごろ、相談件数が多く、個別の相談対応だけでは、ニーズに応えられない。不登校の子どもを持つ「親の会」を作る。

不登校の子どもを持つ親同士が、互いに話し合い、悩みを分かち合う。

フリールームの運営、母親と一緒に来た子ども達を、プレイルーム、視聴覚室、調理室 を開放して、ボール遊び、テレビゲーム、おやつ作りなど好きに過ごせるよう配慮する。 ※複数職員のチームで、子ども達に一定のルールを守らせる形で過ごさせる。

学校に行かなかった子ども達が、フリールームに参加できるようになり、学校、教育委員会の協力を得て、フリールームに来ている日は、登校扱いにしてもらえたのです。

校長、担任とも話し合い、「何が何でも、学校への登校」を強制させない態度で、子どもより保護者の気持ちを支援してもらう。時には、生徒への対応で迷っている担任の気持ちを支えることもありました。

その後、学校にも、フリールーム的なものができはじめるのです。

教室では、テストを受けられない子も、フリールームでテストを受けることが出来るよう に学校側の対応も変ってきたのです。

5. バブル崩壊後とリーマンショック

平成5年以後、若者の就職が厳しい状況となる。学卒未就労の若者が増加。さらに、バブル期に人員を増やした、大手企業が中高年のリストラを始めた。

それは、ひとつの企業で1万人、2万人の単位に及ぶこともあった。新卒の学生の採用数も減少してしまった。

希望の職に就くまで、フリーターを続けるかっこいいはずの若者が、その後もずっと就職できずアルバイト。結局、非常勤の求人しかなく、非正規雇用になってしまう。

6. 商工労働部での取り組み

大阪府の福祉部から転勤、(平成12年)。職業カウンセリングセンターに異動。 それまで、職業相談として実施していたのは、完全予約制での対応が中心でした。 ハローワークで紹介されて来ても、すぐには職業適性検査が受けられず、結果は後日に 説明する形でした。

職業適性検査は心理検査主体、相談は予約制、職員は白衣を着て対応。そういう対応を 改善することから始めました

改善⇒職員の白衣の廃止→ビジネスカジュアル、検査室の名前を→セミナー室、面接室 →相談室に変更。結果説明を、一週間後から、当日の結果返しも出来るようにしたのです。 また、履歴書作成や面接の苦手な方には、就職セミナーの実施を始めました。

中高年のリストラがあり、働く意欲を失いかけた方を対象として、グループカウンセリングを導入。職業適性検査を若者だけを対象としたものから、女性向け検査、中高年者向け検査の開発、PCでの採点導入だけでなく、ノートPCの画面を見ながら答えれば、すぐに結果が出せるように工夫することで、就職イベント会場ですぐに結果が印刷される検査を準備したのです。

そういう工夫をした結果、年間利用者がそれまで800人だったものが、4,000人を超えるようになったのです。

7. 国の施策など

若者の貧困、社会的ひきこもり(平成5年~顕著となる)

- ・社会不安の増大 バブル崩壊、阪神淡路大震災、オウムサリン事件、
- ・経済的貧困層の増大 非正規雇用、学卒未就労、奨学金による自己破産
- ・地方経済の衰退、過疎化(市町村合併、郵政民営化、ローカル線の廃止)
- ・労働政策の転換 パート労働者長期化(小泉内閣)、民営職業紹介の緩和)
- ・事務職系の激減 銀行の窓□→機械化、改札□→機械化、経理→電算化 例) 阪急・阪神ホールディングス→事務職を別会社、アウトソーシング
- ・ひとり親家庭等、大人1人で子どもを養育している家庭において、経済的に困窮してい

るという実態がうかがえる。

国の若者施策として

- 男女雇用機会均等法
- ・ジョブカフェ (経産省)、若者サポートステーション (厚労省)
- 若者ハローワーク、新卒応援ハローワーク、マザーズハローワーク

バブルが崩壊、学卒未就労が大きな問題となった頃、国は施策として経産省が、3年間、 ジョブカフェを配置(各都道府県に1カ所)

ジョブカフェとは、若者の就職支援をワンストップで行う施設です。

コーナーには飲み物を用意して、就職の相談窓口をつくり、就職セミナーを行い、ハローワークの支所を併設することで、一カ所ですべてのサービスが受けられるのです。

8. 厚生労働省職業安定局の統計資料から

資料 1

《採用内定取消し状況と取消し理由》

年度別	21年3月卒	22年3月卒	23年3月卒	25年3月卒	27年3月卒	28年3月卒	29年3月卒	30年3月卒	2年3月卒
中学生	1	1	0	0	0	0	0	0	0
高校生	136	64	338	63	36	40	20	29	44
大学生	1761	98	260	38	24	42	66	44	167
取消し理由			震災						
			469						
企業倒産	672	52	53	10	22	21	69	3	8
経営悪化	1458	111	49	45	27	37	7	59	162
別会社移行									24
不明その他	13		27	21	21	24	10	10	17

平成21年度は、リーマンショックの影響を受けて、大学生の採用内定取消しが多い。 また、平成23年は直前に、東北大震災があり、高校生の採用取消しが多かった。 令和2年は、コロナ禍による影響を受けて飲食、観光業が影響を受けた。

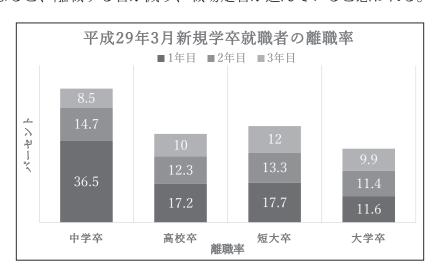
《就職時期の問題》

就職する年度、時期により、景気不況、災害などにより、就職困難になる事がある。 災害では、地元に就職する高校生の採用取消しが、経営悪化では大学生の採用が影響を受 けやすい。

資料 2

新規学卒者の離職率について

- ・中学卒の、1年目の離職者は、36.5%と高く、就職後の職場定着が難しい。
- ・大学卒は、企業情報、待遇などを比較検討して、キャリアデザインなどの取り組みもあって、就職に取り組んでいるため離職率は低い。
- ・3年目になると、離職する者が減り、職場定着が進んでいると思われる。



資料3

《平成29年新規大卒就職者の産業別就職後の3年以内離職率》

全産業別の平均離職率は32.8パーセント。

電気・ガス・水道業	11.4	学術研究、技術専門サービス	33.7
鉱業、採石業、砂利採取業	14.0	不動産業、物品賃貸業	34.2
製造業	20.4	サービス業	37.2
金融・保険業	24.8	医療、福祉	38.4
運輸業・郵便業	25.6	小売業	39.3
複合サービス事業	27.6	教育学習支援業	45.6
情報通信業	29.4	生活関連サービス業、娯楽業	46.2
建設業	29.5	宿泊業、飲食サービス業	52.6
卸売業	30.4	その他	64.5
		調査全産業計(平均)	32.8

平成29年3月に、高校、大学を卒業した者の3年以内の離職者を比較すると、資料3、 資料4の表から、高卒者の離職率が高く、大卒者では低かった情報通信業、卸売業でも離 職率は高い。電気・ガス・水道業は高卒者、大卒者共に、離職率は低い。

資料 4

《平成29年3月新規高卒者の産業別就職後3年以内の離職率》

全産業別の平均離職率は39.5パーセント。

電気・ガス・水道業	12.0	学術研究、技術専門サービス	39.5
鉱業、採石業、砂利採取業	23.7	不動産業、物品賃貸業	43.8
製造業	45.8	サービス業	43.8
金融•保険業	28.4	医療、福祉	47.0
運輸業・郵便業	36.1	小売業	49.5
複合サービス事業	30.7	教育学習支援業	55.8
情報通信業	40.8	生活関連サービス業、娯楽業	59.8
建設業	45.8	宿泊業、飲食サービス業	64.2
卸売業	40.5	その他	55.4
		調査全産業計(平均)	39.5

資料3,資料4から、高校卒業時点での職業選択が、十分になされていないため、短期間で離職、転職を経験することになっている。

最近では、高校でもキャリアデザインの授業が実施されている学校も増えてきてはいる。 しかし、高卒求人の少なさから、一人一社しか求人に応募できず(大阪府)、自分に合っ た会社を選べなくて、割り当てられた会社に入社するケースも多い。

資料 5

《公的機関の職業紹介》平成29年度

	ハローワーク	有料職業紹介事業所
設置数	全国436カ所 出張所を含めると、644カ所	18,457カ所、約5割が東京、大阪、 愛知に集中している
新規求職者数	519万人	1,033万人
新規求人数	973万人	446万人
利用者の特性	離職者が中心(7割) 高齢者、障がい者、フリーター就職困難者 の利用も多い。	在職者が中心(6割) ホワイトカラーの求人中心

資料6

《主要先進国の職業紹介機関》

	職業紹介機関名	公共職業 機関数	職員数 (非常勤を含む)	失業率	失業者数	職員一人当た りの失業者
イギリス	ジョブセンター+	740	36,800	5.3	181万	49
ドイツ	公共職業安定所	760	77,060 (108,636)	4.6	195万	25
フランス	公共職業安定所	900	43,321 (53,000)	10.4	304万	70
アメリカ	各州職業安定所	2,479	70,000	5.3	829万	118

スウェーデン	職業安定所	320	12,658	7.4	38万	30
韓国	雇用支援センター	94	4,897	3.6	97万	199
日本	ハローワーク	644	10,917 (26,480)	3.4	222万	203

(データブック国際労働比較2017)

《統計資料から》

日本の公共職業安定所は、名称をハローワークに変えて、比較的に駅前に近く、明るいビルなどに位置するようになっている。職員一人当たりの失業者数は、多いのです。

求人検索はクリアファイルを見る方式から、平成14年頃から、パソコンで希望条件を 入力して検索できる形に変って、紹介を受けるまでの時間が短縮されるようになった。

また、ハローワークに登録することで、自宅でもネット上からハローワークの求人を検索できる。ただし、紹介を受けるにはハローワークに行かねばならない。

しかし、職員数は減少傾向であり、正規職員よりも、非常勤スタッフの比率が高くなり、 窓口対応も効率化が求められるために、相談時間は短くなる傾向がある。

9. 若者支援について

日本の福祉は、戦後、戦場での負傷による傷痍軍人への障がいの認定、軍人恩給、夫を 戦争で失った妻を支援する母子寡婦福祉、子どもを戦争で失った高齢者の福祉などが中心 で制度化されてきた。子どもの施策は、戦災孤児を児童養護施設に収容するのと、児童手 当、児童扶養手当などで、貧困対策として生活保護がある程度。

それに比べると、若者支援についてはほとんど無いに等しい状況があり、学校を卒業すると就職して働くのが当たり前。医療費の負担も普通、奨学金も有利子のものができて、 返済に行き詰まる若者も多い。ハローワークの窓口で奨学金を返済できず、自己破産した 若者にも出会った。NPO法人育て上げネットに2年在職し、若者支援の必要性を感じた。

不登校から学校中退、ひきこもりを経験する若者も多い。最近では8050問題、高齢の親が50代のひきこもりの子どもの面倒を見ているケースもある。

私が関わる子ども達も、児童養護施設を出るとひとりで生活せねばならない、里親制度 にしても同じ18歳までの養育なので、就職した後の生活支援は制度的にはない。

しかし、法律の制度では18歳を成人年齢にする事が決まっている。

コロナ禍で企業倒産、経営不振で、仕事、アルバイト先を失う若者も多く、生活が安定しないため、生活保護受給世帯も増加している。しかし、若者は就職して働かない場合は、疾病でもなければ、生活保護の受給も難しい。令和の2年間で、結婚の機会を失った若者が21万人と言われている。このままで行くと、出生数が10万人以上減少するらしい。

困窮している若者に、金銭支給をする話もあるが、もっと積極的な若者支援策が制度化される必要がある。能力を生かして働く女性ほど、子どもを産む数が少なく、出産による収入減、キャリアの中断、乳幼児保育の枠の少なさ、保育料の高さ、そういうものを利用しやすいものに変えていく必要がある。

女性ばかりでなく、男性も女性も残業をしないで働ける労働環境の整備、就職、転職するときに自己都合退職でも、雇用保険(失業給付)が支給されて、自己啓発や職業訓練を受ける期間、生活が出来る程度の所得が保障される政策が望まれます。

(大阪府庁福祉部、商工労働部(昭和54年~)) (厚生労働省大阪労働局(平成27年~))

乳児保育について ~小規模保育園での生活~

西村幸子

私は現在、小規模保育園(地域型保育)に勤務しています。

2015 (H27) 年4月より子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援制度」 が新しくスタートしました。子ども・子育て関連3法とは、「子ども・子育て支援法」「認 定子ども園法の一部を改正する法律」「関係法律の整備等に関する法律」の3つです。

制度の目的は、地域の子育てを充実するとともに、質の高い幼児期の学校教育・保育を 総合的に提供することにありますが、その背景には都市部における深刻な待機児童問題や 子育て支援の質・量の不足があげられます。

子ども・子育て支援制度のポイントは次の通りであります。

①従来の「施設型給付」に加え「地域型給付」の創設

- 施設型給付 ・認定こども園
 - 幼稚園
 - 保育所

地域型給付

- 小規模保育(入所児童6人以上19人以下)
- ・家庭的保育(入所児童5人以下)
- 居宅訪問型保育

(障害、疾病等で個別ケアが必要な場合に保護者宅で保育)

• 事業所内保育

(会社の保育施設で従業員の子どもと地域の子どもを保育)

- ②認定子ども園制度の改善
- ③地域子育て支援の充実
- ④市町村が実施主体
- ⑤新たな財源を確保し量の拡充や質の向上を進める

待機児童は圧倒的に3歳未満児が多く、新たに創設された「地域型給付」の目的の一つ は3歳未満児の待機児解消となっています。

勤務している保育園は、2016 (H28) 年に開設しました。

定員19名(0歳児3名、1歳児8名、2歳児8名)で、各クラスに2名ずつの保育士 を配置しています。(国の配置基準は0歳児3:1、1歳児6:1、2歳児6:1です)

特徴の一つとして、特定の保育士が応答的にかかわる育児担当制を導入しています。これは、保育所保育指針にあるように「特定の保育士が応答的にかかわること」によって乳児が保育士への愛着を形成することを促し、2者間に情緒的な絆と信頼関係を築くこと、それにより乳児が情緒を安定することができ、さらには安心した気持ちで保育園生活を送ることができるという状況につながることを目的としています。できるだけ家庭に近い状態で過ごせるよう、母親に代わる育児担当保育士が主に生活の部分を中心に援助しています。

保育園の朝は早く、7時30分開園で(7時の園もあります)朝1番の親子が登園してきます。

朝の早い子どもは、帰りも遅く18時~18時30分のお迎えが多く、中には19時30分迄の延長保育利用の家庭もあります。(延長保育の時間は各園さまざまです。)

保育時間

保育短時間 8 時間(8 時30分~16時30分) 保育標準時間 11時間(7 時30分~18時30分)

延長保育 1時間(18時30分~19時30分)仕事の場合のみ利用可能 となっています。

保育時間の認定は市町村(区役所)が行い、保育必要(利用)時間は保護者の就労時間 と通勤時間を合わせて保育園との相談で決定します。

子どもたちは、成長が著しい時期に日中の大半の時間を保育園で生活し、遊び、大人や 友達とかかわり、人として成長していきます。保育園は子どもにとって「生活の場」であ り、同時に発達を支援してくれる「育ちの場」と考えています。

保育園での過ごし方

・朝の受け入れ

保育士は一人ひとりの子どもの状態を心と体の両面で受け止めます。

昨日の帰宅から今朝までの様子など保育をするうえで必要な情報を保護者から聞きます。 保護者は保育室に入らず受け入れ室で検温を済ませ子どもを託し、子どもの着替え等の 準備をします。保育室に入り子どもを抱きながらの準備は、早く来ている子どもができ るだけ母を思い出さない為の配慮で、お迎え時も同様で受け入れ室での対応を行ってい ます。

朝の遊び

登園する子どもを受け入れる保育士と子どもの遊びを見守る保育士に役分かれて担当します。

役割を分担することは、すでに登園している子どもの遊びを大切に考えているからです。 保育室には、それぞれのコーナーがあり、ままごと、お人形、ブロック、乗り物、積み 木、パズル、絵本などに分かれていて、自分の好きな遊びを選んで決められた場所で遊 びます。

保育士と一緒に遊んだり、保育士の見守りの中で遊んだりします。中には眠くなる子もいるので眠っている子のそばで見守りながら、横で遊ぶ子どもにかかわったりします。

・お茶の時間

1・2歳児は使っているおもちゃを片付けテーブルに集まりますが一斉ではありません。遊びが終われる子どもは片付けてお茶を飲みに来ます。まだ遊びが続いている子どもにはお茶が欲しくなったら片付けてくるよう声を掛け、時間に幅を持たせながら育児担当保育士が水分補給を行います。

・排泄

トイレでオムツ交換をします。中に入る人数は1~2人で排泄の世話・体の清潔の世話がやりやすいように、必要な道具や子どもの着替えなどが取りやすい位置にあり、手際よく交換します。できるだけ裸の姿を他の子に見られることが無いよう配慮しています。育児担当保育士はそれぞれ担当の子どもの排泄の時間を把握していて、赤ちゃん以外は時間になると声をかけトイレに誘いオムツ交換を行います。すぐにくる子もいれば「いや」を訴える子もいて、子どもの気持ちを尊重しながら無理強いせずに時間をおいて声をかけながら行います。

オムツ交換は、どの保育士も同じ手順でマニュアル通り行います。交換した後は、「気持ちよくなったね」と必ず声をかけ、気持ちをことばに置き換え伝えます。

子どもたちもズボンを脱ぐ、履く手順は0歳児の時から変わらず同じ手順で行います。 自我が出始めると「ジブンデ」と言ってきた時は、子どもの意志を尊重しながら、できないところをさりげなく手伝いながら、「上手にできたね」と声をかけ自分でできた達成感を味わい、次もやってみたいと意欲を持てるよう援助しています。

遊び

最初の遊具は大人の顔と手です。そして自分の手や声でも遊び出します。

やがてさわりたい・つかみたい欲求が現れいじったりなめたりします。

一つの物にかかわる行為を通して、物と自分のからだを区別し、何かができる喜びを知り多くを試みようとします。腹這っていけば取れる位置に遊具があると自分で取りに行くようになり、這う・歩くことにより探索は広がっていきます。もぐる・出たり入ったりできる空間があると動きたい欲求はさらに広がります。

片手ずつ持ったり、打ち合わせたり、入れ物に入れたり出したりを繰り返します。

子どもはすぐ次の遊具へ気持ちが移りますが、大人はもう戻らないことを判断して片付けています。

ほかの子どもが遊んでいるものに興味を持ち、それを取って遊ぼうとすることが見られ だします。保育士はほかにも同じものがあることを繰り返し伝えています。

体を動かしたい欲求は続いていき、いろいろな遊びを通して自分に課題をもって遊んだり習慣やルールを身に付けていきます。

2~3人の子どもが隣りあって同じ遊びをするようになります。相手を見たり話をしたり関係を持ち始めます。また遊びの中で、子どもはおとなの生活の中から自分が見たり、体験したことをイメージで実現しようとします。子どもと会話をすることで、そのイメージが意識化されます。保育士はイメージを実現し遊びを発展させていきます。

模倣・再現遊び・構造遊び・操作遊び・運動遊び・絵本を読む・絵を描くなど幼児期に つながる遊びの種類がだんだんと見られるようになっていきます。

遊びの時は育児担当制ではなく、様々な保育士と関わりを持ち遊んでいます。

• 散歩

小規模保育園は園庭が無くても近隣に公園があれば認可が下りるため、園庭のない保育園が多くみられます。当園も園庭がなく、雨天の日や行事以外は散歩に出かけています。子どもにとって環境が応答的であることが大切ですが、戸外の環境ほど応答的な環境はありません。散歩は体力をつけ、感覚器官をたくさん刺激します。

長時間室内で過ごす子どもたちは散歩が大好きで喜んで身支度をします。

出かける準備は、靴下をはく、靴を履く、帽子をかぶるなど一連の手順を毎日育児担当 保育士がこれも同じ手順で行い、子どもが混乱しないようにしています。

散歩は、月齢に合わせカートに乗っていったり、お友達と手をつないで歩いたり、行先 もその日のねらいが達成できる場所を見極めて行っています。

広い場所でのびのびと体を動かしたり、ボールや遊具で遊んだり、自然物に触れるなど の遊びを楽しみます。

• 授乳,

保育における授乳は、おむつ交換と同様に担当保育士が1対1で接する時間なので、ゆったりとした気持ちでやさしく話かけながらマニュアルに沿って行います。

飲み終えた後は、「お腹いっぱいになったね」「おいしかったね」など声を掛けます。 この言葉かけはどの年齢においても一人ひとりに声をかけ、気持ちと行動をつなぎ、お 腹いっぱいになった、満足したという事を言葉に置き換え知らせていきます。

• 離乳食

育児担当保育士は清潔な身支度(エプロン・三角巾)をしてゆったりした気持ちで乳児 を抱くか、椅子に安定して座れるようになれば椅子に座り1対1で行います。

食事を始める前には、おしぼりで乳児の口の周りや手を拭き、さっぱりとした心地よさを伝えるとともに、育児担当保育士が「いただきます」のことばをかけることで、これから食事が始まることを伝えます。

最初に必ずお茶を飲み誤飲防止のため、のどを潤します。

粥を一口分スプーンに乗せ、子どもの口の前までもっていき、子どもが自ら口に入れようとスプーンに口を近づけるまで待ち、スプーンを口に入れます。おとなのペースで次々と口に入れないように気を付け、必ず飲み込んだことを確認してから次の食事をスプーンに乗せて口の前に運びます。

食事の最後に必ずお茶を飲み、口の中に食べ物が残っていないことを確認します。

「ごちそうさま」のあいさつをしておしぼりで口と手を拭き食事が終了したことを知らせます。離乳食の進み具合は個人差があるため無理強いせずに根気よく、食べることの楽しさを味わえるように配慮しています。中には完食してもまだ食べたいとなかなか終われない子もいますが、「もうお腹いっぱいよ」と満腹になったことを知らせて終わります。

子どもによっては途中眠くなった場合、口の中に食べ物が残っていないか確認して、切り上げています。

• 普通食

1対1の食事から、スプーンの扱いが上手になり、こぼすことも少なくなってきたころを見計らい、徐々に1対2~3へと担当している子どもを増やしていきます。

2歳児ころには、1対4で食事ができるようになります。

食前・食後の手順は変わらず同じに行います。

次々と口に詰め込んだり、あまり噛まずに飲み込まないよう食べ方を見守ります。 この時期は好き嫌いをする子どもも見られますが、無理強いしないよう配慮し、「少し だけ食べてみようか」と声をかけ、子ども自身が努力する姿勢を促しています。

睡眠

0歳児はベビーベットを使用し、その子に合わせた生活リズムで過ごしていますが、徐々に午前睡がなくなり、午後1回の睡眠へとリズムがついてきます。

1歳児は、食事が終わるとコット(高さ12cmの低いベット)に連れて行ってもらい、 傍で見守られて入眠していますが、徐々に食事が終わると自らコットに行き眠りに入る ようになります。

2歳児になり午睡時間は短くなってきますが個人差が見られます。

朝早くから登園し帰りも遅い子どもは、自宅に帰ってから食事・入浴など母親が忙しいためか、夜の入眠が遅く11時過ぎても起きている子どもも見られます。朝から機嫌が悪くぐずることが多い様子が睡眠時間と関係しているようで気になります。

・おやつ

保育園では夕方のお迎えまで空腹を感じなくてもすむように、ボリュームのあるおにぎりやスパゲティ、焼きそばなど手作りのおやつが提供されています。毎月給食やおやつは献立表で各家庭お知らせしています。お迎えの時の親子の会話は「今日は何食べた?」「おいしかった?」「全部食べた?」など給食やおやつに関することが多く、保護者の関心の高さが伺えます。

タ方の遊び

午睡とおやつで心も体もリフレッシュした子どもしばらくは落ち着いて遊びます。 お迎えが次々と来られます。お迎え時には一日のお子さんの様子を必ず伝え、保護者に 安心感を持ってもらうことと、保育園とのコミュニケーションを大切にしています。 だんだん友だちが帰っていくと次に来るのは誰かと気になりはじめ、玄関の戸が開くと 出入り口に集まってきます。

ここでは友達を見送り続ける子どもがいることに配慮して、保育士と個別のかかわりを 多く持ち、触れ合い遊びを意識的に取り入れています。全員が帰宅して、一日が終わり ます。

保育園の行事

子どもたちが楽しめる範囲で行っています。

- ・4月 入園、進級の集い、個人懇談会
- ・5月 こどもの日の集い
- 6月 歯科検診、内科検診
- ・7月 水遊びはじめ、七夕の集い
- 8月 水遊びおわり

- ・9月 お月見会、敬老のはがきづくり
- ・10月 小さな運動会
- ・11月 ありがとうの日
- ・12月 クリスマス会
- 1月 内科検診
- 2月 節分の集い
- 3月 ひな祭りの集い、おわかれの集い
- ※ 毎月 お誕生会、避難訓練実施

愛着のパートナーとしての保育者

子どもは母親(養育者 以後母親と記載)との愛着行動(抱っこによるスキンシップ)を通して、母親の「優しさ」を体験します。それによって、子どもは、「自分を受け止めてくれる人がいる」「いざというときに自分を守ってくれる人がいる」というイメージ、つまり他人に対する信頼感や期待を持つようになります。このイメージは、母親からの自立を果たした後にも消えることなく、生涯にわたって存在しつづけます。つまり母親との愛着関係がうまく形成されると母親から自立した後においても、新たに人と出会った時、新たな体験をしたときに他人に期待や信頼を抱くことができ、友人関係、恋愛関係、夫婦関係をうまく築けるようになるのです。これは人が生きていく上で、欠かせない力です

反対に、母親との愛着関係の形成が不十分であれば、「自分を受け入れてくれる」、「自分を守ってくれる」というイメージの形成も不十分となり、他人に対する信頼や期待を抱く力が十分育たないため、他人との関係をうまく築くことが困難となります。

以上のように、子どもが母親から自立した後に、他人に対してどのようなイメージをもって行動するか、乳幼児期に母親との間に形成した愛着関係の影響を受ける。つまり子どもは母親との愛着行動を通して、他人に対するイメージ、他人を見る自己のイメージを自分の心の中に内在化していくのです。こうして形成された他人に対するイメージ、他人を見るイメージは生涯にわたって存在し、その人の行動基準となります。

しかし、乳幼児期の愛着関係によって形成された心的なイメージが生涯にわたって存在するといっても、そのイメージは絶対的なもので、不変であるというわけではありません。乳幼児期以降に子どもが経験する対人関係の広がりや生活環境の変化によって様々に変容していく可能性もあると考えられています。

最近の研究では、乳幼児期だけでなく、青年期、成人期、人生後半期の愛着についても 様々な問題が明らかにされつつあります。

心的イメージが、どのような要因によって、どう変容するのか(しないのか)、また複数 の愛着対象に対して愛着がどのように構築されていくのかなど、愛着にまつわる様々な問 題の解明に関心がもたれています。 乳幼児期に形成される子どもと母親の愛着関係ですが、母親以外の人であっても、子どもとアタッチメント(くっつく)によって母親と同じような、あるいは母親と少し質の違う役割を担い、子どもにとって意味のある「愛着のパートナー(対象者)」となることは可能でしょうか。あくまでも基本は母親との愛着関係ではありますが、子どもは母親だけでなく、複数の人との間に同時並行的に愛着関係を築くことができるといわれています。

では誰が「愛着のパートナー」となりうるのでしょうか、子どもと生活を共にする機会が多く、子どもと「くっついている」時間が長い父親、祖父母、そして保育園や幼稚園などで子どもの保育を担当する保育者は、母親以外の「愛着のパートナー」として想定される存在と考えられます。

女性の社会進出が進み、働く母親が増えている今日、多くの時間を保育園や幼稚園などで過ごす子どもが増えています。このような状況の中で、保育園や幼稚園などで子どもの保育を担当する保育者には、子どもの自立にとっての愛着の重要性を理解し「愛着のパートナー」としての役割を担うことが期待されています。

親の愛着とは異なった形で保育者との間に愛着関係を築き「抱っこ」に代表されるような情緒的なかかわりを豊かで充実したものにすることが重要と考えられます。

参考文献:

乳児の保育 — 0・1・2歳児の生活と保育内容— 編者 千羽喜代子 乳児保育 守随香・池田りな・石川正子 編 乳児保育の実際 コダーイ芸術教育研究所 著 乳児保育 川原佐公・古橋紗人子 編著

発達に遅れをもつ子どもへの保育的支援

黒 田 治 子

はじめに

私たちは、障害があろうとなかろうと同じ社会の中で生きています。発達に障害をもつ子どもたちは、よい理解者のいるところではじめて一緒に遊び、学び、生活をしていくことができます。家庭、保育者、友達、地域の人たちなど理解者のいるところでしか安定した適応ができないことをしっかりと胸に置き、ともに生きていくためにはどうすればいいのか、保護者、支援者が力を合わせていくことが必要です。

1. 家族の気持ちに寄り添って

①闲惑

子どもの発達について、育てる過程でかなり早い時期から、母、養育者の胸にいくつかの不安が生じたりします。例えば哺乳力が弱い、首がなかなか座らない、視線が合いにくい、あやしても笑わない、抱っこしにくい、言葉が遅い、歩くようになると、どこへ行ってしまうかわからない。

やがて、居住地での乳幼児健診を受けたり、小児科医や専門医の診察や検査を受けたりします。

②ショック、診断の拒否

子どもについての診断は衝撃のようであり、どうして家にたどり着いたかわからない くらいのショックを受けます。どう育てていけばよいのか悩み、さまざまな気持ちが交 錯します。さらに大きい病院を巡る場合もあり、不安や焦燥の日々となります。

多くの両親が抱く感情は、悲しみやなぜこんな風になってしまったのかと考えたりします。近所の人の目を痛く感じたり、周囲の言葉に傷ついたりします。不安や疲れで焦燥の日々ともなります。

まだ周囲の人に子どものことを話せない状態にあるかもしれません。また障害をもつ 子どもの対応に保護者の手が取られ、兄弟間の葛藤も生じたりします。

そんな日々でも毎日の生活、育児は継続して必要であり、愛情をかけるために苦しい 状況も生まれます。この期間に早く援助者、機関に出会うことが望まれます。

③子どもを受容して

医療的治癒に一定の見極めをつけながら、子どもを育児していくことを改めて考えて 子どもの育ちの場を探したりします。

相談の場やグループの活動にたどり着くことで、他の人の体験を聞いたり、子どもについての情報交換をすることによって孤独感が吹き払われたり、心理的な安定に近付いたりします。

やがて子どものことを友人や援助者に話したり、支援の場を探したりします。

過去のことを振り返ってみるゆとりも生まれ、親がゆったりと安定していることが子どもの安定につながり、また子どもに接していくことが、成長、発達に繋がる大きな要素と感じるようになったりします。

そのような親の気持ちの動き、変化に寄り添いつつ、親が子どもの保育や教育について考えられるようになったのはスタートであり、子どもが子どもらしく社会の一員として生活していけるよう、関係者、援助者が家族をどのように支援していけるか。

以前のような地域社会とのつながりがほとんどなくなってしまった現代社会において、 子どもを取り巻く者がどんな資源になりえるか、親の気持ちに寄り添い、社会とのつな がりの中で生活できる配慮が必要になります。

2. 子どもに寄り添って

①子どもへの発達支援

どのような資源があり、子どもにとって望ましい場所はどこなのか、居住地の行政の窓口などで相談します。医療、教育、福祉など多方面に亘る援助が必要な場合もあります。乳幼児健診での保健師さんや臨床心理士さんとのつながりから、既に母子で子ども達のグループ指導や他の資源を紹介され、利用しているケースもありますが、まだの場合は、子ども、家族の状況に応じて相談にのって貰います。

- ・行政が運営している低年齢のグループ指導、乳幼児教室など
- ・保育園、幼稚園など
- ・発達支援センター
- ・民間の児童発達支援サービスなど

どこがいいのかは、子どもの状況、家族の環境、価値観などさまざまな条件を考えて 選択することになります。それぞれの機関が子どもにとっての発達支援を行っています。

社会生活の変化に伴い、子どもへの発達支援も以前に比べて多様となり、保護者の生活形態に応じたサービスも見られるようになっています。例えば、保育所などと発達支援センターを両方利用するケース、保育所などへ民間の発達支援センターが迎えに来て療育に通うケースも見られます。

障害をもつ子どもと保護者の仕事の両立は課題になります。

発達に遅れがあってもなくても子どもの健やかな成長のために、最も基礎となるのは、 親やそれに代わる人との基本的信頼感であり、その安心感の中で子どもたちは少しずつ 社会生活に参加していきます。

前提として、家庭生活が落ち着くように見守りながら、子ども達への援助を進めていきます。

②保育的支援 保育所などへ入所の場合

保護者にとっては就労や、疾病による育児負担の軽減などの理由があり、何よりも子ども集団での育ちを求めての入所であっても、子どもにとっては入所の状況理解はすぐには難しく、いきなりの知らない環境、先生、友達、集団生活に戸惑いが生じても当然です。

子どもの情緒的緊張や初めての社会生活の不安を和らげ、他者とのかかわりや集団を 経験させるために、先ずその子をよく知ることが始まりです。

障害児保育は保育の原点であり、集団の子どもを同質化することではなく、それぞれの子どもの能力、性格、可能性を見極めて、一人ひとりが自分を精一杯出せる保育を目指します。

③保育者のあり方と役割

・子どもの姿、遊び、関心、生活の仕方をありのまま受容する。

何かをさせよう、教えようと焦らない。その子の良いところ、好きなこと、いやなこと、注意が必要なこと、そして保護者に家庭での様子を聞きながら、保護者の気持ちに 寄り添い、パートナーとして子どもを支援していけるように、少しずつ信頼を紡でいき ます。

保護者の抱えているストレスの理解、気持ちに共感しながら、日常の生活をサポートしていきたいものです。保護者が子どものことを適切にとらえ、育てていくには、具体的な支援をしてくれる存在が必要です。子ども支援は保護者支援ととらえ、身近な存在でありたいものです。一般的には、専門施設においては、保護者がグループとして交流の場や個別的な指導の場がありますが、保育所などの場合は同じ悩みを持つ保護者とは就労時間、送迎時間の関係で交流会できる場面は作りにくく、保育者とのかかわりは保護者にとって大切なコミュニケーションとなります。

保護者の気持ちを受け止めながら保護者の期待を整理して、適切な支援に繋げることが望まれます。保護者との情報交換のポイントは、家庭での様子にもよく耳を傾け、園での様子も伝え、摩擦が生じないように問題点だけを伝えるのではなく良い面もしっかりと伝え、保育場面での取り組みも伝えます。

・今は関心がなくても、遊具のある場面、友達のいる場面を作ります。 大きくとらえた目標、しばらくの経験でできそうな目標を考えます。

集団全体への配慮と個別の配慮を両立させることは、時に矛盾が生じるかも知れません。しかし個別の配慮を工夫することは、どの子どもにもよい配慮となり、全体の活動が豊かになるような取り組みを目指したいものです。

・子どもの遊びを一緒に楽しむ。

子どもとともに楽しむ中で、子どもの見えている世界、気持ちを引き付ける何か、ど ういうことが楽しいかを体感する中で、子どもへの理解に近づけます。

例えば砂遊びひとつでも子ども目線になるとその面白さを感じることがあります。

・少しずつ努力すれば、到達可能な遊びや生活のスキルを考えて一緒に取り組みます。 ボールを触ることに関心が出てきた子どもとボールのやり取りを楽しめるようにどん なステップを踏めばよいか考えます。ボール遊びは人間関係を育てる大切な遊びです。

子どもの様子をよく観察し、反応を見て、次のステップへの手がかりにします。

子どもの心の動きや思いは、子どもと保育者とのかかわりの中で保育者が感じられものであり、その中で保育者は子どもを受け止めることができるようになります。二人の気持ちの通い合いの中で、子どもが行動への安心や人と人とのふれあい遊びを通して生まれるコミュニケーションが毎日の生活の中での手がかりとなり、次の成長へと向かわせます。その子どもに対する自分の気持ちの中に愛情が十分に確かめられたら何をすればよいか見えてくるし、相手にも伝わります。

ひとりの存在としてしっかりと受け止めることを通し、それを継続していくことで、 子ども、保育者両方への成長に繋がっていきます。

おわりに

ここ半世紀近くの発達に遅れをもつ子どもの保育環境を振り返ってみますと、昭和32年に通園施設が法的な裏付けを得て発足、収容からデイケアへの展開でありましたが、対象は就学猶予、免除児に限られていました。

昭和49年にその制限は撤廃され、急速に幼児に重点を置くようになっていきます。保育、

訓練を通して適切な援助を行い、母親教室などで家庭での育児を援助したり、専門的なサービスが提供されていきました。

しかし、通園施設ができる迄は、子どもたちが安心して毎日通えるところは殆どありませんでした。

父母の会が主催したり、行政の協力のもとに福祉センターの一室を借りたり、公共施設の空いている時間に幼児教室を開催して過ごすような状況もありました。

しかし週1回の教室であっても子ども達の大切な場であり、子ども達は成長していきます。保護者の皆様の運動の力もあり、通園施設の開設へ至ります。熱心に運動された保護者の皆様の子どもは開設時には就学の年齢になっておられたこともありました。

そして昭和40年代に入ると、保育施設での受け入れがぼつぼつ始まってきます。

障害児者に対する社会的関心の高まり、「障害をもつ子どもにも保育の場を」という保護者、子どもに関わる人々の運動に支えられて保育施設の門が開かれていきます。

昭和49年、旧厚生省の施策化で急激な展開が見られました。

障害をもつ子どもの受け入れの背景には、出来るだけ当たり前の場で、当たり前の生活を保障していくことが、障害を持つ人々へのかかわりの基本という考え方があったと思われます。

保育所で障害をもつ子ども達の受け入れが始まった当初は、入所する側そして受け入れる側にもさまざまな緊張がありました。子どもよりも大人に緊張が強かったかもしれません。保育所の職員、保護者、それぞれの立場の思いがあったでしょう。

たくさんの実践の中で、保育所で育つ子ども達をみていると、乳児クラスから一緒に育ち、AくんはAくん、B子ちゃんはB子ちゃんとあるがままに受け止め、日々をともに過ごしています。子ども達の柔らかなこころが素晴らしいなと思います。

元気に明るく根気よく、子どもの気持ちに添ってかかわり、人と一緒にあることが楽しい経験を積み重ね、障害があってもなくても心豊かに育って欲しいものです。どこから障害かの線引きは出来ません。

そして地域社会での助け合いが難しい現代社会において、どうすれば保護者の気持ちに 寄り添えるか、響き合う心を持ってお互いに理解し合い、周囲の者が連携し、少しでも人 の和、輪を作れるように努力したいものです。

(社会福祉法人三和福祉会 清水保育園)

里親生活を振り返って

住 友 脩

平成4年11月に里親認定、1歳の男の子を養子に迎え、その子が現在27歳社会人です。その特別養子縁組に感謝し、子育てに一段落したのをきっかけに養育里親を始めました。 平成24年4月にファミリーホーム すみともを開設。現在、高1、高2、高3の男の子3人と一緒に暮らしています。あと、15才のダウン症の女の子と中1の男の子2人の週末里親もしております。

また、10年前に NPO 法人子ども自立支援スマイルを立ち上げました。ファミリーホームの運営、ファミリーホームの後継者の育成、里親の啓発、子どもの夢支援、自立就労支援等々頑張ってきました。

この NPO 活動も2022年3月を以って健康上の理由で廃止することにしました。

思えば里親で30年、ファミリーホームで10年、NPO活動で7年と年数だけは経ちましたが、いろいろと反省ばかりが浮かんできます。

一時保護児童36人、措置児童35人、合計71人です。自分でびっくりしました。

さすがに一時保護の子は名前も顔も浮かんでこない子がいますが、措置された子は全員 顔が浮かんできます。子どもそれぞれの思い出が浮かんできます。

1. わが家の統計

資料1をご覧ください。わが家の歴史です。

資料1 里親すみともの子ども達(平成7年2月~24年3月) 措置児童

	年齢	性別	養育期間	措置理由	虐待	その後	備考
1	1	M	1.2ヶ月	母親未成年		特別養子縁組*	現在27才、娘一人、サラリーマン
2	2	F	2ヶ月			児童養護施設	
3	1	F	1.5ケ月	母親体調不良		家庭引き取り	
4	6	M	1 ケ月			家庭引き取り	
5	3	M	1 ケ月			家庭引き取り	
6	10	F	8日			家庭引き取り	
7	15	F	9ヶ月	祖父家庭で祖父の加齢により		児童養護施設	手帳(多動)
8	7	F	3ヶ月	母親体調不良		家庭引き取り	

9	3	M	6年間	母親の入院	児童養護施設	
10	6	M	10年間	母親の入院		ファミリホームすみとも 高校2年生 手帳あり
11	10	M	2ヶ月	母親の入院	児童養護施設	大学進学

一時保護

	年齢	性別	養育期間	措置理由	虐待	その後	備考
1	2	M	1 週間	母親体調不良		家庭引き取り	
2	1	F	1 週間	母親体調不良		家庭引き取り	
3	8	小3	3日間	母親体調不良		家庭引き取り	
4	5	幼児	3日間	母親体調不良		家庭引き取り	
5	11	小6	4日間	母親体調不良		家庭引き取り	
6	7	小2	1 週間	母親体調不良		家庭引き取り	
7	1	幼児	10日間	母親体調不良		家庭引き取り	
8	2	幼児	10日間	母親体調不良		家庭引き取り	

里親として19名(平成4年4月~平成24年3月まで)

措置人数 11名

一時保護 8名

措置理由の90%が母の病気 虐待児なし

週末里親 4名

2名	7年間	児童養護施設	2名とも高卒後自立
1名	6年間	特別養護施設 ダウン症	現在に至る
1名	6ヶ月	児童養護施設 小学生	現在に至る

大阪家庭裁判所補導委託 4名 逮捕後、判決まで3カ月間補導委託され更生できるかを判断する

17才	オレオレ詐欺に引き込まれ初犯で逮捕	現在両親の下で立派に更生
19才	傷害、窃盗、恐喝	90才のわたしの母からお金をだまし取る(2.5万円) ギブアップ
19才	オレオレ詐欺未遂 母のパートナーからの虐待	電気工として再出発
19才	窃盗未遂、道交法違反 4 回	

措置理由の90%が母の病気、虐待児はありません。これは多分、子ども家庭センターがまだ慣れない私たちに気を利かして、難しい子どもを委託しなかったからかと思います。

資料 2

ファミリーホーム設立後は措置人数が24名、一時保護が28名で虐待児が圧倒的に多いです。虐待児となっていない子でも、私から見るとアル中や離婚等親の勝手で虐待になると考えております。

次に0才児ですが、この7年間でいない時がない。病院から直行の新生児が4人と9ヶ月の子1人が連続で来ました。

毎年名前の違う子どもの宮参りに行くので神主さんが顔を覚えてくれました。

一人目は父が分からずで7か月いました 中学生のお兄ちゃんの理解を得られ、母引き取りました。

資料 2 ファミリーホームすみともの子ども達(平成24年 4 月~令和 2 年12月)措置児童

	年齢	学年	養育期間	措置理由	虐待	その後	備考
1	15	高1	10ヶ月	父養育放棄	虐待	自立、結婚	中退後自立、結婚 父親とは音信不通
2	16	高2	18ヶ月	不登校、弟への家庭内暴力		家庭引取り	義父とうまくいかず引きこもり
3	17	高3	9ヶ月	叔母の養育拒否	虐待	祖父引取り	高校卒業3ヶ月で退職、その後不明
4	17	高3	24ヶ月	妹への性暴力		祖父引取り	アルバイトで史跡掘りをし、親方に認め られ正社員に
5	12	中1	7ヶ月	母逮捕		家庭引取り	万引きの繰り返し
6	15	高1	26ヶ月	母精神疾患		叔母引取り	本人も軽度の鬱
7	10	中1	5ヶ月	母アル中		養護施設	卒業後自立
8	8	小5	6年	母アル中		継続中	父の死後、母アル中、自殺未遂、食い逃 げとすごかったが、
9	5	小3	5年	母アル中		養護施設	現在アル中施設で更生中
10	2	幼児	31ヶ月	母難病		家庭引取り	療育手帳 現在両親と3人で幸せに暮らす
11	16	高2	24ヶ月	母の養育拒否	虐待	卒業後自立	高等専修学校を卒業、自立
12	17	高3	10ヶ月	留年のため施設からの追放		卒業後自立	週末→措置 夜間高校に転入、無事卒業
13	15	高1	20ヶ月	母の養育拒否	虐待	自立	就職、自立
14	0	幼児	6ヶ月	両親の養育拒否	虐待	養子縁組	北海道で幸せに暮らしています*
15	15	高 1	4ヶ月	養護施設より高校入学を機に		自立	結婚して何とか自立
16	15	高1	7ヶ月	本人、母ともうつ病		家庭引取り	母親の立ち直りにて
17	0	幼児	7ヶ月	母病気		家庭引取り	時々顔を出してくれます
18	0	幼児	7ヶ月	父不明、中学生の理解待ち	虐待	家庭引取り	ラインのつながりで頑張ってます
19	0	幼児	17ヶ月	父母高校生、母方が引取り拒否	虐待	養子縁組	両親にかわいがられています。二人目希望も拒否される*
20	17	社会人	6ヶ月	施設に居られなくなり自立まで	虐待	FH から 家出	家出時にナイフを所持していたので FH には帰れず
21	15	高1	36ヶ月	祖母の体調不良		就労自立	遅刻欠席多数でも卒業、何とか自立、頑張っ てます
22	0	幼児	2ヶ月	保護者の養育困難		養子縁組	二人目養子、お兄ちゃんと仲良くしてい ます*
23	17	高2	24ヶ月			大学進学	FHから大学通います スポーツと奨学金で夢がかないました
24	16	高1	3ヶ月	義父からの虐待、母の黙認	虐待	進学希望	これからの努力次第

一時保護

	年齢	学年	養育期間	措置理由	虐待	その後	備考
1	2	幼児	10日間	母親の体調不良		家庭引取り	
2	1	幼児	3日間	緊急一時保護	虐待	知人宅引取り	
3	1	幼児	1 週間	母親の体調不良		家庭引取り	
4	12	幼児	1 日	レスパイトケア			
5	3	幼児	15日間				発育不良
6	5	幼児	2ヶ月	両親の離婚	虐待	母引き取り	
7	3	幼児	2ヶ月	両親の離婚	虐待	母引き取り	障がい児
8	17	高3	2ヶ月	養護施設からの家出	虐待	自立	
9	3	幼児	4ケ月	パートナーから母への DV	虐待	養護施設	心体の遅れ
10	14	中2	10日間	緊急一時保護	虐待	家庭引取り	

11	13	中1	10日間	緊急一時保護	虐待	家庭引取り	
12	9	小4	10日間	緊急一時保護	虐待	養護施設	
13	15	高2	1 週間		虐待	家庭引取り	
14	0	幼児	3 日	緊急一時保護	虐待	養護施設	生後5日目 未熟児**
15	1	幼児	1 ケ月	緊急一時保護		家庭引取り	
16	0	幼児	2週間			家庭引取り	
17	0	幼児	2日間		虐待	養護施設	生後5日目 未熟児**
18	0	幼児	2 日間	緊急一時保護		家庭引取り	
19	0	幼児	1ヶ月	緊急一時保護	虐待	養護施設	未熟児**
20	5	幼児	0.5ヶ月			養護施設	
21	0	幼児	20日間		虐待	家庭引取り	
22	14	中2	3日間	虐待の恐れ	虐待	養護施設	
23	8	小3	1 週間	レスパイトケア			
24	0	幼児	10日間	保護者養育困難		養護施設	
25	0	幼児	10日間	虐待の恐れ	虐待	養護施設	生後5日目 未熟児**
26	0	幼児	2 週間	保護者養育困難		家庭引取り	生後5日目**
27	0	幼児	5日間	虐待の恐れ	虐待	養護施設	生後10日目 未熟児**
28	17	高2	1 週間	児童養護施設での不適切な行動		養護施設	

ファミリーホーム設立後10年で措置24名、一時保護28名(平成24年4月~現在まで)

措置人数 24名 週末里親 4名 措置合計 24+11 35名

一時保護 28名 一時保護合計 8+28=36名 総合計75名

半数以上は虐待児 虐待になっていない児童もアル中、離婚等、広い意味で虐待

0才児 受け入れ先不足のため、この5年間で0才児がいない時がない

* 0 才児は養子縁組した方が幸せにつながる 4 名特別養子縁組

0 才 児 9 名の理由 母病気 父母放棄 父不明 高校生の過ち 両親覚せい剤

**未熟児 0才児は2500グラムを超えるまで乳児院は預からない

- 二人目は母の産後鬱で6か月 母が全快し、両親が引き取りました。
- 三人目は両親育てる気なしで7か月いました。北海道に養子に行きました。

四人目の高校生の過ちは1年と5か月いた後、特別養子縁組で現在年長組で幸せです。

- 五人目は両親覚せい剤で2週間います。乳児院へ行きます。
- 三人目と四人目は毎日新聞の愛の手で養子が決まりました。

四人目の子は生まれてから1年5か月でやっと養子先に行きます。

育ててみれば分かるのですが、3か月くらいから笑い、目で追い、と赤ちゃんらしくなり、かわいらしくなります。そして1年近くなると、黙って膝に乗ったりと、可愛くて手放したくなくなります。出来れば自分の養子にと思います。でも、この子が成人の時、私は90才、あきらめました。

果たして、実の親だから幸せになれるのか、養子だから幸せになれないのか、多くの子供たちを預かって育てていると、望まれて生きる大事さを痛切に感じます。

2. 子どものその後は

圧倒的に家庭引き取りと自立が目立ちます。

自立の場合は一年に一度くらいですが、連絡があるので消息が分かり安心ですが、家庭引き取りの場合、特別養子縁組以外はほとんど連絡がなく、措置理由を考えると本当に幸せになっているかどうか分からない事が多いです。

例として口がきけず、足が不自由で歩けない3才の女の子が一時保護できました。足が少しは動くので小児科の先生に相談し、リハビリを始めようとした時に母親に引き取られました。果たして、その後リハビリをしてくれたかどうか、心配です。

延べ4人の子の週末里親をしました。

兄弟2人を7年間、2人とも高卒で自立しました。ダウン症の女の子6年間、今も継続中、 男子中学生3年間、児童養護施設にいます

私は週末里親がこれからの里親制度を普及啓発する重要ポイントだと考えています。

一般の方にいきなり難しい養育里親や養子縁組しませんかと言うんではなく、まずは簡単な週末や一時保護をしてもらい、その喜びを知ってもらい、徐々に養育里親を増やしていけばよいと考えています。

3. エピソード 1

高校1年に進学する子を預かった時です。進学前に児童養護施設に会いに行った時、先生方からこの子はまじめで、今高校進学のために一生懸命勉強している。と言われ、挨拶、礼儀も正しく、今まで来た子の中で一番期待が持てると喜んでおりました。定時制の高校に入学し、4月は無遅刻、無欠席。

ところが、6月になり、だんだん怪しくなり、欠席が増え、怪しげな友達が誘いに来ます。 夜帰ってこなくなり、警察から呼び出しがかかります。家内の財布からたびたびお金が無くなります。子ども家庭センターが見るに見かねて措置解除に踏み切りました。何が気に入らないかと聞いたとき、彼ははっきりと言ったのです。僕は2歳から施設で育って、施設しか知らない。施設は嫌いです。今、別に施設がどうのこうのと言ってるのではありません。ただ家庭が恋しかったのだと思います。そしてここから出て行きたいといいました。ショックだったのは次に出た言葉です。

僕にとって、ここは施設です。ここが嫌いです。僕がここに来たのは希望したからじゃない、先生方が決めたからです。とはっきりと言いました。本当にショックでした。私は少なくともここは里親家庭、家庭だといい切りませんが、家庭的だと思い込んでいました。でも彼にとってはそうじゃなかったのです。反省しました。

来る前も、来てからも話し合いが足りなかったのです。本当に後悔しました。今、彼は 自立し、貧しいながらも自分で生活しています。先日ふらっとやってきて、謝りに来たと 言ってくれました。ここから出て行った事を後悔していると言ってくれました。でもやっ ぱり私にとっては本当に悔いの残るケースです。

失敗例はもっとあります。高校3年生の男の子、体験型の修学旅行で偶然、牛のお産に遭遇、感激し、夢は牧場で働きたいというので、この子の夢を実現しようと一緒に京都の農業委員会へ行ったり、牧場見学したりしました。ところがある日、急に、牧場は嫌だと言い出しました。話を聞くと、昨日、子ども家庭センターの担当が、京都に行ってしまったら、管轄を離れるから何かあっても見てやれないから大阪で見つけるようにと言ったそうです。結局回転ずしに就職し、3ヶ月たち、電話したら既にやめていました。子ども家庭センターに電話してもどこへ行ったか分からないとの事、無責任なものです。

4. エピソードⅡ

高1のヤンキーの子が学校をやめて、ドカタをしたいと言い出しました。高校の先生に聞くと授業中はずーっとただひたすら寝ているらしい。父親に言われて仕方なしに高校に入ったのは良いが、その父親も今や行方不明状態です。

家出等いろいろありました。でも子家センの反対を押し切り退学を認めると、びっくりするほど、すぐに真面目になりました。今や、立派なドカタをしています。彼女も出来て結婚しました。うちには盆と正月ぐらいしか来ませんが、どんどんたくましくなります。家内は彼が来るたびに、お米やインスタントラーメンを持たします。大喜びです。この喜びは里親にとって最大の喜びです。今までの不満はどっかに吹っ飛んで行きました。

5. エピソードⅢ

私が週末里親をやっていた高2の男の子の留年が決まり、ある施設から追い出される事になりました。私はそんな子ほど支援が必要だと考え、施設に厳重に抗議しましたが、受け付けてくれません。仕方ないので、うちに引き取り、通信教育等いろいろ模索したところ、定時制で0時限(普通の子より1時限早く受ける)を受けると、留年せずに済む方法が見つかりました。その子は3年生の1年間、学習とアルバイトに頑張って卒業しました。こんな自立支援もあるのかなと思います。

6. エピソードIV

母親が難病で2歳の時にうちへ来た子が、3歳になっても言葉が遅く、お母さんが病気のため、お友達と遊んだ経験がないためだと思いました。そこで、子ども達と一緒に遊ばすために、保育所に入れました。するとどうでしょう。見る見るうちに言葉も出だし、やんちゃもしだしました。でも、同じ年齢の子と比べると、まだまだなので、4月から悲田院の児童発達支援センターに入れました。すると、良くしゃべれるようになり、どんどん発達してきました。

ところが、この発達支援センターのルールで4月から3か月間、親が一緒に登園し、一

緒に子どもとお遊戯したり、食事したり、親子べったりと一緒に学ばなくてはなりません。これには正直、まいりました。11人のクラスですが、他の方は皆さん若いお母さんばかりです。その中で、私一人、おじいさんが、手を振って、お遊戯、お歌も一緒にやりました。人生最大のストレスを抱えました。夜も寝れません。先生方もお母さんたちも気の毒そうに気遣ってくれました。 3ヵ月だけだと自分に言い聞かせ、自分でセンターに入れたいと言い出したものですから、やめる訳にもいきません。でも、2ヶ月経つと、先生もよっぽど見るに見かねたのでしょう。Uちゃんも頑張っているので、明日から玄関まで送って貰ったらいいですよと私を開放してくれました。私の人生最大のストレスもその言葉ですっと消えました。悲田院で頑張ったおかげで、幼稚園で楽しく過ごし、小学校に入学しました。本当の孫と同じです。

7. エピソードV

この7月に児童養護施設から家出をし、路上で寝ているとき補導され、一時保護で私のところに来ました。私は子供が家でゴロゴロしているのが嫌いで、その日から写真と履歴書を用意させ、次の日からアルバイトを探しに行かせました。

ところが適当なのがないというのでじっくり話し合ったら、自分は大工のような仕事をしたいと言い出しました。ちょうど私は左官屋さんから若い人を探してくれるよう頼まれて居たので、まあいつまで続くかわからないけどアルバイトとして雇っていただくことにしました。酷暑の中、朝6時起床、夜7時ごろ、フラフラになって帰ってきます。アルバイトしだして3日目に、子ども家庭センターから、あの子のアルバイトや就労に手を出さないで下さいと言ってきました。施設と学校と子ども家庭センターで何とか復学させようとしているのです。子どもと話をしたら、絶対に嫌だと言います。さあ困りました。たとえ3日でも気に入って頑張っているのに、辞めろとは言えません。

ここから内緒の話ですが、まあ、こんなに暑い中、じきに辞めるかもしれんからと、子ども家庭センターに内緒にしました。そして、1ヶ月が経ち、未だ頑張っています。子ども家庭センターはまだ仕事が見つからないかとやいやい言ってきます。私も腹を決めて、左官屋さんにお願いしてハローワークに求人を出してもらいました。そして彼が面接に行き、無事採用が決まりました。今、彼は措置解除になり、左官見習いで頑張っています。子ども家庭センターも私と子どもがこそこそしているのを多分、分かっていたと思います。見て見ぬふりをしてくれたと思います。

8. 児童養護施設とファミリーホームの違い

児童養護施設では組織という枠があり、そんなに自由に何でもさせてやれるというわけではありません。その代わり、施設ではみんなでその子のために、こんな事が出来るといろいろ考えてやる事が出来ます。

ファミリーホームと児童養護施設とはもう一つ大きく違うルールがあります。児童養護施設には門限、消灯等きっちりとした明快なルールがあります。ファミリーホームすみともには子どもによって門限の時間も違います。年齢によってではなく、その子の信用度で違います。

普段から真面目な子どもの門限はその子の申告時刻が門限です。多少遅くとも理由がはっきりとしてれば許可します。信用のない子の門限は基本的に学校の終わる時間から決めます。少しずつ信用が出来てくれば、門限も変わっていきます。お小遣いもそうです。基本的なお小遣いは決まっていますが、頑張り度によって、今日の映画代は最近頑張ってるからと私からのプレゼントにしたりします。これは個人だからできる事です。こういったところが一番大きな違いかと思います。

9. ファミリーホームの課題

やってみてわかるファミリーホームの課題やむつかしさは補助者のなり手がいないことです。個人経営になるので充分な給与も社会保険もないのでは、当然ながら、フルタイムの補助者になる人はなかなかいません。現状はシルバー人材センターからの派遣で賄っています。但し、叔母さんたちは仕事に真面目ですし、慣れてくれば子どもの世話や時には叱ってくれて、充分に補助者の役をやってくれます。

その家事の分担ですが、我が家の家事の分担は炊事、掃除はおばさんが、買い物は私が、 残りを家内がします。

この残りが問題です。原則、部屋の掃除、洗濯は子ども達が自分でしますが、アイロンがけから弁当作り、小学生の毎日の服選び、連絡帳の記入と朝の6時から夜の1時2時までとこれは大変です。

大きな男の子はどうしても私が煙たいらしく、私がちいさい子と寝てしまってから、 12時ごろ、家内のところに来て、昔の事や、両親の事などを喋っていきます。じっくり 聞いてやるのも家内の仕事です。

どうしても家内の負担が大きくなります。どうしても、ファミリーホームは女性が中心になります。女性に大きなストレスと疲れが溜まります。それだけ女性の負担が大きくなります。これをどれだけ男性がカバーできるかが鍵になると思います。

10. そんなファミリーホームの良さ

赤ちゃんが泣けば全員があやしてくれます。あの高校生の悪がきが小っちゃい子の面倒を見てくれます。小学生が、ごろごろ寝ているおにいちゃんを公園へ連れ行ってくれます。 ファミリーが生まれます。

我が家には一つだけちっちゃな大方針があります。晩ごはんの時、一番小さい子がごち そうさんするまでは席を立ってはいけないのです。そうすると、会話が生まれます。小学 生が学校での出来事を話します。大きい子がそれを解説したり、教えたりします。こんな 時、つくづく、ファミリーホームをやってよかったと思います。

ファミリーホームが楽しければ、やりたいという人がいっぱい出てきます。ファミリーホームは楽しいです。苦労も多いですが、その何倍も楽しいです。子ども6人分の苦労がありますが、その倍の12人分くらいの楽しみが生まれます。ファミリーホームをするのに大きな家は必要ありません。特にお金もかかりません。定年もありません。意欲があって、体が元気なら、いつまでも出来ます。

こんな私ですが、里親として、50代くらいまでは世の中のかわいそうな子ども達を預かり、育て、結構社会貢献をしてるような気でいました。他の人からその年で「ようやるね。えらいわ。「私はとってもようやらんわ」と言われ、何かくすぐったいような気でいました。

でも60、70才になり、少し変わってきました。友達がみな定年を迎え、する事が無くなり、ある人はゴルフに、釣りにと趣味に走り、ある人は子ども達が独立して、夫婦二人で犬の世話に明け暮れています。隠居生活です。

もちろんそれも人生ですからいいのですが、今の私は毎日来客が絶えず、小さな子ども達に頼られ、NPOで走り回ったりしています。そうです。私のほうが子ども達から生きがいをもらっています。子ども達にいつも感謝しなさいと言ってた私ですが、今、子ども達に感謝の気持ちをもらっています。今、私も子ども達と一緒に頑張っています。

11. こんな私の結論です

確かに子どもは実親と一緒に生活するのが一番良いのですが、子どもによってはそうとは限りません。中学生や高校生にとってはどんな親でも親は親、多くの場合、親のもとに帰るのが一番その子にとって幸せですが、0才児から幼児、小学生にとっては特別養子縁組や養育里親の方が良い場合が多くあります。劣悪な環境から離れ、望まれて育つ環境ですくすくと育つ。これが一番大事だと思います。こんな子がいる限り、身体が動く限り、ずっと、ファミリーホームをしたいと思っております。

12. 問題点

0才児は本来、生後1週間、体重2,000グラムと扱いが難しく専門性が問われる中で、 乳児院では2,500グラム以上でないと預からないと我がホームに2,500グラム以上になる まで預けられる。これって逆ではといつもおかしく思います。

13. 提案

二人目養子 特別養子縁組の推進と0才児の二人目養子縁組のシステム強化 現状では二人目の養子縁組を望む人が多いが、子ども家庭センターによっては、又担当者 によっては扱いが全然違う。

14. 生涯里親

この資料には私たち夫婦の幸せがびっしり詰まっています。

健康上の都合もあり、この3月31日を以ってNPO法人子ども自立支援スマイルを廃止 しますが身体の続く限りファミリーホームすみともを続けたいと思っています。

(NPO法人 子ども自立支援スマイル)

里親家庭における養育支援の参考点について

西 野 昭 政

始めに

当法人は、平成26年2月4日に認証され、令和4年2月で9年が経過致しました。 2年前から、7周年記念誌を発刊する予定でしたが、コロナ対応や大阪ソーシャルワーカー協会の事例検討予定もあり、2年遅れての発行となりました。

出稿賜りました各位を始め、里親を支援する会大阪の会員様並びに大阪ソーシャルワーカー協会会員様、各里親会の皆様方、関係団体の皆様方には、今般の記念誌発行にご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

当会が創立時より提言してまいりました、「里親委託に関する課題」につきましては、 国並びに大阪府・大阪市様などの各自治体、大阪府・大阪市社会福祉協議会、児童養護施 設、里親会様のご協力により変更がなされたものと厚く感謝を申し上げます。

方針は決定されましたが、現在の社会的養護の現状や社会的養護の在り方並びに里親の 資質向上や研修体制、新規里親の開拓や地域での協力等の対応が、喫緊の課題となってい ます。

今後とも、里子さんのより良い生活のために、皆様方の取り組み・推進を切にお願い申 し上げます。

[当会設立時の提言事項]

- 1 社会的養護の実施について、 施設の小規模化と里親委託中心への転換を図り、子どもの権利回復を図る事。
- 2 里親委託について

里親の要件や資質向上対策、ファミリーホーム運営者の綱領等を更新して、広く条件 緩和して登録者数の増加を図る事。

また、里親や里子の生命や安全を図るために、地域の民生委員や青少年指導員などとの交流協力を得られるように検討すること。

3 行政機関の充実について

国が中心となって、各自治体の児童相談所業務の見直しと児童福祉司等の専門的資格 者による対応と関係職員の増員を図り、相談機能を向上して、虐待対応やいじめ問題 に積極的に取り組むこと。

必要に応じて、司法並びに警察との連携を図る事等。

1. 私の体験から

里親家庭では、児童福祉施設と違って、里親家族と里子は24時間、常に一つ屋根の下での暮らしをされることから、互いに気遣いが大きく、新しく里子を預かりになられる際は、信頼関係ができていないので、双方の人間関係の構築がとても重要な時期です。

また、里親さんは、実子と同等に里子さんの養育者として、生命を預かることが求められ、万一にも事故の無いように配慮し、家庭生活の組み立ては「安全衛生や人権」を基本としなければなりません。

里親委託家庭においても、不幸な火災事故や交通事故等・事故や事件、人権侵害等が起こらないようにするためには、里親さんの「起こさない」という想いだけではなく、社会福祉施設で行われている養育支援にかかる「安全衛生管理手順の策定や点検と対応」や「人権に関する理解と里子さんへの適切な対応」への推進が求められます。

養育支援環境の自己チェックや評価を定期的に行い、科学的な見地からの必要な対策を とることが必要です。

私は、学生の時に衛生管理者資格を取得しましたので、就職と同時に衛生管理者業務を 本業務の生産管理とともに担当を命じられました。

福祉の職場に変わっても、衛生管理者の業務を付加され、以後安全管理者や公正採用人権啓発推進員、防火管理者、防災管理者、安全運転管理者、苦情解決担当者等の業務を任じられました。重大な事故や火災の発生、人権侵害等の事例は無く、退職するまで職場を無事に守ることができました。

私がこのようなリスク管理を続けられたのは、入社早々に次のような労働災害体験を経験したことがあり、「悲惨な事故を起こさないように努めよう」と思ったからで、嫌な苦しい仕事と思ったことはなく、そのような各種規則の作成や研修の実施、労働災害や人権侵害事象の防止体制を職場に作り上げていく喜びがありました。

また大阪ソーシャルワーカー協会で毎月定例会に参加させていただき、いろいろな人権 課題に対する事例検討に参加させて頂けたことが、ソーシャルワーカーとしてブレないで 対応できたと感謝しています。

また、15年間ほど社会福祉専門学校において、工業化学の教職免許しか持たない私で したが、兼職で教鞭をとらせて頂き、福祉人材を輩出できたことに、感謝しています。

里親さんにも、養育支援の一つの基本事項として、この参考点をお読みいただき、人権 や安全衛生管理の参考にしていただければと思います。

私は、小学生の時にリーダースダイジェストを小遣いで購読して、「自由」ということの大切さを学びました。

私の実祖父は、岐阜県黒野町農家の多産兄弟の末っ子として明治後期に生まれました。 多子で育てるのが困窮していたのか、尋常小学校の時に15キロほど離れた山中にある 寺(横蔵寺)に小僧さんとして預けられました。

冬には1メートルほどもの雪が積もる山奥で、修行はさぞ大変だったと思われますが、 苦労して学び、比叡山延暦寺での修行に出してもらい、修行を終えると住職の養子となり、 妻帯することが認められ祖母と結婚して父の兄弟たちが生まれました。

父と母は、教職免許をとっていましたので、郷里の岐阜から財産もなく大阪に出てきて、 教員としての共稼ぎでしたので、私たち兄弟は鍵っ子でしたが、どこのだれかわからない 遊び友達は多くいました。

私は、0歳の時肺炎にかかり入院治療を受けましたが、危篤になり回復の見込みがありませんでした。両親は借金でペニシリンによる治療を医師に依頼してくれ、奇跡的に回復をしました。

私の顔には生まれつきの痣があることから、中学・高校の時には先が見えませんでしたが、大学の進路については、工場での仕事なら何とかできるだろうと、応用化学を専攻して東洋大学工学部に入学して、軟式テニス部の仲間とクラブ活動をして充実した学生時代でした。卒業論文は、コールタールから芳香族化合物を抽出する反応実験をしていました。

「プレハブ企業や道路会社で屋根材等の開発ができれば」と幾度か就職試験を受けましたが上手くいかず、卒業式前になって、東京の顔料メーカーから採用通知が届き、就職浪人をせずにすみました。

入社式が終わるや、千葉県市原市のコンビナート内にあるT石油化学のPP製造加工合 資工場への出向となり、生産管理職としての勤務となりましたが、職場の人たちはいい人 ばかりで、新米の私にいろんなことを教えて下さいました。

しかし、2年目の夜勤業務に入っていた際に、突然大音響とともに爆風が地響きととも に起きる大惨事が発生し、とっさに事務机の下に屈みました。

爆風と振動が収まり、事務室前の道路に出ると、フレアスタック用煙突から火炎が激しく燃え上がり周りが熱くなり、コンビナート内の配管から液体が漏れだしていて、ガス漏れ爆発事故が発生したことが確認できました。

(コントロール室に漏れた可燃ガスが引火し、10名以上の職員が死傷された悲惨な爆発 災害事故で、これがオイルショックにつながりました。)

私が夜勤責任者としていた建屋では、面する重量シャッターが大きく変形し、ガラスは 割れて散乱している暗闇の中を点呼し、全員安全な場所への避難をしました。

復電時火災を防ぐために、単身で機械設備と電源盤の元スイッチを無我夢中で順に切り 周り、稼働停止を行い、電話がつながったので工場長宅にけが人が一人もいないことを報 告しました。

子供の時に、我家に隣接する道路予定地上の多数のバラックが炎上して、生活困窮者の

住居がなくなるさまを経験していましたが、工場火災の恐ろしさを体験して、職場の防火・ 安全衛生点検の重要性を再度理解しました。またこの事故では、「亡くなられた方だけで なく、家族はこの先どのようになるのだろうか」という気持ちを強く持ちました。

しかし、その後結婚することになり退職して大阪に帰り、社会福祉法人四天王寺福祉事業団に転職しました。

仕事が終わってから、大阪市内の大阪府立社会福祉研修所に1年間通い、社会福祉主事 任用資格を取得しました。

長い人生の中では、このようにいろいろなことが生じますが、7年間ほど親元を離れて暮らしたおかげで、どんなことがあっても何とか乗り越えられる対応力をつけることができ命を大切にすることを学びました。

新しい職場では、見習いとして事務所の庶務に配置され、健康保険や年金手続き、措置費の請求業務などの書類作りを習い、次の会計部署では、単式簿記から複式簿記に切り替えをする時で、給与支払い時には電卓を片手に大変でしたが、経理業務を学び、会計責任者となりました。次に福祉現場への配転となり、養護老人ホームや特養の指導員の業務を経験しました。

ワーカーとして、生活困窮者の受け入れを図ろうと、近隣の自治体からの入所だけでなく、大阪市内の更生相談所や西成区・浪速区・住吉区などからの受け入れや救護施設、精神科病院・拘置所等からの受け入れ等も積極的に行いました。

常会として月に1回の定例会を開催して、利用者が発言できるグループワークを行いました。

また、診療所に精神科医師がおられたので、断酒会をホーム内で開催しました。

その後、障がい児通園施設長、肢体不自由児療護施設長、法人人事部長、重症心身障がい児施設総務部長等の職も経験をさせて頂きました。

肢体不自由児療護施設の存続を働きかけるために、他県の施設の先生方と協力をして、 日本肢体不自由児療護施設連絡協議会を設け、職員の相互交換研修等に出して意欲向上に 努めました。

大阪府立太子学園の施設長時には、重複重症児の受け入れを進めたので、暫定定員をなくすことができました。また成人施設への移行が困難な状況があって、大阪府に相談したところ、重症心身障がい児施設建設の認可を頂くことができ、富田林市民病院の隣地に設置ができました。

定年後も継続雇用で、法人の安全衛生管理業務をしていましたが、他法人の障がい者就 労施設より、施設長として急遽移籍してもらいたいとの依頼があり、転勤しました。

この施設では、文字の読めない重度の知的障害者が自力で電車・バスを乗り継ぎ、さらに徒歩で通われ不便ですが、利用者の方々は熱心に働かれ、また余暇活動を楽しみにされ、お給料をもらわれるときの嬉しそうな顔を見せて下さり、障がい者の就労支援事業を学ば

せていただきました。

ここでは、近隣の工場から運ばれてくる、リース布団の乾燥委託や引越用紙布団袋の組み立て、輸入された植物活性剤の袋詰め作業や、プラ日用品の組み立て等などの委託作業等を行っていて、利用者を守るための人権や安全衛生管理と機械類の安全管理点検は一層重要でした。

上記の職歴の中で、管理者としての業務の外に、企業人権啓発推進員の業務や安全衛生 管理業務を行うことは大変な面もありましたが、羽曳野市企業人権協議会会長や大阪府企 業人権協議会の役員もさせて頂き、また防火管理等の業務、労働災害事故の防止、メンタ ルヘルス対策業務としてのTHP心理相談員もさせて頂きました。

職場の設備や労働環境、防火・防災管理点検を定期的に行い、違和感を感じた際には放置せずに確認を行い、修理計画案を立て工事発注を行ったことが、事故の予防や故障の低減化ができたのではと思います。

また、真夏に屋上設備を点検中に、エアコン室外機から異音が発生しており、業者を呼び部品交換を早急に依頼しましたが。部品在庫がなく、企業本社に連絡してもらい、全国の在庫・出荷予定を調整して頂き、翌日に緊急交換をしていただきました。

利用者の大事な命を守るためには、安易な「想定外等との事故」との言い訳は通用せず、日頃からの安全衛生管理の大切さを理解していただければと思います。

里親委託事業は、家庭と同じ環境下で行われるために、どうしても慣れが生じやすいか と思いますが、安全衛生管理に努めて頂ければと思います。

次に、里親さんが取り組まれる養育にかかる人権面など留意事項を記さして頂きます。 行政の研修においても既に学ばれているとは存じますが、これらを里親さんなりに自己 点検項目票を設けられて、定期的に点検されて確認し、異常に気付かれたら、必要な対応 をお取りくださるようにお願い致します。

2. 里親さんが守るべき養育支援について

(1)安全衛生管理事項

①災害防止点検等の実施

- ア 災害防止点検と通報・消火訓練の実施を定期的に行い、小さなうちに発見して 改善することや災害時の手順を理解しておくこと。
- イ 機械は、新しく使う時と老朽化したときは故障が多く危険、機械操作の習熟と 故障する前に早期の交換を行うことが必要です。
- ウ 防火・地震等の防災訓練を定期的に行うこと。火災の主原因は、放火とたばこ の不始末です。
- エ 自動車・単車・自転車事故等はどれも危険性が高いので交通安全教育の実施を要す。

オ 夕方や夜間等は特に歩行者が事故にあう危険性が高いので、運転者は注意。散 歩などは夜間早朝を避けて、明るい時に行うこと。また交差点での事故が多く 安全な場所で信号待ちをすること。

駅ホームや階段等の危険な場所では、走ったりしないように守ること。

- カ 家庭では調理中の火事が多いので、来客があれば一旦スイッチを切る。刃物の 取り扱いにも注意。切れの悪い包丁で力を入れると特に危険である。
- キ 消火器や火災警報機を備えておく。電気配線は漏電防止のために堅締めが求められ、専門業者に依頼する。漏電ブレーカーに異常がある時は原因を調べること。
- ク ガソリンやシンナー等の危険物保管は、通風の良い場所に少量保管をすること。
- ケ 脚立を使用する高所作業は危険である。1 M の高さでの労災死亡事故例がある。

②食中毒予防

ア 食中毒予防の三原則(洗い流す、殺菌する、移さない)を守ること。

熱処理等をすると細菌は死滅するが、大鍋で炊いて常温保管すると、ウェルシュ 菌が繁殖して食中毒を起こすことがある。手指の傷から血液が食材に混じると、 黄色ブドウ球菌食中毒を生じるので、ビニール手袋を使用すること。

貝毒は熱を加えても、毒性は取れない。サルモネラ菌中毒は年中発生している。

- イ O157などの溶連菌類は井戸水や排水路、下水等の外、砂場などにも存在する。 患者の嘔吐物からの空気感染もあるので、ビニール袋に密閉して二次感染を防 ぐこと。手から口に菌が入らないように、手洗いと除菌消毒をすること。
- ウ 水仙等の身近な毒性植物やキノコ類等は、危険性の高いものがあるので注意要。

③感染症予防

ア 感染症予防手洗い、手指の殺菌、外出時等にはマスクの着用し感染予防する。 インフルエンザワクチンを検討すること。錆びた鉄材で負傷すると破傷風を発 生することがあるので、事前に1回ワクチンの接種を受けておくとよい。破傷 風は発生後の治療は困難である。

飼い犬の狂犬病も発症すると危険であり、予防注射を毎年必ず受けること。

イ 赤痢やマラリア等の伝染病予防にも努める。外国旅行時の伝染病罹患防止に留 意。

④災害対応

地震や台風時の災害防止計画を立てて、防災対策や避難訓練を行う。家屋の倒伏 による外傷や復電火災焼死、圧迫による心停止が多いので、寝室は2階が良い。

⑤腰痛予防

ア 現在、労災事故が最も多い事業は福祉事業であり、その中でも腰痛症が最も多く発症しています。介護による重介護だけでなく、腰をかがめて行う保育作業

は腰痛発症者が多くあったので、肢体不自由児保育作業にかかる腰痛防止指針 が労働安全衛生法で定められています。

(2)人権侵害や心のケアにかかる管理事項

人は誰でも青春期には、親や社会に対する反抗期を迎えることがあります。

この時に、人間的な人格形成ができていきますので、否定ではなく、寄り添って理解 に努めて頂くようにしてください。

「上手くいかない」、「理解してくれない」と里親さんが思い込み悩みすぎないこと。

①里子さんの権利保護や犯罪被害防止等にかかること

- ア 虐待・体罰はしつけではなく、認められません。
- イ 里子さんの自己決定権の尊重
- ウ 健康管理・栄養管理・衛生管理・安全管理などについてのチェック表と点検
- エ 養育指導や教育指導方法の学習に努める。
- オ 友人関係の確認
- カ 個人情報の保護
- キ 非行防止の対応
- ク 薬物体験の防止
- ケ 窃盗・万引き・売春行為の防止化(持ち物や小遣い等の状況管理)、ねずみ講 詐欺被害やデート商法被害等。またクレジット等使用は借金であることの理解 をさせる。
- コ 喧嘩・暴力行為に関する加害・被害防止
- サ 単車事故の防止教育(免許や法律の順守)
- シ 性教育の実施
- ス スポーツ活動や余暇活動の理解
- セ 進路相談、就労相談、進学相談、アフターケア等について、児童の意見を尊重 する。
- ソ 金銭管理や生活自立訓練、困ったときの相談方法等を体験させる。
- タ薬物中毒の恐ろしさを理解させること。青少年にまで広がっている現実。

②里親さんや里子さんの心のケアにかかること

うつ病や自殺を思い立つことは特別なことではなく、誰にでも起きうることであ り、精神科での診療を受けることをためらわないこと。

悩みのある人は、身近な信頼のできる人に相談することが有効である。自分の言うことを聴いて下さる人の方が、専門的知識のある人よりも有効であることが多い。 周りの人で、うつ傾向のある人から話しかけられたら、冷静に話を傾聴して下さい。 指示や間違いの指摘、非難しないことが聞き手には求められます。 また、自殺防止のためには、あと送りは絶対にしてはいけません。 相談があった時には、ためらわずにすぐに傾聴してあげて下さい。

聞いてもらっただけで、自殺を思いとどまられる方が多いのです。ただし落着かれたら専門的医療等につなぐこと。うつ病薬の効果も高い。

- ア 里子さんの状況に問題が生じた際は、早期に児童相談所職員に相談を行うこと。
- イ 里親家族に何らかの支障(介護や経済的、健康面等)が生じた際には、アと同様に無理をしないこと。
- ウ 里子さんとの間で、安易な口約束をしないこと。約束したことは守ること。 里子さんが嘘をついた時の対応方法や、叱るときの方法、友達と喧嘩したとき の仲直りの方法などについて、里親さんとしてどのように対応するのか家族で 確認しておくこと。
- エ 地域の民生委員や保護司との交流、福祉ボランティアさんとの交流を日ごろか ら図ることが自らのストレングスになります。
- オ 里親活動を地域社会の活動として理解し、無理をしないこと。ストレスを発散できる工夫や相談を様子場合には早めに行うこと。
 - ストレスは誰にでもできるもので、ため込まないことが大事な解消法である。
- カ 家族とは、非血縁の関係で成り立っていることを理解してください。
- キ 実親からの性的虐待による家庭崩壊も増加をしている。
- ク コロナ過で子どもや女性の自殺が増加している。心理的要因は一番弱いところ に影響する。最近は年齢の低い人の増加がみられる。
- ケ SNSには、便利な面もあるが、いじめ等の問題や自由度が欠ける課題が多い ので注意喚起が必要。また携帯を利用した犯罪も多く発生しているのでフォロー が必要。

人から束縛されないような仲間づくりをすること。

コ 子どもの意見を適切に傾聴するトレーニングをする必要がある。 私の障がい児施設体験での体験例です。

*ケース1

いつも施設の小さな子どもに優しく接してくれる女子中学生ですが、夏休みになると実家に帰り、夏休みが終わるころにうつ状態になって帰ってくるケースがありました。

この様な時には、担当保母達は焦って聞きただすのではなく、時間をかけて戻していました。おそらく家族さんに心理的虐待があると思われるのですが、担当ケースワーカーからは家庭内の情報が得られずに困惑するケースでした。

*ケース2

暴力団員の父親から幼児期に虐待を受けて下枝の肢体自由になった男子。高校への進学を相談したとき、本人から工業高校に進みたいとの意見があり、小さな個室を与えて職員や大学生ボランティアの協力も得て学習指導を行った。

本人努力の結果、見事合格したが、しばらくすると「近所のガソリンスタンドでアルバイトをしたい」とのこと。施設から学校まで自転車や電車で通うことから、学業についていけるか心配したが、卒業までやり切って卒業し就職した。 高校の進路指導も理解があり、社員寮付きの中堅建物管理サービス会社に技術社員としての就職ができた。

また、ものおとなしい性格の彼は、小さな子どもたちの面倒を優しく観てくれ た思い出は忘れられません。

サ 里親さんに対する暴力やアフターケア施設の職員に対する暴力事件も発生した ことがあるので、注意を行う必要があります。危険性が予感できる時には、警 察に相談すること。

警察署には、定期的に法律相談員が配置されていて、市民からの相談を受けて もらえますので、遠慮なく相談してください。

真の武術家は、その技を他人に対して行うことはありませんが、習った武術を 喧嘩の道具として使用する者も現実的には多く、被害を受けない対応に留意し てください。

里子さんには、良い友人を持つことと、非暴力を大切にすることを教えてください。

- シ 里子さんの最善の利益が何かを考えて、進学や就労相談を行ってください。 時間をかけてマッチングできる仕事が望ましいのではと思います。
- ス 里子さんにかかる個人情報は入りにくいのですが、相談支援者としての観察を 行い、発達課題を確認し、その子の状態にあった対応を行うことが大切です。 成功と失敗の原因を理解できると、次の対応が見えてきます。
- セ 知識も大事ですが、里親さんとしてのスキルを磨かれて、里親さん同士の向上 を図ることが大切です。ご自身等のストレングスの強みを活用して生かして下 さい。
- ソ 人権については、各自治体で推進プランの改定作業が行われています。 私は、「岸和田市の人間尊重街づくり審議会」の市民委員として参加し、委員 の方々と人権規約づくり等に協力しています。

また、大阪ソーシャルワーカー協会の勉強会や地域の福祉人権部会のメンバーとして子育でサロンの実施、民生委員児童委員としての活動、通学路の見守り等も行い、合間に畑で自家用ミカンや野菜作りに取り組んでいます。

その後、妻がガンを患い、夫婦とも既往症を抱えて、里親にはなれずじまいです。

里親の皆様方にも、自己啓発につながる機会に地域の活動に参加して頂き、地域福祉の向上に繋げて頂ければと思います。

[PDCA を回して、ご安全に]

3. 参考事項

私が、ソーシャルワーカーとして、これまでに社会改良としての取り組み対応をした 事例を記させて頂きます。

①「らい予防法の廃止」について

私は社会福祉に転職する前に1冊の本を読みその影響をうけました。

「小島の春」という本ですが、国立療養所長島愛生園の女医さんが自叙伝として 書かれたもので、これほどまでに献身的に治療にあたられている人たちがいると感 銘をして転職をしました。

国立療養所を2回目に慰問をさせて頂いた時には、元患者様(園内では患者として対応されていました)の表情の硬さが気になり、よく考えるとお話しを直接聞く機会がないことに気づきました。

私なりに現状を調べると、諸外国に比べてわが国はハンセン病元患者の方にかかる法律、「らい予防法」の見直しがされずに、隔離の状態が続いていて、小説の内容と違う実態があったことも理解ができました。

患者の方々は、療養所でプロミンという治療薬で完治されているのに、隔離が見 直されていないところに、疑問を感じました。

その後朝日新聞厚生文化事業団の見学会があり、長島愛生園と邑久光明園での研修会に参加をさせて頂き、初めて元患者ご夫婦の部屋に入れて頂き、直接お話を聞かせて頂く機会を得ることができました。

奥様が温かいお茶を入れて下さり、家族と別れ離れになり辛い体験をされたにも 関わらず、優しい眼差しで、「主人と施設内で知り合い、結婚されて共に歩んでこ られ幸せだった」とのお話をお聞かせいただきました。

その時に、一日も早くこの人たちの人権回復支援のお手伝いしたいと考えました。 「この人たちのお元気なうちに、何とかできないものか」との思いから、日本ソーシャルワーカー協会会報紙に療養所訪問の紹介記事を投稿させていただきました。 読んでいただいた先生方からはご賛同をいただき、会長名での「らい予防法」の廃止に向けた提言も掲載を頂きました。

その後、全患協を始め各種支援団体、労働組合等の方々が廃止に向けた運動が行われた結果、平成4年に、小泉首相が「らい予防法の廃止」を記者会見で宣言され、

国会において全会一致で法改正がされるに至りました。

国立療養所長島愛生園のご夫婦とのお約束を何とか果たすことができました。

ソーシャルワーカー協会会報紙を読まれた会員諸氏の先輩方が、各方面に働きかけをして頂けたからこそ、できたことだと思っています。

らい予防法が廃止された後、日本社会福祉士会では、元患者様の相談活動等に支援協力をされました。

②「嘲笑う」という言葉の不適切な使用の廃止について

人権研修や各種マスコミによる書籍、新聞・テレビ等に不適切な使用がなされていましたので、大阪労働局に相談しましたが、けんもほろろな対応を受けました。

止む無く、個人でそれらの出版社や新聞社に差別的な使用を止めて頂くように苦 情相談としての投書をいたしました。

運悪く投書をしたすぐ後に、当該新聞社本社に火炎瓶が投げ込まれる事件が起きて、長らく私への返事がありませんでしたが、犯人が逮捕された後に連絡があり、 今後は配慮をしていただけることになりました。

しかし、別の出版社の月刊誌でまた、「ふふふとあざ笑った総理」との掲載があり、何回か編集責任者と意見交換を文書で行い、ようやく意をくんでいただけ、東京の 出版社協会での対応をとっていただけることになりました。

しかし、テレビ局では連絡や対応が一切なく、今も形容動詞としての使用が平然 となされています。

「冷ややかな態度」とか「冷笑」と記していただければと思います。

その言葉を使用されるのは、「私たちには痣がないのに痣笑われた」という見出し効果としての使用がされていて、それを看過すると痣のある人や障害を持った人などは笑われる対象ということになってしまいます。

痣は、血管腫という疾患名でありそのような使用方法は不適切なものです。また、「遺伝病ではないのに差別された」などとの記述や言い回しも、遺伝病の方に対する差別となり、使い方を誤まらないようにしなければなりません。

上記の企業には、「痣があることで採用選考を行ったら、違法ですよ」という主張もさせて頂きました。

大手企業の採用業務では当たり前のように、容姿による差別が行われて排除されている実態が多いのではないでしょうか。

この問題も、日本ソーシャルワーカー協会の会報誌に寄稿をさせていただき、その後に法改正がなされて、法務局では差別対象となるインセンシティブ事項について、「容姿や疾病に対する差別が、肌の色等とともに加えられています。

③社会的養護についての提言

私が NPO 法人を立ち上げたいきさつとは

私自身、在職中から、「退職後はファミリーホームの運営を行いたい」と児童養護施設などの指導員さんと話し合っていたのですが、信号待ちで停車中に、トラックに追突される交通事故にあい、頚椎の損傷をうけて全身麻痺となり、未承認薬の静注治療を緊急に受けて徐々に回復し、その後再発防止のために頚椎の拡大手術を受けました。

回復後、児相に赴き、「里親になりたい」との相談をしたのですが、身体的に「不可です」との返事がその場でいわれました。

また、ファミリーホームの管理者には、綱領で児童養護施設等の職員経験「3年」が必要とのことで、肢体不自由児療護施設の施設長をされていた経験では管理者としての対象にもならないとのことで、大阪府庁より厚生労働省に確認をしていただきましたが、返事は綱領に記載されていないとのことで、諦めざるを得ませんでした。

本記念誌に山本氏が調べられて、綱領が変更され、「都道府県知事が同等以上と認めた者も対象とする。」に改められています。

私は、このような障がい者施設無視の差別的綱領による管理者の選別ではなくて、 社会福祉主事や保育士・社会福祉士・医療施設経験者等の幅の広い方々を対象とし て、一定期間以上事故なく努められた人材を生かす方法に改正をすべきではと思っ ています。

因みに、厚生省の役人であった中川和雄氏(元大阪府知事)より、終戦後 GHO での職務を終えて帰国する高官が、「里親として児童を一人預かり連れて帰りたい」と申し出され、学業や身体能力の高い児童を候補にしたが、障がい児を希望され帰国されたとの話を聞かせて頂いたことがあります。

「今の日本の状況では、障害児には困難な状況が多いでしょうから」といわれた そうです。

そこで、里親が無理なら、里親さんに対する相談支援や広報支援をしてはと思い直して、知己の友人たちと相談して、平成26年2月に里親相談と広報を目的とする NPO を協力して立ち上げました。

そして、社会的養護についての在り方について、日本ソーシャルワーカー協会の会報紙への投稿や全国民生委員児童委員協議会にも里親活動への協力を図るべきとの意見を送付させていただきました。

その後、産経新聞に日本財団笹川陽平氏の提言が掲載され、また厚生労働省は、 社会的養護について、今後里親委託を中心に行っていくことを国の方針として発表 しました。これは、里親の皆様方が永年尽力されてきた活動実績が評価された賜物 です。今後は、児童養護施設と役割分担をして、とりくんでいただけたらと思います。

児童虐待数は増加の一途であり、今後も里親委託や児童養護施設(専門仕分け) の必要性は高く、子どもたちを守るための予算配分を適正にしていただきたいと思 います。

多様な支援課題を有する児童が増加する中で、現在の児童相談所の有資格者確保や配置人数の増員等の対応が求められています。機能の限界を越える状況は余談を許しません。専門職体制の再編が喫緊の課題ではと考えています。

里親会の皆様が、これからも児童相談所や支援機関の皆様と協力されて、一層里子さんの健全な発達のために尽くしていただけることを願っています。里親活動に必要な支援の輪が地域社会の中に設けられればとも思います。

④明治以降の社会的貧困と救貧運動・偏見の連鎖を断ち切るために

なぜ日本だけ、里親委託数が少ないのかを考えると、里親さんに対する社会の偏見がある事ではないかと思っています。歴史的に考えてみましょう。

明治になって、わが国の社会変革は大きく表れ、政治の行われ方や法律の制定、 産業整備等が多岐にわたって近代化がなされていきました。

欧米諸外国からの新しい文明が取り入れられて、めざましい改革が行われて、短期間のうちに外国と並べるまでに国力もついてきました。

しかし、大砲や銃器・艦船等の近代兵器が開発されて、先進国による植民地取得 争いが起きて、戦争による領土拡張の動きに巻き込まれていきました。

明治以降の社会的変化による経済的困窮者の増加や職を求めて都市へ流入する労働者のスラム形成が自然と行われていきました。

地方から出てきた低賃金労働者や生活困窮者の増加は、無理な戦争による経済の 悪化が主で、冷害による影響とされていますが、稲作労働力である若者が地方には いなくなったことが米騒動の原因であることが理解できます。

米をはじめとする物価の高騰に対して、労働者の賃金は低く抑えられ、田舎から都会に多くの人が労働者として集まりましたが、生活は改善しませんでした。

庶民の貧しい生活実態は、昭和になっても続き、昭和32年に里親制度が作られた時には4万人程おられた里親さんが、社会が豊かになった平成20年以降は2万人を下回るほどの激減をしています。

里親さんが必要とされるのに、減少するのは社会の偏見がいかに強かったかとい えるのではないでしょうか。

江戸時代の経済的困窮者は、知人からの紹介や口入屋による仕事の斡旋、非人部落での受け入れ等がなされて、何とか生活ができていました。

わが国では、江戸末期から明治維新以降の資本主義経済の導入で賃金が下がり、

さらに無理な戦争による混乱の中で農民家庭は米作ができずに崩壊し、生活困窮な 子どもや女性・高齢者たちが増加をしていました。

明治4年に制定された賎民廃止令によって、差別解消は行われましたが、戸籍には残り、新しい社会の中で就職や教育の機会も差別が続き、実態として生活困窮者が良い職を得るのは困難なことでした。

明治には、愛育社の井上三登治や池上感化院の池上雪枝、川口のヘンリー・ラニング、小林授産場の小林佐兵衛、博愛社の小橋勝之助と実之助、大阪養老院の岩田 民次郎、愛染橋保育所の石井十次などが、自費もしくは団体の支援による施設を設けて困窮者への救済が行われていました。

石井十次は、倉敷紡績の経営者より出資を受けて子どもたちを預かる施設を大阪 や岡山に設けて活動をしていました。

大正になっても、農村部の働き手である若者が少なくなり、大大阪などの都市に 多数流入して工場で働くようになり、冷害や米不足から生じた米騒動、戦争による 出兵や徴用、経済状態の悪化による低賃金化で困窮者が増加し、木賃宿のスラムが 新たに形成されていきました。

暴動を防ぐために、公費による保育所や隣保館等の福祉事業が必要となり、社会 的養護としての考えがもたれて公費が支給されるようになりました。

私の住む、岸和田市の事例ですが、寺田財閥を作られた寺田甚与茂氏の若いころの活動を自費出版で書籍にしておられる方があり、読ませていただきました。

大阪市内で貧しい暮らしをしていた少年が質屋に預けられ、頑張ったので主人から暖簾分けをしてもらい、質屋業に励み成功し、岸和田市で小さな織物業を始めました。

彼は、商いの才覚があり、岸和田紡績だけでなく、煉瓦会社、眼鏡製造会社等を 次々と起こして資産家として成功をしました。

しかし、寺田甚与茂氏は、「最もケチな男」といわれるほど、タクシー運転手に 1時間でも「どうしてタクシーは高いのか」詰め寄ったと記されています。

彼は、良心的な経営者によって慎ましく育てられ、儲けることだけでなく、社会 の役に立つことを目指した経営者であり、とても質素な生活をされていたと書かれ ています。

これからは、タクシー会社の必要性を運転手に伝えたかったのではないでしょうか。

岸和田市の市政組織編成や周辺地域の鉄道等の創設にも尽力され、現在も残る寺 田病院や福祉施設等の設立を親族がされました。

このような環境の中で成功者が努力をしましたが、国全体では国民の生活が疲弊 して、中流階級には税負担の意識ができていき、次第に制度がない中で里親として 預かる人に対しては、個人で預かることに偏見がもたれ始めていったのではないで しょうか。

大正7年におきた米騒動後には、大阪に北市民館が設けられ、スラムなどには、 木賃宿や子どもたちの福祉施設が初めて設けられ、大阪府は方面委員制度を設けて 地域の実態把握に努めました。

諸外国では、第二次世界大戦後社会が安定していくにつれて、社会福祉の質の向上や自立支援のために、社会的養護の必要な子どもたちの受け入れ先は、大規模な収容施設から、より家庭環境に近い里親家庭での受け入れが行なわれるようになっていましたが、わが国では里親委託は増えていきませんでした。

部落差別と同様に、スラムについての調査や改変意識は行政にはありませんでしたので、キリスト教の牧師であった賀川豊彦(1888年7月10日生・1960年4月3日没)は、自叙伝としての「死線を越えて」の中で、スラムの中の生活状況を記載しています。

彼は、四国の廻船業者である裕福な家の長男として生まれましたが、母が亡くなった後は後妻によって育てられ、仕事人間で家庭を顧みない父親とはうまくいきませんでした。

中学の時に教練の授業で銃剣術をさせられましたが、「戦争は嫌だ」と言って教 官から殴られ、近くの教会に通うようになり、外国人牧師と交流し洗礼も受けまし た。明治大学に進みましたが、2年で中退し神戸の神学校に進みました。

そして、神戸のスラムの社会改革を行うために、明治後期から大正にかけて夫婦でスラムの中に住み込んで救済活動を行いました。

彼が三宮の駅前に立って、路傍伝道をすると、人だかりがたちまちにできて、寄せられたお金で殺人事件があった家を買い、生活困窮者への支援を始めました。

ある時、警察にスラムの老婆が連れていかれたとのことで、賀川が駆け付けると、 母親からお金を預かって、乳飲み子を預かり、十分な面倒を見ないで放置していた 容疑だと知りました。

賀川は、心が折れるほど悩み、「必死にその乳飲み子の世話をして、悩み続ける と泣き声がして、彼は涙を流して我に返り老婆を引き取り、乳飲み子が元気になっ た後、実母に返しに行った」と、精神的な疾患に陥っていたと記しています。

彼は米国に渡りプリンストン神学校で神学と付属大学で労働学を学び2年で帰国 し、自叙伝である「死線を越えて」を発行し、ベストセラー作家にもなりました。

ロバート・オーエンの活動等を学んだ彼は、神戸の労働争議を収める活動や労働 組合運動を支援し、自主管理という手法でストライキを行いますが、闘争型の方法 を嫌い、以後は協同組合の設立運動へと転換して、ブレーンを増やして全国で共同 組合設立活動を支援しました。 現在の神戸生活協同組合(元灘生協)を始め、諏訪医療生協、農業・牧畜の共済同組合、リズム時計、桜美林大学等の立ち上げに彼とそのスタッフが支援しました。

また、賀川は、次第に貧困者の救済支援に乗り出し、大阪四貫島セツルメントを 設けて、艀に住む子どもたちを預かる隣保事業を行いました。その後同志社大学で 彼は隣保事業の必要性を説き、多くの福祉事業者を育てました。

また、中津済生会病院の運営にも関わり、患者の相談受付役として、ソーシャルワーカーの配置をわが国で初めて導入し、関東大震災の際には赤十字社や済生会等のスタッフを動員して東京に乗り込み支援を行っています。

このような資本主義社会の経営者と能力のある社員、肉体労働者という格差が生じて困窮者が増加します。さらに戦争が続き食料不足となり、農民も生活が苦しくなり、都市部に集まった安い賃金で働くスラムの労働者やその子どもたちの保護・医療・福祉・教育も必要となりました。

困窮した子どもたちは多くいて、児童労働から救おうとした人たちが外にもいま した。

大阪聖徳会を起こした岩田民次郎は、三河武士の家系で、貿易商の番頭につきましたが、独立して北海道の物産事業を起こしますが失敗して、無一文になりました。彼の子どもや老人の保護を行いたいとの志を知っていた元の顧客から寄付を受け、収容施設づくりを明治後期から始めました。

運営資金は、賛同者からの寄付で行いましたが、中傷により、警官隊の出動が数度もおきました。当時老人介護や児童の保護に対する偏見が、すでに相当あったのではないかと考えられます。

さて、開戦前には、米国のキリスト教関係者と反戦活動を秘密裏に連絡を取り合っていた賀川ですが、開戦賛同者への記名を何度も強要されて、キリスト教の関係者に迫害が及びかねなくなり、止む無く署名をしました。

終戦を迎えると今度は、右翼の大物や元軍人とともに一億総懺悔運動に参加させられました。

終戦後にマッカーサーが来日し、最初にあった日本人は賀川豊彦で、彼が戦前に 行っていた開戦反対の活動を知っており、一番信頼できる人間であると知っていた からです。

戦後荒廃した社会を再生していくために、賀川は、アメリカの民主党に倣い、社会党を設立して党首になりましたが、非暴力を望んだ彼は政治から離れて、戦後の社会福祉事業や医療事業、感染症予防事業を進め、その後は国際平和運動等に尽力をしました。

しかし、戦後も軍拡競争が激しくなり、彼は「宇宙悪」として止めるように提言 しましたが、人間の欲は「宇宙悪」となってとどまらずに、核開発がすすめられ、 各地での武力衝突が続いていきました。

原爆投下により終戦となりましたが、社会の混乱はひどく続き、福祉とは程遠く、カリコミと呼ばれた浮浪児・浮浪者の強制収容対策が行われました。

身寄りや生活の糧が無くなり、生きていくための犯罪や非行者が多く、生活を安 定させ、子どもには教育を受けさせることや治安に視点がおかれていました。

そのために、地域の人からはそれらの施設に対する偏見が再び生じました。

次第に社会が落ち着くと、児童福祉法や老人福祉法が設けられて、公費で施設が 運営され、設備の良い施設養護の方が、子ども達の発達には良い環境であるとの誤っ た理解・偏見から、里親さんの活動に協力する体制が地域には設けられませんでした。

この様に「社会的養護は施設で行うという考え方」が、戦後の政治や社会福祉行政の主体的理解であって、里親委託制度ができても、本格的にとらえようとは誰もしませんでした。子どもの養護は、大きく設備の行き届いた施設で預かることが望ましいとの偏見がうまれ、里親さんの活動が正しく理解されませんでした。

また、一時保護を行う児童相談所の職員にとっても、施設養護と里親委託の両対 応は、職員数の少ない中では負担のかかる事でしたので、諸外国の事例に学ぶこと は避けてきた感もあったのではないでしょうか。

そのような状況下にありながらも心ある里親会の皆様には、里親としてたくさんの子どもたちの成長を見守ってこられています。現在では里親会が主体的に新しい里親さんを開拓すべく、里親相談会を開催され、その成果が若い人たちにも表れて、増加をし始めています。

里親活動に対する偏見をなくすには、子どもの人権を大切にするという理解を進めていくことが必要だと思います。

里親会の皆さま方のこれまでの活動には、頭が下がる思いが致します。

⑤民生委員の役割

私は、民生委員児童委員としての活動を行う中で、地域の里親さんとの連携が取れていないことや、また民生委員の役割が行政につなぐ役割だという状況がありましたので、災害時の役割とともに全国社会福祉協議会宛てに、民生委員の役割について再考を頂くように意見書を送付させていただきました。

- ・民生委員児童委員は、地域福祉のソーシャルワーカーであり、相談支援が主の役割である。
- 災害時の緊急体制組織図とその際の役割は、救助活動ではなく相談支援である。
- ・「毎年10月に行われている里親月間の活動に、全国民生委員児童委員連合会も名を連ねていることから、取り組み方針について把握し、日々の活動取り組みが期待されています」との記載が令和4年発行民生委員必携第66集に記載がようやくされました。

今後地域の中で活躍されている民生委員児童委員と里親さんが連携して社会的養護を推進していくことが求められています。

以上のような活動を行ってきましたが、まだまだ子どもたちが安心して暮らせる社会に はなっていませんので、これからも里親さんの活動支援に当会として協力をしていければ と思っています。

皆様方には、今後とも本会活動に対するご協力を宜しくお願い申し上げます。

参考文献

評伝賀川豊彦 武藤富男 キリスト新聞社 暗い谷間の賀川豊彦 雨宮栄一 新教出版 貧しい人々と賀川豊彦 雨宮栄一 新教出版 復刻版死線を越えて 賀川豊彦 PHP研究所 おおさかの誇り福祉の先駆者たち 晃洋書房

> (特定非営利活動法人 里親を支援する会大阪 副理事長) (元 四天王寺福祉事業団)

1 活動報告

当会は、初代理事長が社会福祉法人四天王寺福祉事業団在職中から持っておられたファミリーホームの運営構想について、交通事故受傷後遺症や運営綱領における肢体不自由児療護施設経験者の適用不可などにより困難となりました。

そこで、里親支援活動(里親相談や広報活動)団体を設立されることとなり、同氏の友人や大阪ソーシャルワーカーの有志の協力を得て、平成26年2月14日に設立がされました。 児童養護施設などに対する支援団体や企業並びに制度的な支援は、数多くあったのですが、里親さんの活動を支援する団体や企業並びに制度的な支援はほとんどなく、里親さん

の人数も減員していく状況にありました。

西野元理事長は、社会的養護の在り方について施設中心主義から里親委託への転換を、 日本ソーシャルワーカー協会や全社協民生委員協議会等に呼び掛けられて、2016年に国 の方針が変更され、里親委託中心に改めることが決定いたしました。

設立後、西野氏と会員さんが初めてされた活動は、本部のある岸和田市山直南地区福祉 人権部会における、子育てサロンのデモンストレーションでした。

開設にあたり不安を持たれる福祉委員さんに参加して頂き、経験豊かな保育専門職の会員さんが初めて対面する幼児との交流を見学され、早速地元の保育職経験者や民生委員・主任児童委員のボランティアさんが中心となって開始をされました。

ホームページなどにより、里親相談や里親制度の普及・広報活動を行い、また大阪市里 親会様の行事に参加協力をしております。

4年前より、社会的養護の経験の深い、石井勲氏に理事長を担当していただいております。

今回、7周年記念誌を発行させていただき、関係者の皆様方より大変貴重に原稿をご出稿賜り感謝申し上げます。

里親会の皆様におかれましては、本記念誌を参考にしていただき、里子様の育成にご活用をして頂ければと存じます。

今後とも、皆様方には宜しくご協力のほどお願い申し上げます。

(西野昭政)

2 会員規定「里親を支援する会大阪」定款 第3章会員

■種別

正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人・および団体。

反社会的活動を行う団体に属している者は、正会員・賛助会員として

の入会を認めません。

賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人・および団体。

■会費

正会員は、入会金3,000円・年会費3,000円を納付のこと。 賛助会員は、入会金1,000円・年会費1,000円を納付のこと。

■手続き

入会・退会時には、理事長あてに入会・退会届出書の提出を要します。

3 養育(里親など)に関連する映画作品の紹介



♠「ありがとう、オカン」 2008/日本



「火垂るの墓」 2008/日本



「しあわせの隠れ場所」 2009/アメリカ



※「オレンジと太陽」 2010/イギリス・オーストラリア



※「ヒアアフター」 2010/アメリカ



「少年と自転車」 2011/ベルギー・仏・伊



◆「チョコレートドーナツ」 2012/アメリカ



「思い出のマーニー」 2014/日本



※「そして父になる」 2013/日本



※「草原の椅子」 2013/日本



「ANNIE アニー」 2014/アメリカ



「朝が来る」 2020/日本



「ある家族」 2021/日本



「育ててくれて、ありがとう」 2022/日本

【備考】

- *作品は、制作年順に紹介しています。
- *内容等は、ホームページをご参照ください。
- *「♠」印は、TVドラマによる作品です。
- *「※」印は、里親さんを舞台にしておりません。 子どもを養育するうえで、響く内容です。
- *「◆」印は、鑑賞年齢等にご注意ください。
- *紙面の都合上、割愛した作品も多くあります。

(友井秀一 提供)

編集後記

10名の方よりご出稿を賜り、大変貴重なご提言等を賜ることができました。

感謝申し上げますとともに、今後のご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

3月中頃より、ロシアによるウクライナ侵略戦争が開始され多くの人命が失われ、人権 侵害が起きています。

また近隣諸国やヨーロッパの軍事協定の再編や軍備の再編整備がすすめられようとしています。

戦火で死亡した子供たちの命やケガ、親の被災により孤児となった子どもたちへの支援が求められます。

経済的破綻をする国が出てきて内戦が生じたり、世界恐慌の恐れもあります。 悪夢が早く終わりますように祈りましょう。

特定非営利活動法人 里親を支援する会大阪 創刊号

発行年月日 2022年6月30日

発 行 者 石井 勲(理事長)

特定非営利活動法人 里親を支援する会大阪 〒596-0101 大阪府岸和田市包近町58番地の1

TEL: 0724-445-2508

編 集 者 西野 昭政(業務執行担当副理事長)

発 行 数 300部(非売品)発 行 所 有限会社 木村桂文社

〒615-8113 京都市西京区川島梅園町110

TEL: 075-381-9761 • 9784 FAX: 075-381-1510

E-mail: keibunsha@nifty.com

この記念誌は、社会福祉の研究用に作成していますので、その取り扱いには十分に注意して、 差別偏見行為がないように願います。

また、コピーや転載は禁じます。

記念誌を希望される方は、賛助会員費(年会費2,000円)を送付頂ければ、1 冊謹呈致します。 残部無くなり次第謹呈できません。

